

蒲 郡 市 地 域 防 災 計 画

- 風 水 害 等 災 害 対 策 計 画 -

- 地 震 ・ 津 波 災 害 対 策 計 画 -

< 令和 7 年 2 月 修正 >

蒲郡市防災会議

蒲 郡 市

蒲郡市地域防災計画

風水害等災害対策計画	1
地震・津波災害対策計画	257

蒲 郡 市 地 域 防 災 計 画

- 風 水 害 等 災 害 対 策 計 画 -

蒲郡市地域防災計画 【 風水害等災害対策計画 】 目次

第1編 総則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第4節 災害の想定	
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	3
第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
第4章 本市の特質と災害要因	16
第1節 自然的条件	
第2節 社会的条件	
第3節 本市における既往の災害とその被害	
第5章 風水害等の災害想定	23
第1節 基本的な考え方	
第2節 災害の想定	
第3節 被害の想定	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	25
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 水害予防対策	31
第1節 河川防災対策	
第2節 雨水出水対策	
第3節 海岸防災対策	
第4節 浸水想定区域における対策	
第5節 地下空間の浸水対策	
第6節 農地防災対策	
第7節 地盤沈下の防止	
第3章 土砂災害等予防対策	39
第1節 土地利用の適正誘導	
第2節 土砂災害の防止	
第3節 砂防対策	
第4節 治山対策	
第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
第6節 宅地造成の規制誘導	

第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	
第4章 事故・火災等予防対策	44
第1節 海上災害対策	
第2節 航空災害対策	
第3節 鉄道災害対策	
第4節 道路災害対策	
第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	
第6節 高圧ガス保安対策	
第7節 火薬類保安対策	
第8節 林野火災対策	
第9節 地下街等の保安対策	
第5章 建築物等の安全化	53
第1節 交通関係施設対策	
第2節 ライフライン関係施設対策	
第3節 文化財保護対策	
第4節 防災建造物整備対策	
第6章 都市の防災性の向上	60
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
第2節 防災上重要な都市施設の整備	
第3節 建築物の不燃化の促進	
第4節 市街地の面的な整備・改善	
第7章 中山間地等における孤立対策	62
第1節 孤立危険地域の把握	
第2節 孤立への備え	
第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	64
第9章 避難行動の促進対策	71
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第2節 緊急避難場所及び避難路の選定	
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
第5節 避難に関する意識啓発	
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	77
第1節 避難所の指定・整備等	
第2節 要配慮者支援対策	
第3節 帰宅困難者対策	
第11章 広域応援・受援体制の整備	85
第1節 広域応援・受援体制の整備	
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第4節 防災活動拠点の確保等	
第12章 防災訓練及び防災意識の向上	89
第1節 防災訓練の実施	
第2節 防災のための意識啓発・広報	

第3節 防災のための教育

第13章 防災に関する調査研究の推進	94

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）	95

第1節 蒲郡市災害対策本部

第2節 職員の招集

第3節 災害緊急初動隊の編成

第4節 活動マニュアル等の整備

第5節 県及び防災関係機関の活動体制の整備

第6節 職員の派遣要請

第7節 災害救助法の適用

第2章 避難行動	100

第1節 気象警報等の伝達

第2節 避難情報

第3節 住民等の避難誘導等

第4節 広域避難

第3章 災害情報の収集・伝達・広報	111

第1節 被害状況等の収集・伝達

第2節 通信手段の確保

第3節 広報

第4章 応援協力・派遣要請	132

第1節 応援協力

第2節 応援部隊等による広域応援等

第3節 自衛隊の災害派遣

第4節 ボランティアの受入

第5節 防災活動拠点の確保等

第5章 救出・救助対策	145

第1節 救出・救助活動

第2節 海上における避難救出活動

第3節 航空機の活用

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	150

第1節 医療救護

第2節 防疫・保健衛生

第7章 交通の確保・緊急輸送対策	158

第1節 道路交通規制等

第2節 道路施設対策

第3節 港湾・漁港施設対策

第4節 鉄道施設対策

第5節 緊急輸送手段の確保

第8章 水害防除対策	171

第1節 水防

第2節 防災営農

第3節	流木の防止	
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	177
第1節	避難所の開設・運営	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第10章	水・食品・生活必需品の供給	182
第1節	給水	
第2節	食品の供給	
第3節	生活必需物資の供給	
第11章	環境汚染防止及び地域安全対策	188
第1節	環境汚染防止対策	
第2節	地域安全対策	
第12章	遺体の取扱い	190
第1節	遺体の搜索	
第2節	遺体の処理	
第3節	遺体の埋火葬	
第13章	ライフライン施設等の応急対策	193
第1節	電力施設対策	
第2節	ガス施設対策	
第3節	上水道施設対策	
第4節	工業用水道施設対策	
第5節	下水道施設対策	
第6節	通信施設の応急措置	
第7節	郵便業務の応急措置	
第8節	ライフライン施設の応急復旧	
第14章	海上災害対策	200
第15章	航空災害対策	206
第16章	鉄道災害対策	210
第17章	道路災害対策	214
第18章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	217
第1節	危険物等施設	
第2節	危険物等積載車両	
第3節	危険物等積載船舶	
第19章	高圧ガス災害対策	220
第1節	高圧ガス施設	
第2節	高圧ガス積載車両	
第3節	高圧ガス積載船舶	
第20章	火薬類災害対策	220
第1節	火薬類関係施設	
第2節	火薬類積載車両	
第3節	火薬類積載船舶	
第21章	大規模な火事災害対策	225
第22章	林野火災対策	228

第23章 住宅対策	231
第1節 被災宅地の危険度判定	
第2節 被災住宅等の調査	
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節 住宅の応急修理	
第6節 障害物の除去	
第24章 学校における対策	237
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節 教育施設及び教職員の確保	
第3節 応急な教育活動についての広報	
第4節 教科書・学用品等の給与	
第4編 災害復旧・復興	
第1章 復興体制	240
第1節 復興計画等の策定	
第2節 職員の派遣要請	
第2章 公共施設等災害復旧対策	242
第1節 公共施設災害復旧事業	
第2節 激甚災害の指定	
第3節 暴力団等への対策	
第3章 災害廃棄物処理対策	246
第4章 被災者等の生活再建等の支援	248
第1節 罹災証明書の交付	
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
第4節 金融対策	
第5節 住宅等対策	
第6節 労働者対策	
第5章 商工業・農林水産業の再建支援	255
第1節 商工業の再建支援	
第2節 農林水産業の再建支援	

第1編 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画―風水害等災害対策計画―

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、蒲郡市防災会議が蒲郡市の地域に係る防災計画として作成する「蒲郡市地域防災計画」（以下、「本計画」という。）の「風水害等災害対策計画」編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 蒲郡市防災会議は、毎年、愛知県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

ア 市民の生命を最大限守る

イ 地域及び社会の重要な機能を維持する

ウ 市民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する

エ 迅速な復旧復興を可能とする

3 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「蒲郡市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等

第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等

第4節 災害の想定

(1) この計画が取り上げる災害は、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件、人口、都市化の状況、産業の集積等の社会的条件並びに過去の災害発生状況を勘案し、次に掲げるものを想定した。

- ア 台風による災害
- イ 高潮による災害
- ウ 集中豪雨等異常気象による災害
- エ 大規模な火災
- オ 危険物の爆発等による災害
- ※ 愛知県石油コンビナート等防災計画に定める災害を除く。
- カ 可燃性ガスの拡散
- キ 有毒性ガスの拡散
- ク 航空機事故による災害
- ケ その他の特殊災害

(2) 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- ア 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域

(3) この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市及び防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、市及び防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「活気のある蒲郡」、「元気のある蒲郡」を目指している本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・

伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県、他市町村及び企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、本計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性または公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設置または物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の指示を行う。
- (5) 被災者の救助を行う。
- (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (7) 水防活動及び消防活動を行う。

- (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (10) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (11) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (12) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (13) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (14) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (15) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (17) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 県

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- (3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 避難の指示を代行することができる。
- (6) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (14) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (15) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給または調達若しくはあつせんを行う。
- (16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (17) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏洩（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (20) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (23) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (24) 名古屋飛行場の防災対策を実施する。
- (25) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

【県警察】

- (1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関するを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備または物件の除去を行う。
- (5) 避難の指示または警告及び誘導を行う。
- (6) 人命救助を行う。
- (7) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。
- (8) 災害時における交通秩序の保持を行う。
- (9) 警察広報を行う。
- (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。
- (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

3 指定地方行政機関

【中部管区警察局】

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。
- (2) 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関するを行う。
- (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。
- (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。
- (5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。

【東海財務局】

- (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。
- (3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず、必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。
- (5) 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
- (6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

【東海北陸厚生局】

- (1) 災害状況の情報収集・連絡調整
- (2) 関係職員の派遣
- (3) 関係機関との連絡調整

【東海農政局】

- (1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。

- (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。
- (10) 食料品の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、または消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

【中部森林管理局】

- (1) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等について、知事等から要請があった場合、国有木材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。
- (2) 知事、市長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

【中部経済産業局】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。
- (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。
- (5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。

【中部近畿産業保安監督部】

高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。

【中部運輸局】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就労勧奨を行う。
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な行政指導を行う。
- (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
- (5) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令または公益命令を発する措置を講ずる。
- (6) 鉄道、バスの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関連輸送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

- (11) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

【大阪航空局中部空港事務所】

- (1) 航空保安施設の管理運用を行う。
- (2) 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。
- (3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。
- (5) 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- (6) 運輸安全委員会に対する航空機事故調査の援助を行う。
- (7) 自衛隊の災害派遣要請を行う。

【第四管区海上保安本部】

- (1) 情報の収集、伝達を行う。
- (2) 船舶・臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。
- (3) 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
- (4) 海上における船舶交通の安全の確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。
- (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法・海上交通安全法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。
- (6) 海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、または禁止する。
- (7) 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (9) 海上における治安を維持する。

【名古屋地方気象台】

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

【東海総合通信局】

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。
- (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のため応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。
- (3) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。
- (5) 非常通信協議会の運営に関することを行う。
- (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。

【愛知労働局】

- (1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。

- (2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (4) 被災者の医療対策について必要が認められるときは、管轄区域内にある労災病院または労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。
- (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- (7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う

〔中部地方整備局〕

(1) 災害予防

- ア 降雨、河川水位などについて観測する。
- イ 木曽川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔（木曽川中流、木曽川下流、長良川下流、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路）氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。
木曽川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。
- エ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
- オ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
- カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- キ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

(2) 初動対応

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

(3) 応急復旧

- ア 災害が発生した場合またはおそれのある場合、必要な体制を整え所掌業務を実施する。
- イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ路上障害物の除去等を実施する。
- エ 災害発生後、体制を速やかに整え所管施設の緊急点検を実施する。
- オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- カ 海上の排出油に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- キ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策機械・油回収船・浮体

式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

〔中部地方環境事務所〕

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

〔近畿中部防衛局東海防衛支局〕

- (1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。
- (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

〔国土地理院中部地方測量部〕

- (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の搜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路または水路の啓開を行う。
- (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付または譲与を行う。
- (12) 危険物（火薬類）の保安及び除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

5 指定公共機関

〔独立行政法人国立病院機構〕

医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

〔独立行政法人水資源機構〕

水資源開発施設等（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

【独立行政法人地域医療機能推進機構】

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

【独立行政法人都市再生機構】

- (1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

【日本銀行】

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

- (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
 - ア 通貨の円滑な供給の確保
 - イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - ウ 通貨および金融の調節
- (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ア 決済システムの安定的な運行に係る措置
 - イ 資金の貸付け
- (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (5) 各種措置に関する広報
- (6) 海外中央銀行等との連絡・調整

【日本赤十字社】

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成、確保するとともに、医療機材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- (2) 避難所の設置に係る支援を行う。
- (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- (4) 血液製剤の確保と供給を行う。
- (5) 日常から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。
なお、配分にあつては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
- (6) 義援金等の受付及び配分を行う。
なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速・公正な配分に努める。

【日本放送協会】

- (1) 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
- (2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 放送施設の保守を行う。

【中日本高速道路株式会社】

高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

【中部国際空港株式会社】

- (1) 空港及び航空保安施設の管理運用を行う。
- (2) 空港における航空機事故の予防を図る。
- (3) 空港施設の応急点検体制を整備する。
- (4) 航空機輸送の安全確保と、空港施設の機能確保を行う。
- (5) 空港及び空港周辺の航空機事故における消火救難活動を行う。

(6) 航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。

〔東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社〕

- (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- (2) 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (4) 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

〔日本郵便株式会社〕

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

〔中部電力株式会社（※）、株式会社JERA〕

- (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
 - (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。
- (※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)

〔東邦瓦斯株式会社（※）〕

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。
 - (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
- (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)

〔日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社〕

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

〔西日本電信電話株式会社〕

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等警報を市へ連絡する。
- (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

〔エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社〕

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

〔KDDI株式会社〕

- (1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 災害応急措置の実施に必要な通信について、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

〔株式会社NTTドコモ〕

- (1) 災害時における情報等の正確・迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 携帯電話等サービス契約約款に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

〔ソフトバンク株式会社〕

- (1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

〔楽天モバイル株式会社〕

- (1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

〔一般社団法人日本建設業連合会〕

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

〔株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス〕

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6 指定地方公共機関

〔愛知県土地改良事業団体連合会〕

土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。

〔各港湾施設の管理機関〕

港湾施設等（水門、こう門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等）の維持管理を行うとともに、災害予防・応急復旧のための措置を行う。

〔各ガス事業会社〕（東邦瓦斯株式会社を除く）

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

〔一般社団法人愛知県トラック協会〕

災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

〔各鉄道事業者〕

東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

〔各民間放送及び新聞社〕

日本放送協会に準ずる。

〔愛知県道路公社〕

愛知県道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又は管理を行うとともに災害復旧を行う。

〔一般社団法人愛知県医師会〕

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県歯科医師会〕

- (1) 歯科保健医療活動に協力する。
- (2) 身元確認活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県薬剤師会〕

- (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔公益社団法人愛知県看護協会〕

看護活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県病院協会〕

医療及び助産活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県LPガス協会〕

- (1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後はLPガス設備の災害復旧をする。

〔一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会〕

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔産業経済団体〕

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

〔文化、厚生、社会団体〕

日本奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。

〔危険物施設の管理者〕

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

〔その他重要な施設の管理者〕

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第4章 本市の特質と災害要因

第1節 自然的条件

1 地形

本市は、本州のほぼ中央部の太平洋岸の愛知県東南部に位置し、三河湾の海岸線に沿って東西に長く、平野をとりまくように山地が分布しており、地形については山地、台地、低地の3つに大別される。

(1) 山地

本市の山地は、三河山地（三河高原）の南西端部にあり、国道1号線・名古屋鉄道本線等が走る御油谷断層（鉢木川―音羽川断層）とJR東海道本線が走る深溝地震断層間の宝飯山地（遠望峰山地）及び三ヶ根山を主峰とする幡豆山地（三ヶ根山地）に囲まれている。

これらの山地の山頂の高さは300～450mと比較的そろい、三河隆起準平原の一部をなしており、山地斜面は比較的急である。

また、開墾等により自然状態に近い山地は少なくなっている。

(2) 台地（蒲郡台地）

遠望峰山の南麓から三ヶ根山の東にかけては、山地を縁取って台地が分布しているが、これらの大部分はかつての扇状地が開析された砂礫段丘である。

段丘は、上位・中位・下位・低位の4段に分けられ、中位段丘が卓越し、最近の年代測定の結果は、上位面が12万年前かもう少し新しい時代、中位面は8～6万年前程度である。

(3) 低地

旧蒲郡町付近は低地が広く発達しているが、これらは山地や台地を開析する谷底平野、さらに前面の海岸平野及び人工的な盛土地からなっている。

谷底平野は全体として平坦であるが、徐々に下流側に標高を下げていき、海岸平野は海岸線沿いに細長く延びている。

また、市街地の南面の三河湾沿岸は、広大な盛土地が造成され、工場、住宅地等に利用されている。

2 地質

本市における地質は、領家帯の花崗岩類と変成岩類を基盤とし、これを不整合に覆う半堆積物よりなる。

(1) 領家花崗岩類

本市の東側及び西側の丘陵地には、長野県下伊那郡天竜村を模式地とする神原トータル岩（神原石英閃緑岩）が点在している。一般に中粒の花崗閃緑岩～石英閃緑岩よりなり、年代は白亜紀である。

(2) 領家変成岩類

本市の変成岩類は、珪質片麻岩と雲母片麻岩より構成されている。

ア 珪質片麻岩

灰白色、細粒～中粒で、やや片状構造を示す。ときに珪岩に移行してしばしば雲母片麻岩と細かい互層をする。

イ 雲母片麻岩

灰色～暗灰色、細粒～中粒で縞状構造をもつ。特に細粒質の雲母片麻岩中には、片状ホルンフェルスも含まれる。

(3) 段丘堆積物（第四紀更新世）

低位・中位段丘堆積物層からなり、主として領家変成岩類、花崗岩類から由来した礫からなり、垂角礫が主要なものである。礫の大きさは大～小礫で、花崗岩質の砂、シルトのレンズをはさんでいる。

(4) 低地堆積物（第四紀完新世）

三角州・海岸平野の堆積層、谷底低地の現河床堆積層から構成され、厚さは一般に15m以下であり、主に泥・砂・礫からなる。

3 気候

本市は、南は三河湾に面し、東・西・北の三方が山に囲まれており、内陸地域に比べて冬は温暖で、気温の年格差が小さいという特色がある。

年間の天候別日数は、快晴または晴天が50～60%、曇天が30%前後、残りが雨天で雪の日はほとんどなく、大変生活しやすい気候条件である。

(1) 気温

本市の平均気温は、冬季においても摂氏零度を下ることがなく比較的温暖であり、夏期においては26度から28度あたりで、通年で15度前後となる。

最低気温の極値は摂氏マイナス5度（昭和38年1月）が、最高気温の極値は摂氏38.5度（平成7年8月）が記録されている。（消防本部調）

(2) 降水量

本市の降水量は、年平均1,500mm前後で、冬季においては月平均100mm以下となり、梅雨期と台風シーズンに月平均200mmを超えている。

昭和37年7月27日の日最大降水量221mmの記録を平成20年8月29日に236mmで更新しているが、局地的集中豪雨による災害は比較的少ない。

4 河川・海岸

本市の河川は、41河川、延長58,415m、うち二級河川の延長が8,600m、準用河川が19,204m、普通河川が30,611mとなっている。令和3年4月の河川改良の状況は、改良済延長53,419m、改良率91%に達している。

また、本市の海岸は、総延長約28kmで、護岸整備はほぼ100%完了している。

第2節 社会的条件

風水害等の災害は、台風、大雨等を原因とする事前に予知できるものと、大火災、爆発、航空機の墜落等予知できないものに大別できる。

本市の場合、風水害等により被害が拡大する社会的災害要因としては、次のような点が指摘できる。

1 人口

本市の人口は、少子高齢化に伴い平成元年の約8万5千人から令和3年の約8万人（外国人約3,000人を含む）へと減少傾向にある反面、世帯数は毎年増加傾向を示している。

また、急激な高齢化や国際化に伴う、老人、外国人の増大等、災害弱者の増大も見逃せないところである。

2 土地利用

本市は、繊維産業を中心とする商工業、柑橘を主とする農業や水産業などが発達し、東三河の中核都市としてその役割を果たすとともに、温暖な気候と美しい自然景観に恵まれ、三河湾国定公園の中心地として県下有数の観光地となっている。

市域の総面積は56.94km²で、そのうち約3分の1を占める市街化区域については、近年、中高層建

建築物による土地の高度利用が進みつつあるが、三谷、蒲郡、形原、西浦の旧市街地は、再開発や土地区画整理が進まず、住工混在の様相を呈し、災害時における被害拡大の危険性をはらんでいる。

市街化調整区域は、柑橘園や施設園芸用地が山すそまで広がり、高度な畑地利用が進む一方、市街化区域との境界周辺はかなり市街化が進展してきている。

臨海部一帯は、明治以降の埋立地が多く、特に浜町、北浜地域等は、高度成長期以降に工業地域、住宅地域として造成され、海陽町はじめ海岸埋立てによる土地造成が進行している。

3 産業

本市の産業は、農業については柑橘に代表される果樹栽培農家が多く、平成22年の農業センサスによれば経営耕地面積は635ヘクタール、うち樹園が509ヘクタール、田が46ヘクタール、畑が79ヘクタールとなっている。

特にハウスみかんは全国的にも有名で、蒲郡市農協調査によれば平成25年2月1日現在市内に469棟のハウス、38.8ヘクタールの栽培面積を有している。

漁業については、三谷、形原、西浦の3箇所に魚市場があり、底引き網漁業を中心に採貝等に従事する者が140名余、漁船は小型動力船が主で98隻余が操業している。

工業については、綿織物、ロープ等の繊維工業が主で、自動車関連の輸送機器、電気、プラスチック製品製造が続く、精密工業や化学工業等様々な製品が製造されている。

従業者数規模からみた場合、大半が30人未満の零細・小企業で、300人未満の中企業を加えるとほぼ100%近くになる。

市内の製造業の事業所数は、平成21年の経済センサスによると856事業所となっている。

本市の産業の特色である観光については、三谷温泉、形原温泉、西浦温泉、竹島地区に平成26年4月1日現在24の旅館、ホテルがあり、このほかに保養所等もあり、年間宿泊者数64万人という県下でも有数の観光地となっている。

宿泊者数を加えた年間の観光客は約670万人、1日当たりに換算すると約1万8千人になり、本市の規模は10万に匹敵することになる。

これら本市の多様な産業構造は、災害時に複雑な被害発生の一因となり、また、多種多様な化学薬品の使用により二次災害の危険性も含んでいる。

4 ライフライン施設

人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっているため、これらの施設が被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

5 自動車、鉄道等の高速交通機関

本市の自動車交通は、公共交通機関の整備の遅れや、自動車の持つ利便性、機動性等からかなり個人所有の自動車に依存した交通体系になっている。

道路もこうした自動車交通の発達に対応した整備を進めてきたが、自動車の増大に追いつくことができず、各所で交通渋滞を引き起こす要因となり、災害時における緊急輸送用車両の通行等の阻害となるばかりか、火災等災害拡大の危険要因となるおそれがある。

6 危険物等の集積

産業の発展により危険物等の集積があることも大きな災害要因となる。

特に本市は臨海部埋立地に工場等が立地し、大量の危険物が集積しており、火災、爆発等の災害の発生が心配されるところである。

7 コミュニティ意識の低下

近年、市民意識の変化、価値観の多様化により、人と人との結びつき、地域連帯感や郷土愛が希薄化しつつある。

風水害等の災害を最小限に食い止めるためには、「自分の家やまちは自分で守る。」という一人ひとりの防災意識の高揚とともに、自主防災組織の強化等、地域における防災意識の高揚を図ることが重要である。

このような急速な社会的条件の変化によって、自然災害に加え、人為的な災害の発生が懸念される。

現状ではこうした新しい災害要因への対応は決して満足すべき状態にあるとはいえない。

したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

第3節 本市における既往の災害とその被害

1 自然災害

地震を除く自然災害は、干ばつ、台風等による風水害が主で、他に昆虫類の異常発生による災害も可能性としてあるが、都市化の伸展、科学の進歩した近年では比較的発生率は少ないものと推測される。

(1) 干ばつ

明治以前の干ばつは、幾多の記録が残されているが、明治以降は特に大きな被害をもたらした干ばつは少なくなっている。

特に昭和43年6月に豊川用水が市内に通水されてからは皆無となっている。

しかし、豊川用水に100%依存している本市は工業化や下水道の伸展により、現在では慢性の水不足に悩まされている。

(2) 風水害

本市が大きな被害を受けた著名な風水害に明治22年の台風災害がある。

愛知県の被害は、死者876名、家屋倒壊7,191戸、破損が55,626戸、流失7,132戸、浸水31,730戸などの大きな被害であった。

市内の被害は、合併前等の理由により正確な記録はないが、大塚村の記録に死者14名、全壊16戸等の被害が、形原村の記録に家屋流失36戸、全壊55戸等の被害が残っている。

戦後の大災害として、昭和28年の13号台風と昭和34年の伊勢湾台風の2つがあげられる。

その被害は主に高潮によるもので、被害状況は次のとおりである。

ア 13号台風

昭和28年9月25日現在

町村名			大塚村	三谷町	蒲郡町	塩津村	形原町	西浦町	計
人的被害	死者（人）					1	9		10
	行方不明（人）								
	軽傷（人）		6	40	68	1	2		117
	計（人）		6	40	68	2	11		127
住家の被害	全壊	戸数（戸）	24	42	20	36	19	9	150
		人数（人）	114	235	94	158	76	61	738
	流失	戸数（戸）	36	42	42	56	13	6	195
		人数（人）	55	210	168	240	65	41	779
	半壊	戸数（戸）	53	292	480	71	120	25	1,041
		人数（人）	228	1,635	1,119	357	600	125	4,064
	床上浸水	戸数（戸）	79	909	1,150	89	200	104	2,531
		人数（人）	159	5,090	3,256	529	1,009	247	10,290
	床下浸水	戸数（戸）	7	300	778	70	370	107	1,632
		人数（人）	50	1,680	2,158	422	1,850	436	6,596
	合計	戸数（戸）	199	1,585	2,470	322	722	251	5,549
		人数（人）	606	8,850	6,795	1,706	3,600	910	22,467
非住家の被害			134	110	362	652	84	11	1,353
田畑	田	流失埋沈（町）	6	19	2		7.2		34.2
		冠水（町）	50	10.2	28	60	36	27	211.2
	畑	流失埋沈（町）	15	4.8			4		23.8
		冠水（町）	23	0.7	25	塩田 22 25	7		塩田 22 80.7
	計		94	34.7	55	塩田 22 85	54.2	27	塩田 22 349.9
道路決潰（箇所）			5	3	5	2	1	7	23
延長（m）			100	1,148	1,500	270	630	800	4,448
橋梁流失（箇所）			10	7	5	4	1	3	30
堤防決潰（箇所）			6	5	11	13	8	19	62
延長（m）			1,820	490	4,200	2,992	830	800	11,132
船舶被害（件）			36	58	6	7	43	82	232

（宝飯郡地方事務所調査）

イ 伊勢湾台風

昭和34年12月31日現在

種類 市町	人的被害					住家の被害						非住家被害	当時の人口
	死者	行方不明	重傷	軽傷	計	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水	計		
蒲郡市	2	—	5	361	368	197	52	493	1,625	562	2,929	1,693	53,823
形原町	2	—	4	69	75	37	4	141	182	68	432	216	12,546
西浦町	1	—	2	3	6	61	—	185	7	29	282	147	6,637
計	5	—	11	433	449	295	56	819	1,814	659	3,643	2,056	73,011

「伊勢湾台風災害復興計画書」

これら2つの台風による災害復興で護岸改修や建設、海面埋立てが実施され、その後、特に高潮災害による被害は出ていないが安心はできない状況にある。

前記3つの災害以外に、台風や集中豪雨により本市が被災した災害の主なものは、昭和46年の台風23号、昭和47年の台風20号、昭和49年7月の集中豪雨、昭和50年の台風13号、昭和52年7月の集中豪雨、昭和57年8月の集中豪雨、平成元年の台風22号、平成2年の台風19号及び20号、平成6年9月、平成20年8月の集中豪雨等が上げられるが、被害の程度は床上・床下浸水や一部建物の損壊、崖・土砂崩れ、道路の一部冠水、農水産物被害等で、人的被害も死者の発生はなく軽傷程度で済んでいる。

また、特異な災害として平成6年9月27日に発生した竜巻が上げられる。

台風26号が接近している夕方5時過ぎ、三河湾で発生したと思われる竜巻が竹島橋の東岸あたりから上陸し、竹島町、松原町、神明町にかけて吹き抜け、半壊家屋11棟、一部損壊99棟、台風の被害と合わせて約1億3千万円の被害総額であった。

2 火災

昭和36年に消防本部、消防署が蒲郡市に設置された。

設置以後の統計によると、市内の火災発生状況は、織布に代表される繊維工場等からの出火や観光旅館からの出火に特色がみられる。

大規模火災の発生は未だ経験のないところであるが、区画整理や再開発が進んでいない木造住宅密集地からの出火は、その発生のおそれを多分に含んでいる。

統計が取られて以後の死傷者が出た代表的な火災は、昭和44年9月に発生した織布工場からの出火で、死者3人、負傷者3人という記録が市内における人的被害の最大のものとして残されている。

特異な火災としては、昭和42年11月に三谷町地内で発生した列車火災がある。

東海道本線下り急行安芸の食堂車から出火し、死者2人の被害が出ている。

旅館火災も昭和39年に三谷温泉で、昭和42年に三谷温泉、形原温泉で、昭和43年に西浦温泉で、昭和45年にも同じく西浦温泉でそれぞれ負傷者1～2人の火災が発生している。

その後においては防火基準等の強化により特に目立った旅館火災は発生していない。

3 ガス爆発

本市において大規模な被害が発生したガス爆発は今のところ発生していないが、昭和54年2月に三河湾スカイライン沿線（幸田町地内）に立地する保養所三河ハイツでガス爆発が発生した。

原因は、レストランのせり上げ式舞台下あたりの埋設配管から漏洩したプロパンガスが舞台下に充満し、何らかの点火源により引火したものと推定され、保養所の従業員の歓送迎会が行われていた最中の事故で死者2人、重軽傷者19人という惨事となり、幸田町、蒲郡市、岡崎市の各消防署の救助隊が出勤し、救助にあたった。

4 航空機等事故

平成9年1月24日夕刻、トヨタ自動車株式会社社員らを乗せ、静岡県御殿場市から愛知県豊田市へ向かったヘリコプターが三河地方で行方不明になった。

当日は悪天候であったため、機体は翌朝になって、本市からわずか10数メートルに位置する岡崎市の山中で発見された。

市は、災害対策本部を設置し、行方不明者の救急救助活動を行ったが、搭乗者8人全員即死という惨事となった。

航空機が日に何百便と飛び交う現代において、航空機等の事故に対する防災の研究が積極的に進められる必要性が高まっている。

5 その他特殊災害等

近年、化学工業の発達に伴いアルキルアルミニウム等の有毒な薬品を使用する事業所の増加とともにその輸送業務の拡大により、化学薬品等に関する事故の危険性が高まっている。

ひとたび事故が発生すると、化学薬品等の特殊性及び有毒性により住民に多大な被害をもたらすおそれがあるため、こうした特殊災害に対する防災の調査・研究が積極的に進められる必要性が高まっている。

第5章 風水害等の災害想定

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる災害は、第1に台風、高潮、集中豪雨による風水害で、これらについては、気象観測が進んだ現在においてかなり予測可能な状況にあり、事前にある程度の対策を取ることができる。

次に大規模火災であるが、本市の都市構造を調査し、出火元の想定から大規模火災への発展過程をシミュレートし、予測される被害の規模や様相を調査研究する必要がある。

また、航空機の墜落やその他特殊災害についても、それらの発生の危険性、予測される被害の規模や様相等を調査研究することにより、本計画における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の目標とするものである。

第2節 災害の想定

本市では過去に大きな風水害の経験があり、本計画の災害想定は特にその規模、被害の大きさを考慮して、伊勢湾台風規模の台風を想定災害とし、その他の特殊災害等にも対応できるものとする。

第3節 被害の想定

昭和34年の伊勢湾台風の人的被害では、市内に死亡5人、重傷11人、軽傷433人が記録されている。

その後の気象観測の進歩、護岸整備等治水事業の伸展、建築物の強化等により、現在伊勢湾台風規模の台風が襲来しても、これほど多くの人的被害の発生は考えられず、事前の避難行動等により最小限の人的被害で済むものと推測される。

物的被害については、伊勢湾台風当時において老朽化した木造住宅等が風害により全壊家屋295棟、半壊家屋819棟が、主に高潮被害により流失56棟、床上浸水1,814棟、床下浸水659棟が、その他非住家被害が2,056棟に達し、国道23号線もいたるところで冠水し、公共施設、農水産物施設、商工業施設の被害も甚大で、住機能障害や生産機能障害等により生活困窮、経済活動低下を引き起こした。

今日、高潮被害は比較的軽度なものに止まることが予想されるが、一部で破堤が発生し、また、多大な降雨量と高潮が重なった場合に河川の水量が海に排水できずに、海岸付近や河口付近の住宅等に床上、床下浸水の被害が多数出ることが予想される。

商工業施設の被害は、比較的軽度で短期間に機能回復が図られるものと推測される。

農水産施設の被害は、かなり大きくなるものと推測され、生産活動に支障を来すおそれが多分にあるものと思われる。

公共施設の被害も河川、道路、海岸堤において相当の被害発生が想定されるが、機能回復は比較的短期間に行われるものと思われる。

本計画では、被災世帯数、被災人口、生産低下率等を次のように想定し、災害応急対策、復旧計画に反映するものとする。

死者	0人
負傷者	若干人
住家被害	
全壊・流失家屋	若干棟
半壊・床上浸水	1,170棟
一部損壊・床下浸水	930棟

非住家被害 1, 4 7 1 棟
被災世帯数 2, 1 0 0 世帯
被災人口 7, 1 4 0 人（H7国勢調査から1世帯当たり3．4人とした。）

公共サービス機能低下期間

道路・橋梁 2か月
堤防・護岸 6か月
その他サービス 1週間
電力 3日間
水道 3日間

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
また、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市及び県における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 市民等の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市及び県における措置

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」(昭和49年愛知県防災会議決定)に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、防災に関するNPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 市における措置

(1) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(市社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を

締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3 県における措置

(1) 自主防災組織の育成支援

県は、自主防災組織の育成を推進するため、避難・救護用資機材の整備等、市が行う自主防災組織育成事業に対し、財政的援助を行うとともに、組織の運営等について指導するものとする。

(2) 防災関係団体のネットワーク化の支援

県は、市等が実施する自主防災組織、防災に関するNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取組に対し、必要な支援を行うものとする。

(3) 災害中間支援組織の育成等

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

4 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市及び県等は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

- ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。
- (ア) 市及び県は、ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市は災害ボランティアセンターを設置する。
- (イ) 市及び県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。
- (ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。
- イ 市及び県は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

7 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章 水害予防対策 第4節 浸水想定区域における対策5、6、7参照

2 市、県及び商工団体等における措置

市、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に

啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市、県及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害予防対策

■基本方針

- 洪水、高潮等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を実施し、県土の保全を図る。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて県土の保全を図る。

第1節 河川防災対策

1 市、県及び中部地方整備局における措置

(1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

二級河川については、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備も併せて実施する。

(3) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、市・県・国、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(4) 河川情報等の提供

県及び中部地方整備局は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。

(5) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知しなければならない。

(6) 市民の自発的な行動の促進

県は、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

(7) 水災害連携の協議会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町村等と連

携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むものとする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

2 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効果があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

3 関連調整事項

- (1) 水源より河口にいたる水系全流域について、重要水防か所の実態を一貫して把握する。また、維持修繕や改修計画の策定に当たっては、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。
- (2) ダムの操作等利水施設の設置及び運営は、水源より河口まで一貫した観点で、治水との総合調整を図るよう考慮する。
- (3) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- (4) 総合排水的見地より都市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。
- (5) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

第2節 雨水出水対策

1 市における措置

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。

- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 下水道管理者（市及び県）は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。
- (4) 地盤沈下地帯では排水不良化の傾向が顕著であるので、地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。
- (5) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第3節 海岸防災対策

1 市及び県における措置

(1) 高潮、波浪対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の新設、又は既存施設の補強改修等を実施する。また、近年臨海地域の開発により台風時又は冬期風浪の越波により塩害が甚しくなっているため、消波工の設置による越波防止を行い背後地の保全を図る。

(2) 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸に侵食防止対策を行い、背後地の保全を図る。

(3) 走錨等に起因する事故対策

国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、対策を行う。

2 関連調整事項

- (1) 海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸（国土交通省水管理国土保全局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）及び農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。
- (2) 海岸堤防の前面に土地造成を行う時には、海岸堤防の機能を阻害しないよう計画する。
- (3) 観光レクリエーションの将来需要の動向を配慮した海浜利用と調和のとれた海岸保全事業を実施するよう考慮する。
- (4) 港湾関係者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、港湾関係者に情報共有することにより連携を強化する。

第4節 浸水想定区域における対策

1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置）

(1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市への情報提供

県及び中部地方整備局は、洪水浸水想定区域を指定したときには、市に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

2 雨水出水浸水想定区域の指定（市及び県における措置）

(1) 区域の指定

市又は県は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、市に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

3 高潮浸水想定区域の指定（県における措置）

(1) 区域の指定

県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、市長に通知する。

(2) 市への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、市に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○水位情報を周知する海岸

愛知県知事指定	三河湾・伊勢湾沿岸(田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで)

4 市における措置

(1) 本計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、（ウ）の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

（ア） 地下街等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

（イ） 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

- (ウ) 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

浸水想定区域をその区域に含む市の長は、本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や新推進の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市長の指示等

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

5 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であつて、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の

防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。

6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない、又は（３）のとおり努めなければならない。

（１）計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

（２）訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

（３）自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

（１）計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

（２）訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施

（３）自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第5節 地下空間の浸水対策

1 市、県及び地下空間の所有者・管理者・占有者における措置

（１）地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

（２）地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

（３）各組織の連携方策の整備

地下鉄、地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあつては、各組織の連携方策の整備に努める。

2 市及び県における措置

（１）浸水防止施設設置の促進

市及び県は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を

地下空間の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

市及び県は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業と連携して重点的な対策に努める。

第6節 農地防災対策

1 市、東海農政局、県及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 老朽ため池等整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐その他附帯施設の改修を行う。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

(4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修を行う。

2 関連調整事項

(1) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

(2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第7節 地盤沈下の防止

1 中部経済産業局、中部地方整備局、国土地理院中部地方測量部及び県における措置

水害等による潜在的な危険度を高めないように地盤沈下防止対策を実施する。

(1) 調査・観測の継続実施

地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置されている地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供する。

(2) 地下水の揚水規制と代替水の確保・供給

工業用水法に基づく指定地域内及び市民の生活環境の保全等に関する条例に基づく規制区域内の井戸及び揚水設備について地下水揚水の規制指導を行うとともに、工業用を始めとする各用途に必要な代替水の確保及び供給に係る事業の促進を図る。

(3) 防災対策

揚水規制区域においては、河口ポンプ場の増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に

図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

2 関連調整事項

- (1) 地盤沈下についての実態調査を積極的に推進するよう考慮する。
- (2) 地盤沈下の原因である地下水の過剰汲み上げについては、地下水削減計画を推進するとともに、地下水の採取の規制、代替水源の確保、代替水の供給、水使用の合理化等の対策を講ずるよう考慮する。
- (3) 現に地盤沈下の起っている地域においては、暫定的に堤防のかさ上げ等の防災対策をすすめるよう考慮する。

第3章 土砂災害等予防対策

■基本方針

- 市は県と連携し、土砂災害警戒区域等や地盤沈下地域を的確に把握し、本計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。
- 土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供する。
- 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。
- 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。
- 治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。
- 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。

第1節 土地利用の適正誘導

市及び県における措置

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、都市再生特別措置法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 土砂災害の防止

1 県における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査の結果を踏まえ、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

(2) 山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害特別警戒区域

- ①特定の開発行為の制限
- ②建築物の構造規制による安全確保
- ③建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- ①がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ②標識等による住民への周知
- ③防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ④必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- ⑤住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

- ①地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- ②標識等による住民への周知
- ③地すべり防止工事の実施

オ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど市の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

2 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を本計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、

次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。

- ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑤救助に関する事項
- ⑥前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む市の長は、本計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

第3節 土砂災害対策

1 県及び中部地方整備局における措置

(1) 砂防事業

集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防堰堤工や溪流の浸食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、危険度の高い急傾斜地の崩壊を防止する法面对策、土留施設又は排水施設の整備を実施する。

(3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール以上、市街化地域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工及び構造物の抵抗力を利用した抑止工の施設整備を実施する。

2 関連調整事項

- (1) 土石流、地すべり、がけ崩れ等の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するよう考慮する。

- (2) 砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各々の防災事業については、相互間の調整を行い事業執行の効率化、適正化を図るように考慮する。

第4節 治山対策

1 中部森林管理局及び県における措置

山地災害の防止のため、天然現象等によって発生した山腹崩壊地や荒廃溪流において、山腹工・溪間工等の治山施設による復旧整備及び荒廃拡大の予防措置により山地災害の未然防止を図る。

また、森林の有する水源涵(かん)養機能や土砂流出等の防災機能を高度に発揮させるため、過密化や被災等により機能の低下した保安林の整備を実施する。

2 関連調整事項

- (1) 山腹崩壊、地すべり等による山地災害危険地区の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。
- (2) 治山事業と砂防事業の連絡調整を図り、事業が円滑、かつ効率的に実施されるよう考慮する。
- (3) 保安林の機能を高度に発揮させるため、本数調整伐を進めるとともに、伐採木の安全な処分を含め、森林整備等についても考慮する。
- (4) 小規模な荒廃地、荒廃危険地等の事業実施についても考慮する。

第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

1 市及び県における措置

(1) 県土保全事業の推進

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。

(2) 施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を市及び県の地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 市における措置

(1) 連絡体制の確立

市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

(2) 施設管理者等に対する支援

本計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

(3) 市長の指示等

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない。

（１）計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

（２）訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第6節 宅地造成の規制誘導

市及び県における措置

（１）宅地造成工事規制区域

市及び県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

（２）造成宅地防災区域

県は市と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

（３）宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第7節 被災宅地危険度判定の体制整備

市及び県における措置

（１）被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、市と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

（２）相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第4章 事故・火災等予防対策

■基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

第1節 海上災害対策

1 市（消防機関）における措置

(1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

(2) 防災体制の強化

大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

2 第四管区海上保安本部における措置

(1) 船舶及び海事関係者等に対する指導監督

船舶及び海事関係者等に対し船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等法令の遵守について指導監督する。

(2) 海上災害防止思想の普及

海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(3) 船舶に対する警報等の周知

気象・津波・高潮・波浪に関する警報等の通知を受けたとき及び航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、放送、通報、巡視船艇の巡回等により船舶に周知する。

(4) 排出油等防除資材等の把握及び協力体制の確立

関係機関の保有するオイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤並びに作業船艇の消防能力等を把握するとともに、緊急時における協力体制の確立を図る。

(5) 訓練の実施

大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携したより実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め

自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

3 県における措置

(1) 排出油等防除資材等の備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

(2) 関係各機関との連携

大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携して防災体制の強化を図る。

4 県警察における措置

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備
第四管区海上保安本部等関係機関と連携し、情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 防災体制の強化
危険物の大量流出を想定し、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行う体制の整備を図るとともに、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。
- (3) 救出救助用資機材の整備
潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備に努める。
- (4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置
警察用船舶の広域運用に必要な措置を講じる。
- (5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化
防除資機材の緊急輸送時は、関係機関との連絡体制の強化及び関係機関相互の有機的な連携を図る。

5 海上災害防止センターにおける措置

- (1) 防除機材の整備等
防除資機材の備え付けを義務付けられた船舶所有者にかわり、油等回収船及びオイルフェンスなどの防除機材を整備し、船舶所有者の利用に供する。
- (2) 訓練の実施
海上防災のための措置に関する訓練を行う。
- (3) 調査研究及び資機材開発
海上防災のための措置技術についての調査研究と資機材の開発を行い、その成果の普及を図る。

第2節 航空災害対策

1 市（消防機関）における措置

大規模航空災害時における防災行政無線の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

2 中部国際空港株式会社における措置

- (1) 中部国際空港緊急計画連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の実施
「中部国際空港緊急計画（消火救難・救急医療活動）」に基づき、中部国際空港緊急計画連絡協議会の構成機関と連携し、定期的に部分訓練及び総合訓練を実施する。
- (2) 消火薬剤等の整備及び常滑市との連携による消火救難訓練の実施
「中部国際空港及び空港周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、消火薬剤等の整備に努めるとともに、常滑市と連携し、定期的に消火救難訓練を実施する。
- (3) 公益社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施
「中部国際空港医療救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、公益社団法人愛知県医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。
- (4) 日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施
「中部国際空港及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、日本赤十字社愛知県支部と連携し、消火救難訓練を実施する。
- (5) 一般社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施

「中部国際空港医療救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、一般社団法人愛知県歯科医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。

(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め

自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

(7) 救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備

救助・救急、消火活動に必要な車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。また、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 県（名古屋空港事務所）における措置

(1) 名古屋飛行場緊急計画連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の実施

「愛知県名古屋飛行場緊急計画（消火救難、救急医療活動）」に基づき、名古屋飛行場緊急計画連絡協議会の構成機関と連携し、定期的に部分訓練及び総合訓練を実施する。

(2) 消防活動の用に供する施設等の整備及び地元消防機関との連携による消火救難訓練の実施

「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、消防活動の用に供する施設等の整備に努めるとともに、地元3市（名古屋市、春日井市、小牧市）及び西春日井広域事務組合と連携し、定期的に消火救難訓練を実施する。

(3) 公益社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施

「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、公益社団法人愛知県医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。

(4) 日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施

「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、日本赤十字社愛知県支部と連携し、消火救難訓練を実施する。

(5) 一般社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施

「災害時の歯科医療救護に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、一般社団法人愛知県歯科医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。

(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め

自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

(7) 救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備

救助・救急、消火活動に必要な車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。また、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(8) 空港防災対策の実施

空港防災対策を第5章第1節「交通関係施設対策」により実施する。

4 県における措置

(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

大規模航空災害時における防災行政無線の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(2) 防災体制の強化

大規模航空災害を想定し、大阪航空局中部空港事務所等の関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

5 県警察における措置

- (1) 避難誘導、救出救助、交通規制等応急体制の整備
大規模航空災害を想定し、避難誘導、救出救助、交通規制等の初動措置を的確にとることができるよう応急体制の整備に努める。
- (2) 連絡体制の整備
大阪航空局中部空港事務所等関係機関と連携し、大規模航空災害発生時の連絡体制の整備を図る。
- (3) 基礎資料の収集及び補正
大規模航空災害に備え、基礎資料の収集及び補正に努める。
- (4) 実践的な防災訓練の実施
大規模航空災害を想定し、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施するよう努め、防災体制の強化を図る。

第3節 鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

- (1) ポスターの掲示、チラシ類の配布
鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。
- (2) 保安設備の点検
鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- (3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実
鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。
- (4) 鉄道施設の防災構造化
鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を第4章第1節「交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。
- (5) 広報活動
鉄道事業者等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

2 市（消防機関）、県及び県警察における措置

市、県及び県警察は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

3 市（消防機関）、中部運輸局、県及び県警察における措置

- (1) 情報通信手段の確保及び運用・管理
市、中部運輸局、県及び県警察は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- (2) 防災体制の強化
市、中部運輸局、県及び県警察は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第4節 道路災害対策

1 道路管理者（市、県、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社）における措置

- (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検
道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第5章第1節「交通関係施設対策」により実施する。

2 市（消防機関）、道路管理者及び県警察における措置

(1) 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

3 市、県及び県警察における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

市、県及び県警察は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

市、県及び県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

1 市における措置

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

2 市及び県における措置

(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

市及び県は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

市及び県は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に

努める。

4 市、県、危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関及び中部近畿産業保安監督部における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

5 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い検査結果の交換に努めるものとする。

第6節 高圧ガス保安対策

1 中部近畿産業保安監督部及び県における措置

中部近畿産業保安監督部及び県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

(1) 保安思想の啓発

- ア 高圧ガス保安法の周知徹底
- イ 各種の講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガスの取扱指導
- エ 保安活動促進週間の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 自主保安体制の整備

- ア 自主保安教育の実施
- イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ウ 地域防災協議会の育成

2 高圧ガス施設における措置

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。

3 市、県、高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関及び中部近畿産業保安監督部における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第7節 火薬類保安対策

1 市における措置

市は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

2 中部近畿産業保安監督部及び県における措置

中部近畿産業保安監督部及び県は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するために、次の対策を推進する。

(1) 保安思想の啓発

- ア 火薬類取締法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類の取扱の指導
- エ 安全管理運動の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 各種事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 自主保安体制の整備

- ア 自主保安教育の実施
- イ 防災訓練等の実施
- ウ 定期自主検査の実施と責任体制の確立

3 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置

火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。

4 市、県、火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関及び中部近畿産業保安監督部における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

5 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第8節 林野火災対策

1 市、県及び中部森林管理局における措置

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて市民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

(2) 林野パトロール等

林野火災の未然防止を図るため、森林組合職員等関係者との連携に努める。

特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。

(3) 森林経営計画等による予防施設の整備

森林経営計画等を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。

(4) 林道網の整備

林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。

(5) 防火用水の整備

各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。

(6) 予防機材等の整備

林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

2 市及び県における措置

市及び県は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入りに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

3 関連調整事項

- (1) 各機関が実施している各種の巡視を調整統合して、県下一円にわたる総合的な巡視計画を立てられるよう考慮する。
- (2) 諸施設等の整備にあたっては、各機関相互が連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

第9節 地下街等の保安対策

1 市、県、地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部及び県警察における措置

万一、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

2 地下街等の所有者・管理者・占有者における措置

- (1) 防火避難施設の点検整備
 - ア 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
 - イ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
 - ウ 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備
- (2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備
 - ア 消防計画の整備充実
 - イ 自衛消防組織の整備充実
 - ウ 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
 - エ 共同防火管理体制の確立（統括防火管理者の選任等）
 - オ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
 - カ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議

- キ 非常用進入口の確保
 - ク 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
 - ケ その他防災上必要な事項
- (3) 非常用通信設備の整備充実
- 施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実

(4) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

3 市（消防機関）における措置

(1) 査察の強化

消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。

(2) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等を申合せ平常時から実施する。

(3) 消防施設の整備充実

地下街等の災害に対処するため消防用設備等の整備、充実に努めるものとする。

4 県警察における措置

(1) 情報収集・連絡体制等の整備

消防機関等関係機関と連携し、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備を図る。

(2) 保安施設の整備指導

消防機関と連携して、保安施設の整備について指導を行う。

(3) 救出救助用資機材の整備

大規模地下街災害に対処できるように救出救助用資機材の整備に努める。

5 ガス事業者における措置

安全型機器・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。

- (1) 燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。
- (2) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- (3) 管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。
- (4) 導管は、1年に1回以上漏えい検査を実施するほか、1年に1回以上安全使用の周知を行う。

6 関係調整事項

- (1) 地下街等における災害を想定し、管理者、消防機関、警察等の協力を得て地下街ごとに防災訓練を実施する。
- (2) 防災関係機関及び関係企業等は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
- (3) 防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第5章 建築物等の安全化

■基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

第1節 交通関係施設対策

1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸、海、空における各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路

市、県、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社及び道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等道路施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策

山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

(3) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

3 鉄道

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

4 港湾・漁港

市、県及び中部地方整備局は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 港湾改修

近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。

(2) 漁港改修

外郭施設等の整備により、激浪時に漁船が安全に避難・係留できる係船岸を確保し、被害を未然に防止する。

(3) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯をさけるため、県下に拠点地区を設け収容し、船舶同士の衝突などの二次災害を防止する。

第2節 ライフライン関係施設対策

1 市、県及び施設管理者等における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や、道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

(7) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備

する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

5 下水道

下水道管理者（市及び県）は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第3節 文化財保護対策

1 市及び県における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

(1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

- (2) 文化財レスキュー台帳を市等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

5 応急協力体制

県は、市の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第4節 防災建造物整備対策

1 市、県、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置

- (1) 公共建築物の不燃化
公営住宅、公団住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。
- (2) 優良建築物等整備事業の推進
市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

2 独立行政法人住宅金融支援機構及び日本政策投資銀行における措置

中高層耐火建築物を建設する中小企業者の組織及び市街地再開発事業を施行する組合に対して融資を行い、耐火建築物の建設を促進する。

3 市及び県における措置

- (1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保
防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。
- (2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

4 市、県及び私立学校管理者における措置

(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(2) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第6章 都市の防災性の向上

■基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
- また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

市及び県における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン、市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

市及び県における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市及び県は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

市及び県における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市及び県は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

市、県及び土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

ア 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

イ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

第7章 中山間地等における孤立対策

■基本方針

- 脆弱な地質構造の山間地においては、降雨により土砂災害が発生し、それに伴う交通の寸断や情報通信の途絶により、孤立する集落の発生が想定される。
- 孤立するおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備など事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立・持続性の強化を図る必要がある。

第1節 孤立危険地域の把握

1 市における措置

市は、中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておくこととする。

2 県における措置

県は、県内の中山間地域等の集落における孤立危険地域を把握しておくこととする。

第2節 孤立への備え

1 市における措置

(1) 孤立集落と外部との通信の確保

ア 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図ることとする。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法的の習熟を図ることとする。

イ 市は、集落と市との間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努めることとする。

ウ 市は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保することとする。不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保することとする。

(2) 物資供給、救助活動体制の整備

ア 市は、集落が長期間孤立した場合には医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制について検討することとする。

イ 市は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、本計画において明示するよう努めることとする。また、生地着陸の可能な箇所（田畑、農・林道等）もリストアップしておくこととする。

ウ 市は、孤立するおそれのある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、バイクや船舶等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保に努めることとする。

(3) 孤立に強い集落づくり

ア 市は、孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図ることとする。

イ 市は、集落の人口に応じて避難施設を確保・整備することとする。また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施することとする。

(4) 孤立危険地域等の広報・啓発

市は、住民に対して、孤立可能性、孤立時の対応及び安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、防災マップやパンフレット作成などにより、平常時からの広報・啓発に努めることとする。

2 県における措置

市の実施する中山間地等における孤立対策を支援するものとする。

第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■基本方針

- 風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ 市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資機材の整備強化

市及び県は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示

県は、県庁及び愛知県東三河総局（以下、本計画においては東三河総局とする。）・県民事務所等の庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

なお、市は、市役所等の屋上について、同様の整備に努める。

2 県における措置

(1) 防災資機材整備に対する援助

市における防災資機材の整備に必要な援助を行うことが必要である。

(2) 市業務継続計画等の策定促進

県は、市の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。

(3) 教育訓練の実施

消防学校において、風水害等の災害に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。

(4) 防災行政無線等の有効活用

県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン（中央防災無線）並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市等関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。

(5) 防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

(6) 防災ヘリコプターの導入及びヘリコプターを用いた活動体制の整備

ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、名古屋市に地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」を行う。

イ 県は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できる体制を確保するよう、事務を受託した名古屋市との調整に努める。

ウ 防災ヘリコプターの運航にあたり、消防業務にも有効活用するため、市消防職員を県職員に任命（併任）し、県、市が一体となった防災活動を遂行する体制を整備する。

(7) 市消防施設の整備促進

ア 県は、市の実施する消防・救急に係る消防施設の充実のため、従来から補助金を交付し、また、救急業務を促進するため補助制度を設けてきたところであるが、今後も積極的にその整備を推進する。

イ 県は、石油コンビナート区域等における災害に対処させるため、石油コンビナート用消防施設の整備を促進する。

(8) 県有施設の自衛消防体制の整備

県は防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛防災体制並びに地域消防力を補充する消防用水利及び消火用機器の整備を図る。

(9) 化学消火薬剤等の備蓄

県は、石油コンビナート等における危険物火災等に対処するため、化学消火薬剤等を備蓄する。

3 県警察における措置

県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、燃料備蓄施設を整備する。

また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。

4 市（消防機関）における措置

消防ポンプ自動車等の消防車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

5 市（水防機関）における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

6 名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

（注）気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

7 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

エ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

8 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。

9 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的を実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。

10 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難所生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、災害の規模等にかんがみ、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備

を図るものとする。

1.1 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。
なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

1.2 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 市災害廃棄物処理計画の策定
市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。
- (2) 県災害廃棄物処理計画の策定
県は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、市、県及び関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。
- (3) 広域連携、民間連携の促進
市、県及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。
なお、県は、次の協定を締結している。
 - ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定
 - ・内 容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援
 - ・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者（平成26年1月1日）
 - イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定
 - ・内 容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分
 - ・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成17年4月1日付け）
一般社団法人愛知県産業資源循環協会（平成17年4月1日付け）
一般社団法人愛知県解体工事業連合会（平成21年3月25日付け）
一般社団法人愛知県建設業協会（平成29年2月17日付け）
一般社団法人愛知県土木研究会（平成29年2月17日付け）
一般社団法人日本建設業連合会中部支部（平成29年2月17日付け）
 - ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定
 - ・内 容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収
 - ・相手方 愛知県フロン類排出抑制推進協議会（平成17年4月1日付け）

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

13 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第9章 避難行動の促進対策

■基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 県における措置

県は、市に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

3 市、県及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段も高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の選定

市における措置

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

- ア 広域避難場所は、都市火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（学校の校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。
- イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- オ 広域避難場所は、大規模なかけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- カ 地区分けをする場合は、総代区または自主防災組織単位を原則とする。

(2) 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ア 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- エ 津波や浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること
- イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること
 - (ア) 気象予警報及び気象情報
 - (イ) 河川の水位情報
 - (ウ) 海岸の水位情報
 - (エ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報
- ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること

(ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

(イ) 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

(ウ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

(ア) 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

(イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

(ウ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発

生情報が発表された場合も同様とする。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を発令する基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、及び緊急避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 市における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、本計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

本計画で具体的に定める内容については、第2章第4節、第3章第2節に定めるところによる。

3 避難行動要支援者の避難対策

第10章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

市、県及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 避難場所等の広報

避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 避難場所、避難所の名称

イ 避難場所、避難所の所在位置

ウ 避難地区分け

エ 避難場所、避難所への経路

オ 避難場所、避難所の区分

カ その他必要な事項

- ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと。
- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- (ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
- (イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること。）。
- (ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。
- (エ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのものと避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

(1人当たりの必要占有面積)

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける
（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくべきものとする。

(3) 福祉避難所の整備

- ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障

がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

市、県及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。



ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、本計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別支援計画を、本計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別支援計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別支援計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別支援計画を作成するよう努めるものとする。

また、市は災害対策基本法の規定により、災害時等避難行動に支援が必要な者を対象として以下のような対策を行うものとする。また市においては、要配慮者・避難行動要支援者、それぞれの関係を以下の図の通り考えるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となる点に留意すること。

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿（以下、名簿）の作成については、次のとおり定める。

ウ 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供

市は、「蒲郡市避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づき、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会、近隣者、市関係機関に避難行動要支援者名簿に登録された情報を事前に提供できるものとする。

ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

エ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (ア) 身体障害者のうち、下肢・体幹障害の程度が1級又は2級の者
- (イ) 身体障害者のうち、視覚障害の程度が1級又は2級の者
- (ウ) 身体障害者のうち、聴覚障害の程度が2級の者
- (エ) 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者
- (オ) 精神障害者のうち、その障害の程度が1級の者
- (カ) 要介護高齢者であって、要介護3、要介護4又は要介護5の者
- (キ) ひとり暮らし高齢者（蒲郡市高齢者実態把握事業実施要綱（平成27年4月16日施行）に基づき把握したひとり暮らしの高齢者をいう。）
- (ク) 前号に掲げる者に準ずる状態にある者

また以上に掲げる名簿に掲載される者のうち、避難行動要支援者同意確認書（第1号様式）にて必要事項を記入の上、市長に提出した者で、災害時に地域での支援を受けるために住所・氏名等の個人情報避難支援等関係者に提供することに同意した者については、避難行動要支援者同意者名簿（以下、「同意者名簿」という。）に登録する。

オ 名簿の活用方法

同意者名簿登録者については、平常時から避難支援等関係者が同意者名簿を所持し、蒲郡市避難行動要支援者支援制度実施要綱や蒲郡市避難行動要支援者支援マニュアルに基づき必要な支援を行うものとする。避難行動要支援者名簿（同意なし）掲載者については、現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合、本人の同意の有無に関わらず災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することとする。なお、市は庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

カ 台帳、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 個人情報

- ①氏名、②住所、③生年月日、④性別、⑤電話番号、⑥地域支援者、⑦民生・児童委員氏名、⑧自主防災会名、⑨登録事由（障害等級等）、⑩その他

ただし、名簿については①、②、③、④、⑨、⑩の掲載とする。

(イ) 入手方法

市はその保有する情報を活用するとともに、要綱に基づく災害時要援護者については、登録者が申請書に記載した情報を使用する。

キ 台帳、名簿の更新に関する事項

市の保有する住民基本台帳等の異動、及び要綱に基づく災害時要援護者については登録事項の変更を反映させるとともに、更新後の台帳については、定期的に自主防災会、民生・児童委員等に配付する。名簿については市で保管する。

ク 台帳、名簿情報の提供に関し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

要綱により、台帳の適正管理を義務付けるとともに、目的外使用及び個人情報の守秘義務を規定する。なお、名簿についても同様とする。

ケ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、避難情報等の伝達にあたり、多様な手段の活用により情報伝達するとともに、要配慮者及び避難支援等関係者が避難情報等を確実に得ることができるよう努める。

コ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、要綱に基づき、災害時における避難誘導、救出救助、安否確認等を実施するが、自らの安全確保に配慮するとともに、市は、随時その啓発を実施する。

サ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

シ 個別支援計画の作成等

(ア) 個別支援計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別支援計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別支援計画情報の提供

市は、「蒲郡市避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づき、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会、近隣者、市関係機関に避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる。

また、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置をとるよう努めるものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別支援計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

併せて、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別支援計画と地区防災計画の整合

市は、個別支援計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別支援計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

(4) 外国人等に対する対策

市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターやの体制整備を推進する。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について本計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、本計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、本計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(6) 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、本計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

(7) 災害ケースマネジメント

市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在场所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第11章 広域応援・受援体制の整備

■基本方針

- 市、県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。
- なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

なお、県は、次の協定を締結している。

- ①災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）
- ②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

2 県及び指定地方行政機関における措置

知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(4) 医療救護活動広域応援

県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入について相互に応援することを定めている。

県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努めるものとする。

(5) 自衛隊

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火

等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

2 県警察における措置

- (1) 県警察は、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。
- (2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。
- (3) 県警察は、救出救助用資機材の整備を推進するものとする。

3 中部地方整備局における措置

中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

市及び県における措置

- (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

- (2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

市及び県における措置

市は、平成8年6月27日付けで愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州において「三遠南信災害時相互応援協定」、平成9年3月27日付けで競艇開催市町において「大規模災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

市は、この協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛

知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第12章 防災訓練及び防災意識の向上

■基本方針

- 市、県及び国は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民全体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市、県及び国は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

1 市及び県等における措置

県は、国や市等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施するものとする。

(ア) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

(イ) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

イ 消防訓練

市等は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市及び県等が合同して実施するものとする。

ウ 避難・救助訓練

市その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店、地下街、高層建築物等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。

エ 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団、水防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。

(2) 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

(3) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(4) 防災訓練の指導協力

市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(5) 訓練の検証

市及び県は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(6) 図上訓練等

市及び県は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

2 県公安委員会における措置

県公安委員会は、災害対策基本法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

3 市、県及び私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県や市町村防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

県は、県民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、市や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の避難場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

ク 避難生活に関する知識

ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

コ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(4) 報道媒体の活用及び協力要請

県は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(5) 過去の災害教訓の伝承

市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市、県及び私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を避難訓練と合わせて実施し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 県における措置

県職員が一丸となって積極的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

4 女性防火クラブに対する教育

蒲郡市女性防火クラブは、火災等の災害から家庭を守ることを目的に活動を行っているが、市は家庭防火以外にも防災に関する知識を習得させるための教育を行うものとする。

第13章 防災に関する調査研究の推進

■基本方針

- 災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

防災に関する調査研究の推進

1 市における措置

(1) 防災カルテ等の整備

市においては、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(2) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

2 市及び県における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域及び火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

3 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として、災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的援助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 蒲郡市災害対策本部

1 災害対策本部（以下この章では「本部」という。）の組織

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに蒲郡市災害対策本部条例及び蒲郡市災害対策本部要綱に定めるところによる。

2 本部の設置及び廃止

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、または災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

災害応急対策の迅速、的確な実施を図ることは、最も重要な課題であり、災害時における県、市を初めとする防災関係機関の各種の措置は、有機的連携のもとに、協力かつ総合的な実施が要請される。

(1) 自動的に本部を設置する場合

次の警報のいずれかが県全域または市に発表されたとき。

- ア 大雨警報
- イ 暴風警報
- ウ 洪水警報
- エ 高潮警報

(2) 市長の命令で設置する場合

市内に災害が発生するおそれがあるときまたは災害が発生したとき。

(3) 市長の命令で現地災害対策本部を設置する場合

相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

3 設置及び廃止の通知等

本部を設置し、または廃止したときは、県及び防災関係機関に対してその旨を通知し、必要に応じて災害応急対策に係る措置について指示または報告を行うものとする。

4 本部の非常配備

市は、次の基準によりあらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努めなければならない。

(1) 第1非常配備

災害が発生するおそれがある時又は小規模な災害が発生した時などに、特に当該災害に関連する部課の必要最小限の組織による活動体制を整備する。

（例えば市内が前記2（1）に掲げる警報の発令区域に入り、警戒体制を敷く必要が生じたとき等）

(2) 第2非常配備

相当規模の災害が発生するおそれがある時又は相当規模の災害が発生した時などに、関係部課の所要の組織による活動体制を整備する。

(例えば非常に強いまたは猛烈な台風が市内を暴風域に巻き込むおそれが生じたとき等)

(3) 第3非常配備

大規模な災害が発生するおそれのある時又は大規模な災害が発生した時などに、各部課の全組織による活動体制を整備する。

(例えば長雨等により既に小規模の災害が発生している段階で非常に強いまたは猛烈な台風が市内を暴風域に巻き込むおそれが生じたとき等)

第2節 職員の招集

職員の招集は、各部課が定める非常招集伝達網による。

ただし、通信の途絶等により連絡不可能の場合は自発的に登庁しなければならない。

第3節 災害緊急初動隊の編成

1 編成基準

市は、休日、夜間等到大規模爆発、航空機の墜落等による広範囲にわたる災害が発生したとき、大規模地震が発生したときに準じ、本部が設置されるまでの活動の空白を補うため、災害緊急初動隊を編成する。

2 初動隊の活動

初動隊の活動は、蒲郡市災害緊急初動隊編成要綱の定めるところによる。

3 初動隊の解散

初動隊は、本部の活動機能がおおむね整備され本部長が解散命令を発したとき解散するものとする。

第4節 活動マニュアル等の整備

本部の各班及び災害緊急初動隊は、それぞれの所管業務に関し、応急対策活動が円滑かつ迅速に行われるよう実践的な活動マニュアル及び台帳等必要な書類を整備し、適宜見直し等を行い、活動マニュアルを実体に即したものにしよう努めなければならない。

市は、各防災関係機関との連携を密にした大規模災害時の応急対策を円滑に実施するため、あらかじめ本部及び各防災関係機関に、町字名、街区番号及び座標の表示のある統一された蒲郡市の地図等を整備しておくものとする。

第5節 県及び防災関係機関の活動体制の整備

1 県における措置

県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたときは、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例の規定により県災害対策本部を設置する。

2 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の

防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第6節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

2 県における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

知事は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他都道府県の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の都道府県知事に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し災害対策基本法第29条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し地方自治法第252条の17の規定による他の都道府県職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への県職員の派遣

県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第7節 災害救助法の適用

1 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

2 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された場合、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	

(3) 市への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県	
食品の給与	市（県が委任）	
飲料水の供給	市（県が委任）	
被服、寝具の給与	市（県が委任）	

医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市（県が委任）	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県
学用品の給与		
市立学校児童生徒分	市（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県	
埋葬	市（県が委任）	
死体の捜索及び処理	市（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。

(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- (2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第2章 避難行動

■基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 気象警報等の伝達

1 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・国土交通省機関に通知しなければならない。

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・国土交通省機関に伝達する。

また、名古屋地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。

2 高潮に係る水位情報の周知（県における措置）

県は、三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）について、水位が高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報[高潮]）に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

3 水防警報（中部地方整備局及び県における措置）

県は、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

4 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置）

名古屋地方気象台及び県は、市ごとに、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）を発表し、関係機関に連絡する。

また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市や住民に提供する。

5 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県における措置）

中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、重大な土砂災害の切迫した危険があると認められたときは、その結果を土砂災害緊急情報として市へ通知するとともに、市民に周知する。

6 県における措置

県は、警報・注意報等を専用通信施設により、県の出先機関及び市に伝達する。

7 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を市に通知する。

8 日本放送協会名古屋放送局における措置

日本放送協会名古屋放送局は、警報を直ちに放送する。

9 市における措置

市は、本計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する。

10 その他の防災関係機関における措置

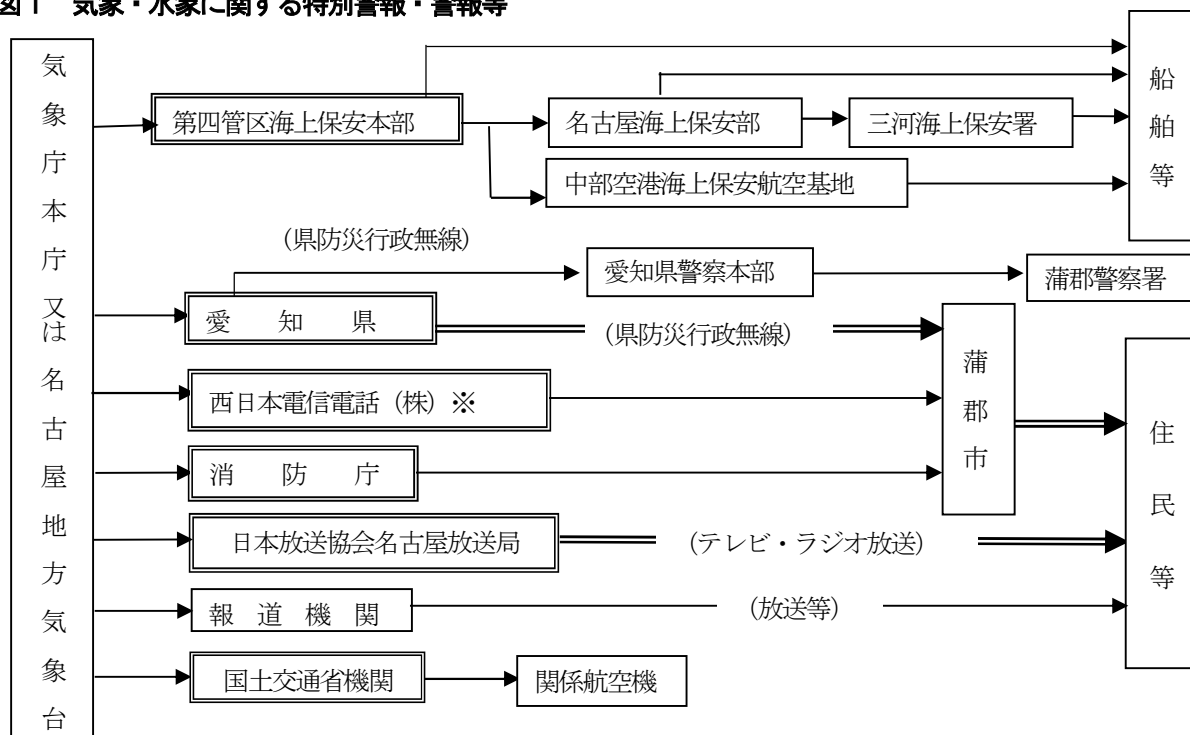
その他の機関は、法令及び自らの防災計画等により、必要な措置を執る。

11 気象警報等の伝達系統

次の気象警報等の伝達は、図1～7のとおり行う。

- (1) 気象・水象に関する特別警報・警報等・・・図1
- (2) 水防警報（知事の発表する水防警報）・・・図2
- (3) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）・・・図3
- (4) 土砂災害警戒情報・・・図4
- (5) 土砂災害緊急情報
 - ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）・・・図5のA
 - イ 大規模な土砂災害（地すべり）・・・図5のB
- (6) 火災気象通報・・・図6
- (7) 火災警報・・・図7

図1 気象・水象に関する特別警報・警報等



※気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

- (注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
- (注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

図2 水防警報（知事の発表する水防警報）

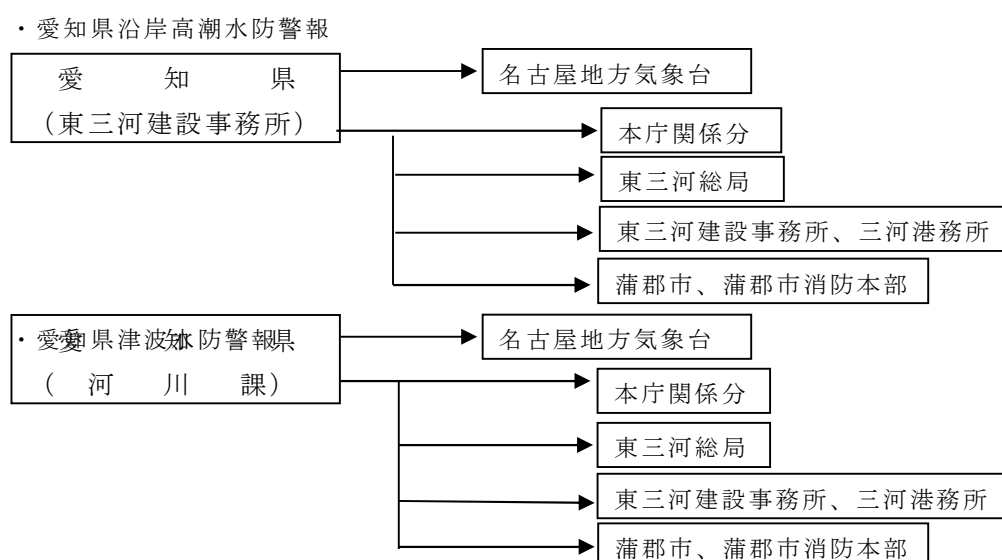


図3 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

■知事が通知する水位周知海岸

（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔高潮〕））

・三河湾沿岸

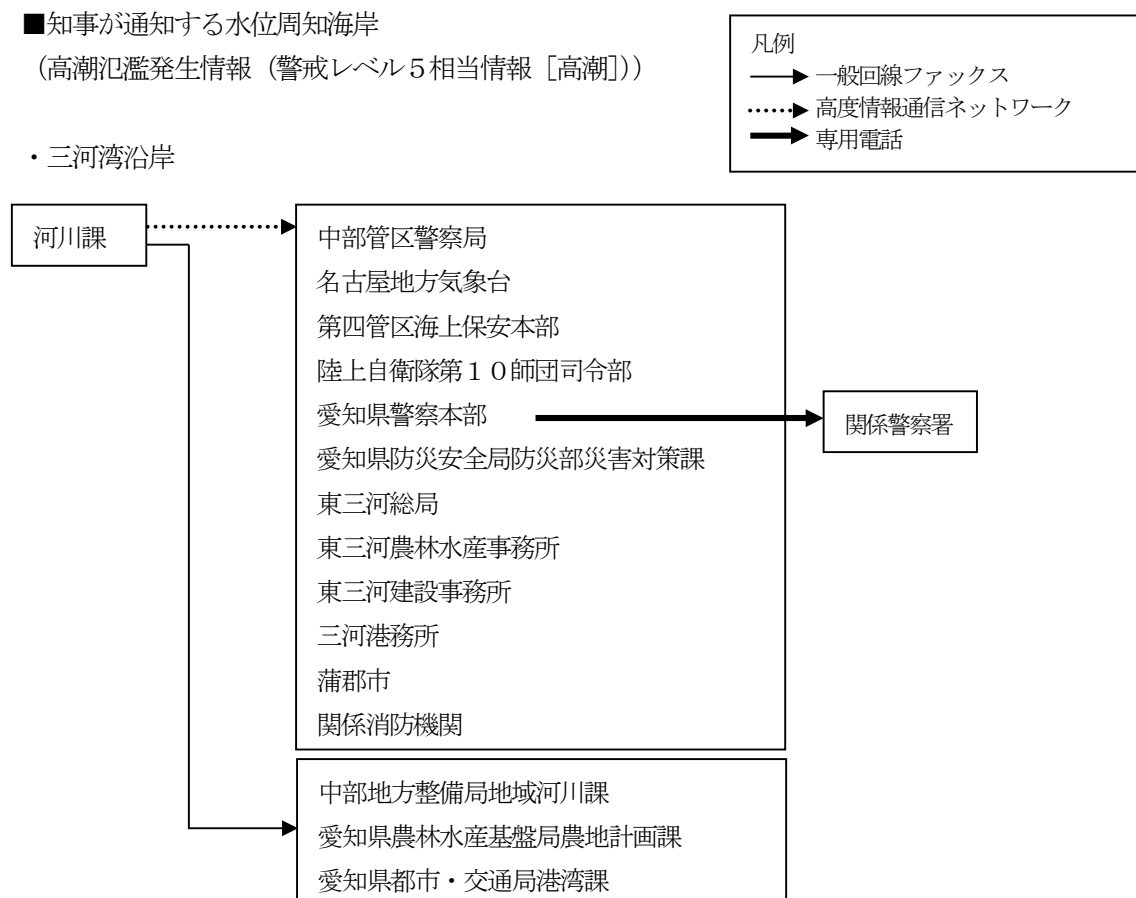
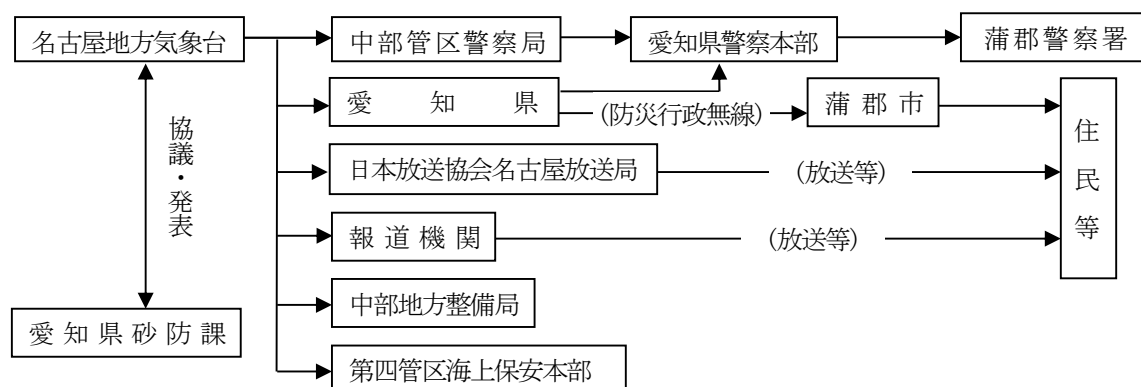


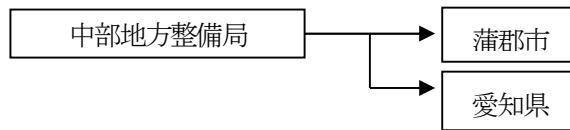
図4 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）



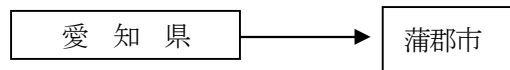
（注）土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

図5 土砂災害緊急情報

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）



イ 大規模な土砂災害（地すべり）



（注） 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべり）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

図6 火災気象通報

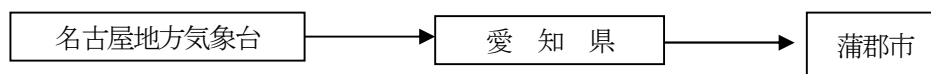
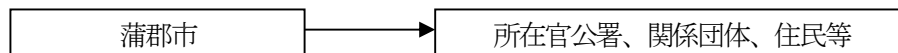


図7 火災警報



1.1 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、市長は異常現象を承知した場合、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 市における措置

(1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア 〔警戒レベル5〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ 〔警戒レベル4〕避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準

に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ 〔警戒レベル3〕高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、〔警戒レベル3〕高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

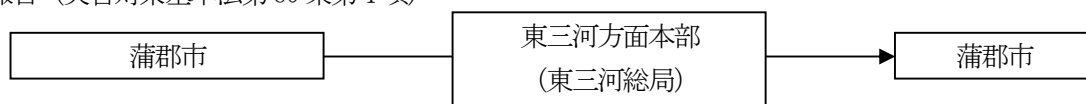
カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

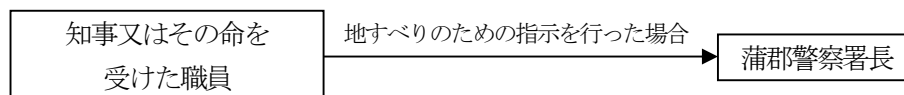
(1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 地すべりのための立退きの指示

知事等は地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

(3) 通知（地すべり等防止法第25条）



(4) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア 市長への助言

知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

イ ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

(5) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

(6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(7) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

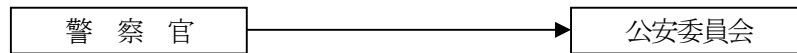
(2) 災害対策基本法第61条による指示

市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、

避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1) の場合（報告・警察官職務執行法第3条第4項）



イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）



5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置

(1) 災害対策基本法第61条による指示

4 (2) の警察官に準ずるものとする。

(2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）



6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

(1) 市長への助言

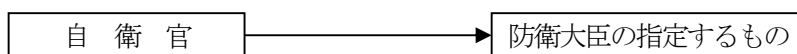
名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

7 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、4 (1) 「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



8 避難指示の内容

市長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

9 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織等を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

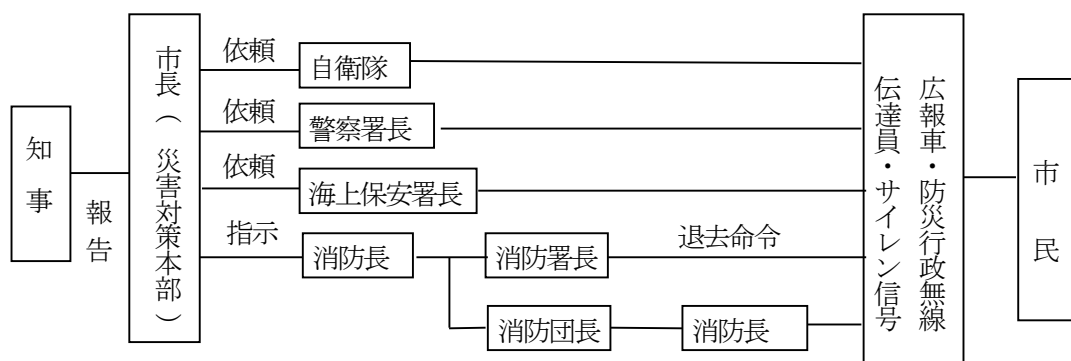
ウ 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

エ 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

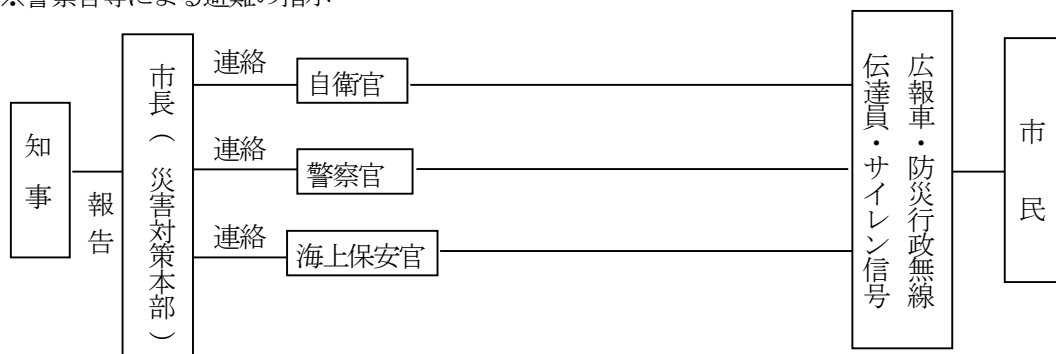
(2) 関係機関の相互連絡

避難の措置の実施者は、避難の措置を行ったときは、その内容につき、県、市、自衛隊等関係機関相互に対し通報連絡するものとする。

※市長による避難の指示



※警察官等による避難の指示



第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

(1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域

住民と連携して行うものとする。

- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別支援計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別支援計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別支援計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別支援計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画情報を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別支援計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

2 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護する

ため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

- ア 運送すべき人
- イ 運送すべき場所
- ウ 期日

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分りやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 県の措置

(1) 市への職員派遣による情報収集

県は、通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ市に職員を派遣し、市被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。

(2) 方面本部構成機関による情報収集等

方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、関係局及び方面本部へ連絡する。

(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集

県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。

(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告

市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。

(5) 市への連絡

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

(6) ライフライン事業者への情報提供

県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

(7) 人的被害の数の一元的な集約・整理

県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

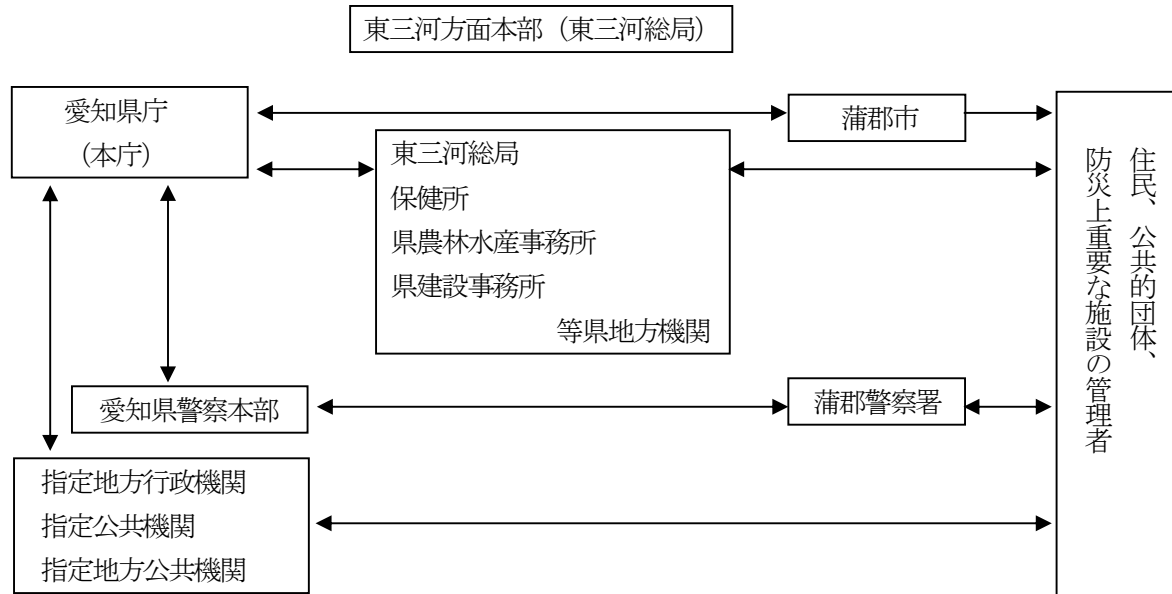
なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県の「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき実施するものとする。

(8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

3 被害状況等の一般的収集、伝達系統

- (1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。
- (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

4 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

- (2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

- (3) 安否情報

市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

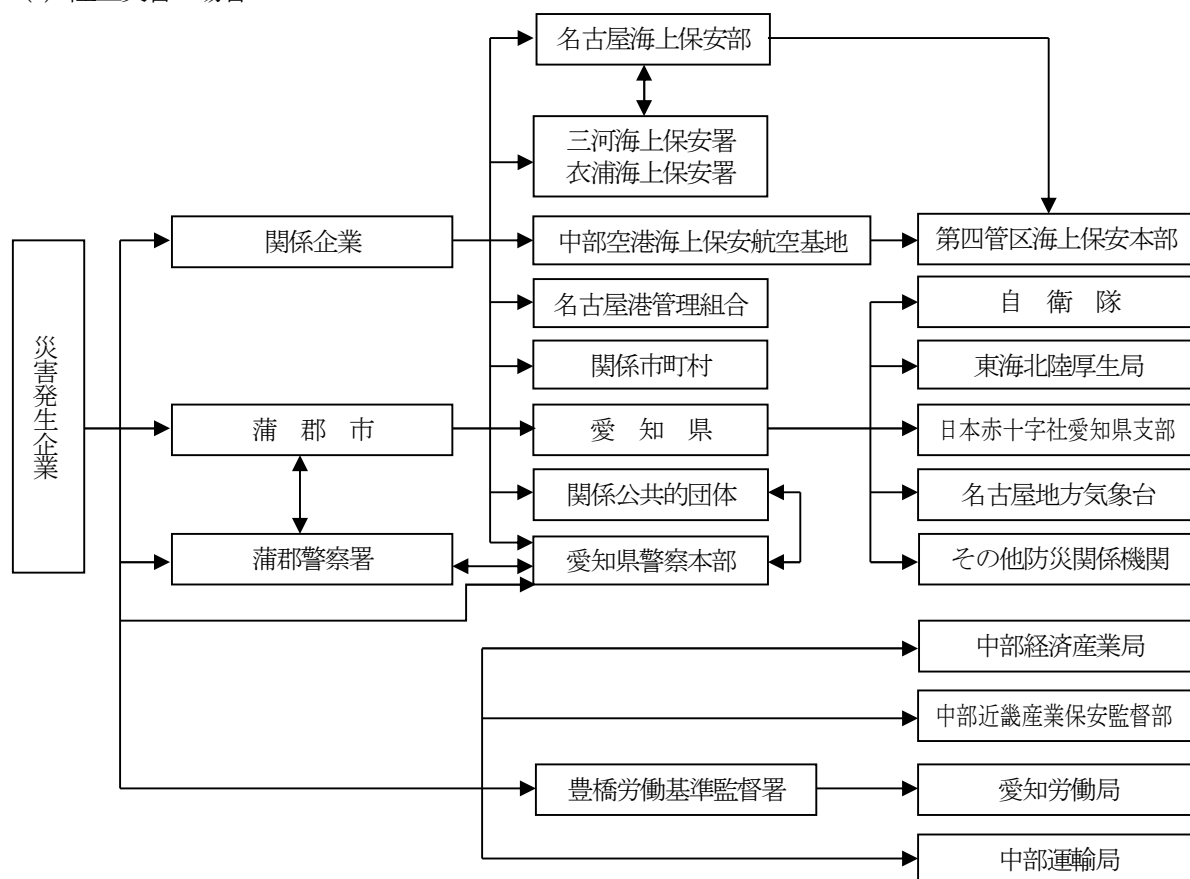
ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

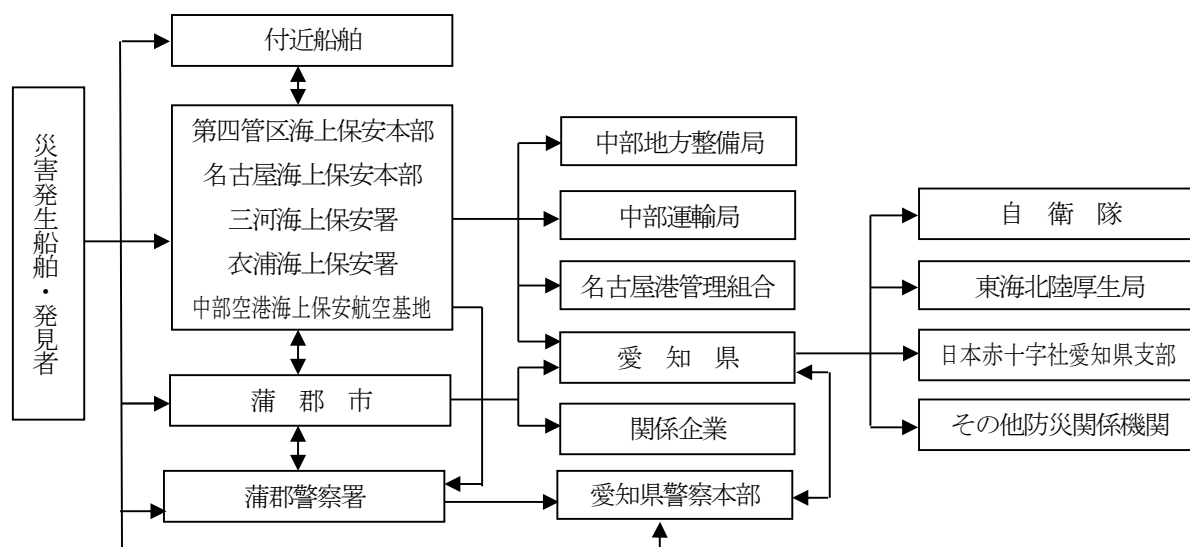
道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

5 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

(1) 陸上災害の場合



(2) 海上災害の場合



(3) 航空機災害の場合

「第15章 航空災害対策」による。

6 その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝達の対象となる被害と伝達内容

	伝達の対象となる被害	伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式1・2によること
人、住家被害等	人的被害	様式3によること
	避難状況、救護所開設状況	様式4によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	様式5によること 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

様式1 (消防庁第4号様式(その1))

(市町村・愛知県用)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人	軽症	人		半壊	棟	床下浸水	棟
			人		人		一部損壊	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

[illegible]

※※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

様式2

年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発 生 日 時				年 月 日 時 分							
発 生 場 所															
発 信 機 関				発 信 者											
受 信 機 関				受 信 者											
区 分				被 害		区 分				被 害					
人 的 被 害	死 者		1	人	橋 り よ う	31	か所	そ の 他	水 産 被 害		61	千円			
	行 方 不 明 者		2	人		河 破 堤	32		か所	商 工 被 害		62	千円		
	負傷者	重 傷 者		3			人		越 水	33	か所	そ の 他		63	千円
		軽 傷 者		4			人			川	34	か所	被 害 総 額		64
住 家 被 害	全 壊		5	棟	そ の 他	港 湾 ・ 漁 港		35	か所		災 害 対 策 本 部		65	設置	
			6	世帯		砂 防		36	か所	設 置 情 況		66	廃止		
			7	人		清 掃 施 設		37	か所	避難勧告・ 指示等の状況	67	地区			
	半 壊		8	棟		崖 く ず れ		38	か所			世帯			
			9	世帯		地 す べ り		39	か所		68	人			
			10	人		土 石 流		40	か所	消防職員出動 延人員		69	人		
	一 部 破 損		11	棟		鉄 道 不 通		41	か所	消防団員出動 延人員		70	人		
			12	世帯		被 害 船 舶		42	隻	119 番通報件数			件		
			13	人		水 道		43	戸	避難所数			か所		
	床 上 浸 水		14	棟		電 話		44	回線	避難人数			人		
			15	世帯		電 気		45	戸	避難人数 (うち自主避難)			人		
			16	人		ガ ス		46	戸	避難世帯数			世帯		
	床 下 浸 水		17	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等		47	か所	避難世帯数 (うち自主避難)			世帯		
			18	世帯		り災世帯数		48	世帯	被害程度及び応急対策状況（経過）					
			19	人		り災者数		49	人						
非 住 家	公 共 建 物		20	棟	火 災 発 生	建 物		50	件						
	そ の 他		21	棟		危 険 物		51	件						
そ の 他	田	流失・埋没		22	ha	そ の 他		52	件						
		冠 水		23	ha	公 立 文 教 施 設		53	千円						
	畑	流失・埋没		24	ha	農 林 水 産 業 施 設		54	千円						
		冠 水		25	ha	公 共 土 木 施 設		55	千円	要 請 事 項					
	文 教 施 設		26	か所	その他の公共施設		56	千円							
	病 院		27	か所	小 計		57	千円							
道 路	損 壊		28	か所	そ の 他	農 産 被 害		58				千円			
	冠 水		29	か所		林 産 被 害		59				千円			
	(うち通行不能)		30	か所		畜 産 被 害		60	千円						

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

(注) 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

様式3 (市町村用)

人 的 被 害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)	
	住 所		
	収 容 先		
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認、未確認の別、世帯主及び続柄等)		

様式4

(市町村用)

避難状況・救護所開設状況 (第 報)

報 告 の 時 点			日 時 分現在		受 信 時 刻			時 分			
発 信 機 関						受 信 機 関					
発 信 者 名						受 信 者 名					
内 容											
避 難 状 況	避難先	地 区 名	避難の勧告、指示の種別及び日時	避難勧告世帯数	避難勧告人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名	設 置 場 所	患 者 数		実 施 機 関			収 容 人 数 の 最 大 値			
			受 入	搬 送				重 傷	軽 傷		

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

公共施設被害

報告の時刻		日時分現在	受信時刻	時分
発信機関			受信機関	
発信者名			受信者名	
内容				
被害区分		ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 水道施設 ケ. その他（ ）		
発生	日時	日時分		
	場所			
	原因			
状況	被害区域 区間			
	管理者	(電話)		
	被害程度 (概要)			
	応急対策 の状況			
	復旧見込			
	その他 参考事項			

7 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。
なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。
また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。
- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

8 災害対策本部が報告すべき事項

- (1) 被害状況・災害本部の設置状況・応急対策状況（様式1・2）：愛知県災害対策本部東三河方面本部災害対策センター室（短縮8101）
- (2) 人的被害・住家被害（様式3）：愛知県災害対策本部東三河方面本部災害対策センター室（短縮8101）
- (3) 避難状況・救護所開設状況（様式4）：愛知県災害対策本部東三河方面本部災害対策センター室（短縮8101）
- (4) 公共施設被害（様式5）
 - ア 河川被害：愛知県東三河建設事務所（短縮8102）
 - イ 海岸被害：愛知県東三河建設事務所（短縮8102） 愛知県三河港務所蒲郡出張所（短縮8145）
 - ウ 貯水池・ため池等被害：愛知県東三河農林水産事務所（0532-54-5111）
 - エ 砂防被害：愛知県東三河建設事務所（短縮8102）
 - オ 港湾及び漁港施設被害：愛知県東三河建設事務所（短縮8102）
愛知県三河港務所蒲郡出張所（短縮8145）
 - カ 道路施設被害：愛知県東三河建設事務所（短縮8102）
 - キ 水道施設被害：豊川保健所蒲郡保健分室（69-3156）
 - ク 下水道施設被害：愛知県東三河建設事務所（短縮8102）

県への連絡先

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター	
勤務時間内	NTT	0052-951-3800（災害対策課） 052-951-1382（消防保安課） 052-961-2111（代表） 内線 2512（災害） 内線 2512（特殊災害） 内線 2522（火災） 内線 2522（危険物） 内線 2539（救急・救助） （直通） 052-954-6193（災害、特殊災害） 052-954-6144（救急・救助） 052-954-6195（火災・危険物）			052-971-7104（広報部広報班） 052-971-7105（総括部統括班） 052-961-2111（代表） 内線 5302～5304（総括部統括班） 内線 5306～5307（総括部渉外班） 内線 5314～5316（総括部復旧班） 内線 5308～5310（広報部広報班） 内線 5311～5312（情報部整理班） 内線 5313～5316（情報部部局・公共機関班） 内線 5317～5319（情報部方面班） 内線 5328（情報部調査班） 内線 5323～5324（運用部庶務班） 内線 5325～5327（運用部運用班） 内線 5328（運用部財務会計班）	

	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-961-3622 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(救急・救助))	052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)	600-1360～1362 (総括部統括班・復旧班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部情報部部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)
	防災行政無線 (FAX)	600-1510	600-1514. 1515
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)	同 上
	防災行政無線	600-5250-5253 (宿日直室)	同 上
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)	同 上
	e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp
	防災 web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)	

			第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
			防災担当課室 (東三河総合庁舎2階防災安全課室)		災害対策センター室 (東三河総合庁舎2階災害対策センター室及び大会議室)		
東三河方面本部 東三河総局	N T T	電話	0532-35-6118 (防災安全課) 0532-54-5111 (代表) 内線 227 (防災) 226 (消防)		0532-54-5111 (代表) 内線 691、692、698 (統括部総括班) 内線 693、694 (統括部情報班) 内線 695 (統括部総務班) 内線 696 (支援部支援班) 0532-54-5119 (切替スイッチによりセンター室へ)		
		FAX	0532-54-5582 (切替スイッチによりセンター室へ(第3非常配備))				
	防災行政無線	電話	610-2-227 (防災) 610-2-226 (消防)		内線 610-1371、1372 (統括部総括班) 内線 610-2-691、692、698 (") 内線 610-1373、1374 (統括部情報班) 内線 610-2-693、694 (") 内線 610-1375 (統括部総務班) 内線 610-2-695 (") 内線 610-1376 (支援部支援班) 内線 610-2-696 (")		
		FAX	610-1150		610-1151、610-1152		
	衛星電話番号		衛星無線発信番号 -023-610-2-内線番号 (691～699)				
	番号		衛星無線発信番号 -023-610-無線内線番号 (1371～1379)				
e-mail		higashimikawa@pref.aichi.lg.jp					

消防庁への連絡先

(通常時) (平日 (祝日、年末・年始除く) 9:00～17:00) (消防庁応急対策室)

NTT回線	電 話	03-5253-7527
	F A X	03-5253-7537
消防防災無線	電 話	7527
	F A X	7537
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-7527
	F A X	TN-048-500-7537

(夜間・休日時) (消防庁宿直室)

NTT回線	電話	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7782
	FAX	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

被害認定基準

被 害 区 分		認 定 基 準
人 の 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住 家 の 被 害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいう、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊 (全壊・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが補修すれば元とおりに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害が所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋沈	田の耕土が流失、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋沈 畑の冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部または一部の損壊または崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	(通行不能)	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部または一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾 漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的施設に被害にあったものとする。

被 害 区 分		認 定 基 準
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建設に被害のあったものとする。
	鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	崩壊したブロック塀または石塀のか所数とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
火 災 発 生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共または公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)は、カッコ外書きするものとする。		
公共施設被害 市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人・住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み、農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 応援要請または職員派遣の状況

第2節 通信手段の確保

1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。

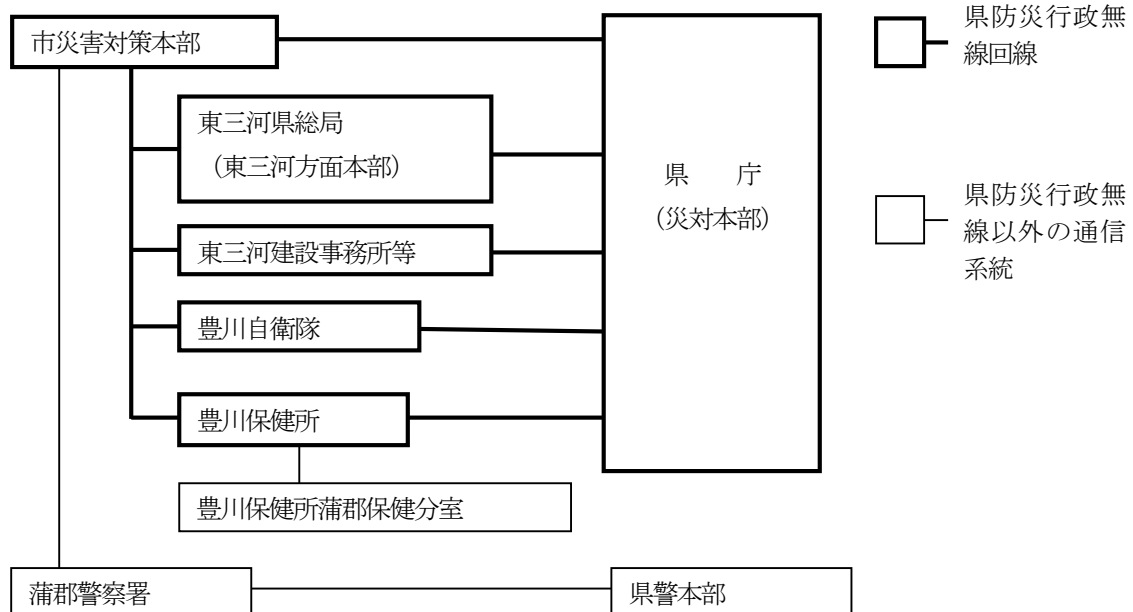
また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

なお、市災害対策本部から県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりである。

蒲郡市非常通信系統図



(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話の登録

各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社の名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のために通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

市長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報

等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

2 県における措置

(1) 災害対策用指揮車等の使用

県は、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。

(2) 耐震通信施設の使用

県は、地上系通信施設が被災し通信に障害が生じた場合は、県庁及び東三河総合庁舎直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、衛星通信により災害情報の収集伝達を行う。

(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用

県は、内閣総理大臣官邸や内閣府(防災担当)、国の非常災害対策本部と県災害対策本部長や災害対策本部との間で開設した緊急連絡用回線（ホットライン）を使用して、迅速かつ円滑な情報の収集伝達を行う。

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 防災行政無線
 - ウ コミュニティFMやケーブルテレビの放送
 - エ Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
 - オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
 - カ 広報紙等の配布
 - キ 広報車の巡回
 - ク 掲示板への貼紙
 - ケ その他広報手段

4 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとりべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - エ 救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

5 広報活動の実施方法

- ア 報道機関への発表
 - (ア) 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。
特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
 - (イ) 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。
- イ 広報車、航空機等
 - 各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。
- ウ 多様な情報伝達手段の活用
 - 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、WEBサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。
- エ 災害報道
 - 報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

- (ア) 災害関係記事又は番組
- (イ) 災害関係の情報
- (ウ) 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- (エ) 関係機関の告知事項

第4章 応援協力・派遣要請

■基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 県における措置

(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70条、同法第74条の4）

知事は、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。

(2) 中部9県1市における応援要請

県は、中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、避難、救助等の対策を実施するために必要があると認めるときは、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、相互に応援を要請する。

(3) 全国都道府県における応援要請

県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」では避難、救助等の対策が十分実施できないため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

(4) 国(内閣総理大臣)に対する応援要請（災害対策基本法第74条の3）

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。

(5) 市に対する応援

ア 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、市に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、市から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(6) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

- ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

3 中部地方整備局における措置

(1) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）

中部地方整備局は、被災により、市及び当該市を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

- ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

4 防災関係機関における措置

- (1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。
- (2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

5 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

6 経費の負担

- (1) 国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市の措置

- (1) 緊急消防援助隊等の応援要請
 - ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
 - イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
 - ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。
- (2) 海上保安庁の応援要請の依頼
 - ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。
 - イ 依頼は、2の(2)のイの事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

2 県公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

3 県における措置

- (1) 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援

協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

(2) 海上保安庁への応援要請

ア 県は、災害の発生に際し必要な場合は、第四管区海上保安本部長に対して、応急措置の実施の要請を行うものとする。

イ 要請は、次の事項を明らかにした要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

(ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由

(イ) 応急措置を希望する期間

(ウ) 応急措置を希望する区域

(エ) 活動内容

①傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

②巡視船を活用した医療活動場所の提供

③巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

④その他県及び市が行う災害応急対策の支援 等

(オ) その他参考となるべき事項（使用可能岸壁等）

ウ 応急措置に係る要請書、受入等については、第3節自衛隊の災害派遣に準じて行うものとする。

4 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊における措置

(1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行い、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

(2) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

(3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※ただし、県西部(尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多)の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

(5) 災害派遣の活動範囲

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合はそれらの啓開または除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを利用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

(6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

2 災害派遣要請者（県、第四管区海上保安本部、大阪航空局）における措置

- (1) 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

3 市又は関係機関における措置

- (1) 市長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
この場合において、市長は、その旨及び災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

災 害 派 遣 要 請 書 様 式 (用紙の大きさはA4縦使用)

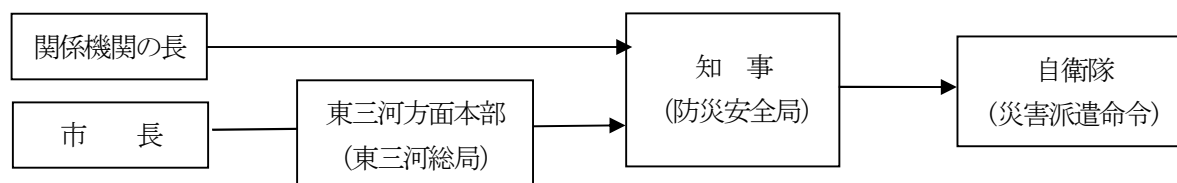
愛知県知事殿 部隊等の派遣要請書 災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。 記 1 災害の情况及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防輸送、防疫等） 4 その他参考となるべき事項 その他の細部については、〇〇〇〇において調整する。	発 簡 番 号 年 月 日 蒲郡市長

2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定型的な表現

災 害 派 遣 撤 収 要 請 書 様 式 (用紙の大きさはA4縦使用)

愛知県知事殿 災害派遣部隊撤収要請書 自衛隊災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤去されるよう要請します。	発 簡 番 号 年 月 日 蒲郡市長

4 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。
この場合も、できるだけ速やかに、東三河方面本部（東三河総局）へも連絡すること。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、市長又は関係機関の長に受入体勢を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

(2) 受入側の市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

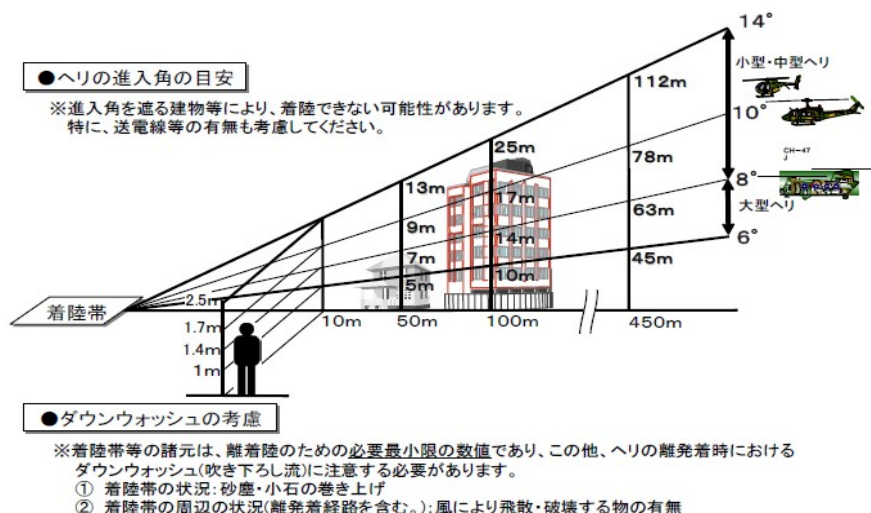
ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

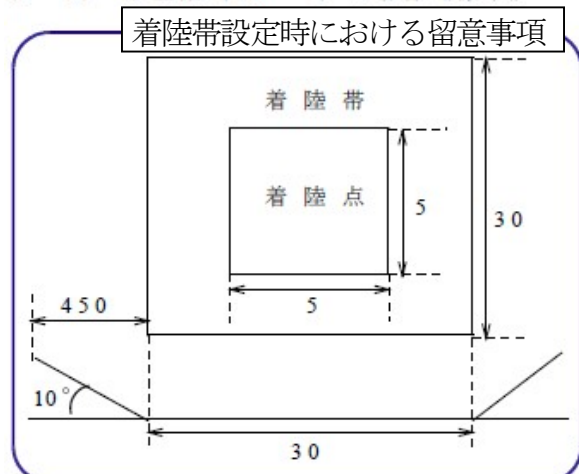
オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

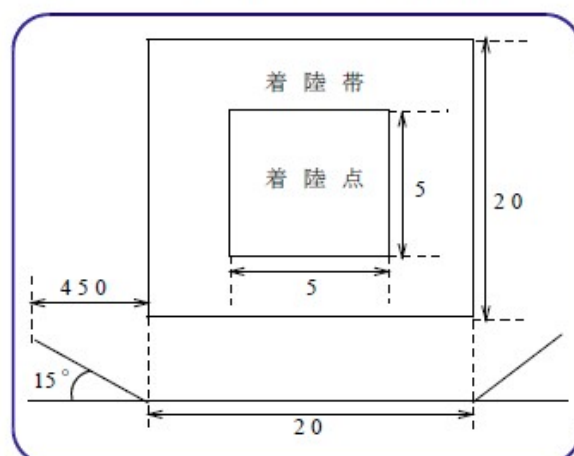
- a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。



(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》

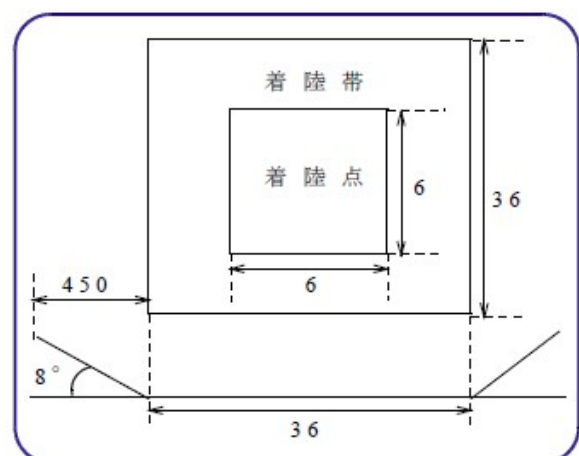


(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》

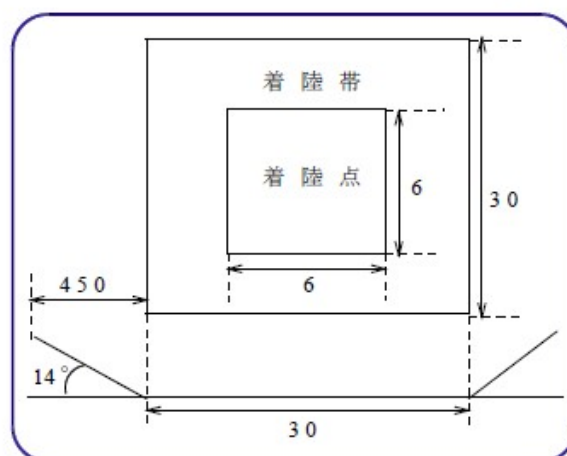


(単位: m)

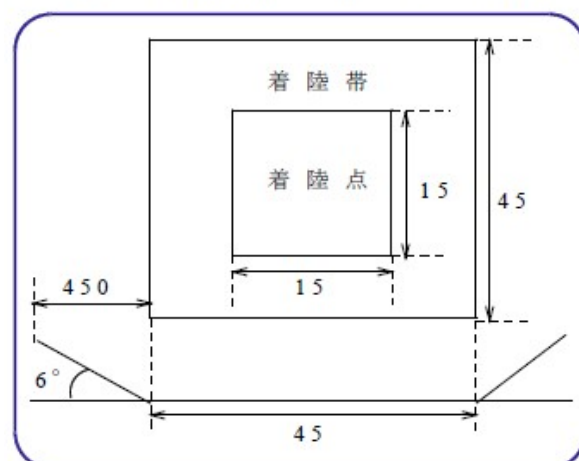
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》



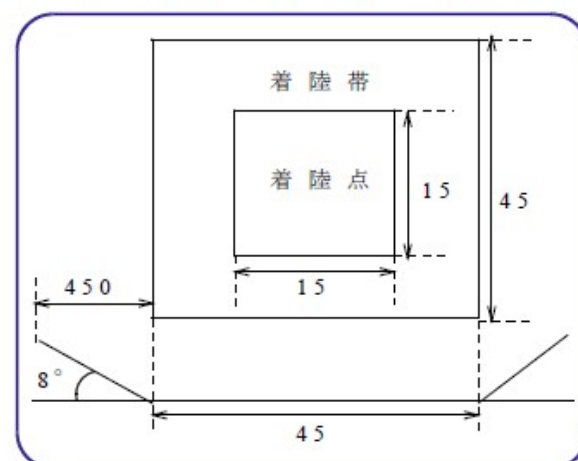
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》



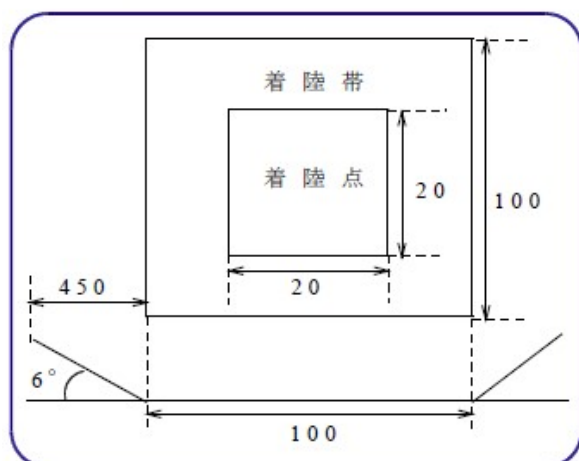
(c-1) 大型機 (UH-60J) の場合《標準》



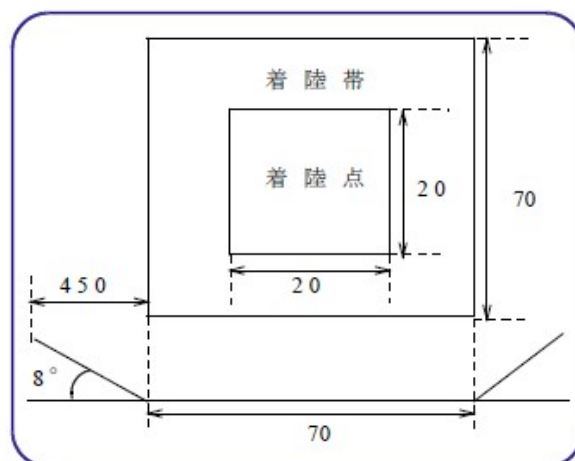
(c-2) 大型機 (UH-60J) の場合《応急》



(d-1) 大型機(CH-47及びV-107)の場合《標準》



(d-2) 大型機(CH-47及びV-107)の場合《応急》

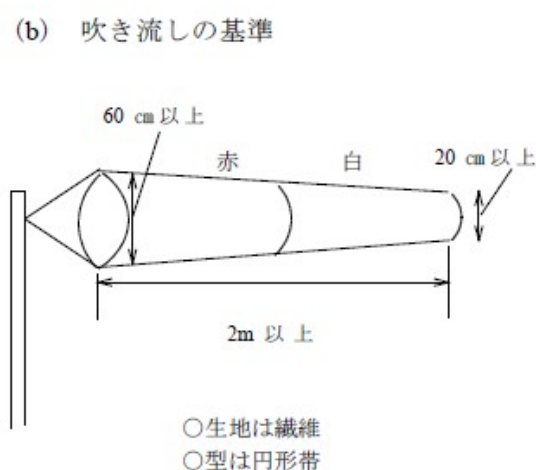
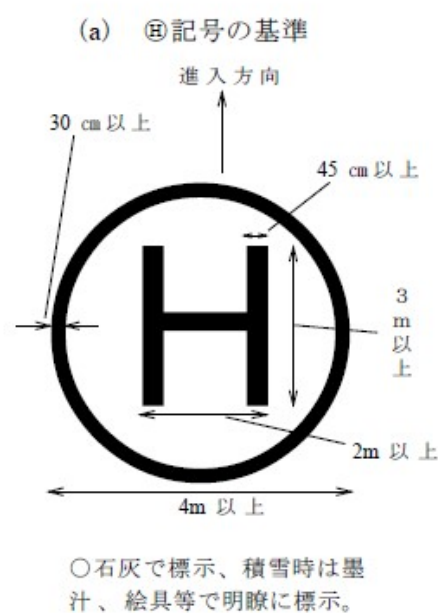


(単位：m)

(イ) 受入時の準備

- 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

H記号及び吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

1 市における措置

- (1) 市は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。
併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

2 県における措置

- (1) 県は、市町村ボランティアセンターを支援するため、広域ボランティア支援本部を設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。
併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) 広域ボランティア支援本部に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。
- (3) 広域ボランティア支援本部においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。

3 コーディネーターの役割

- (1) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
 - ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるもの

とする。

4 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

- (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

- (2) その他のボランティア団体等

愛知県防災ボランティアグループ、蒲郡防災アマチュア無線クラブ、災害ボランティアネットがまごおり、蒲郡市ボランティア連絡協議会、高等学校、大学、その他各種団体、市外からのボランティア

第5節 防災活動拠点の確保等

1 市及び県における措置

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のある恐れがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

- (1) 地区防災活動拠点の要件等

災害想定	規模	市区町村区域内の林野火災、局地的な土砂災害
応援	規模	隣接市町村等
役割		被災市町村内の活動拠点
拠点	数	市町村で1か所程度
要件	面積	1ha程度以上、できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等

(2) 本市における地区防災活動拠点

名 称	蒲郡市公園グラウンド
所 在 地	蒲郡市形原町桶沢 27
施設管理者	蒲郡市教育委員会
有効面積	2.86ha

3 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体	市町村	県 及び 政令市	県 及び 政令市	県			
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の 規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			
役 割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数	市町村で 1 か所程度	郡又は圏域単位で 1 か所程度	県内に数か所程度	県内に 1 か所程度	県内に 1 か所程度	県内に 3 か所程度	県内に 4 か所
要 件	面積	1 ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3 ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10 ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30 ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10 ヘクタール程度以上
	施設 設備	できれば倉庫等	倉庫等 できれば宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1 万トン以上の船舶の係留施設	倉庫等

第5章 救出・救助対策

■基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置し、防災ヘリコプターを活用する。

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 市は、県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 県警察における措置

- (1) 県警察は、市及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

3 県における措置

- (1) 県は、自ら救出の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 県は、市の実施する救出につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (3) 県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

4 県公安委員会における措置

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

(2) 高速道路のサービスエリア等の使用

高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

6 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

7 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

8 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 海上における避難救出活動

1 第四管区海上保安本部における措置

(1) 第四管区海上保安本部は、災害を局限化し、二次災害の発生を防止するため、防災活動を迅速かつ的確に行う。

(2) 第四管区海上保安本部は、関係機関と緊密な連絡を保ち、各種情報の収集、伝達に万全を期するとともに、通信施設、船艇及び航空機の効率的かつ有機的な運用を図り、次の措置を講ずる。

ア 資材、人員等の輸送の場としての海上における船舶交通の安全を確保する。

イ 海上における被災者及び被災船舶の救助を行うとともに、必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、救助体制を強化する。

ウ 災害発生時の混乱、人心の動揺等による不測事態の発生に備え、海上における各種犯罪の予防、警戒等治安の維持を図る。

(3) 排出油等対策

ア 排出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。

イ 排出油等の拡散防止及び除去を行う。

ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒並びに船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講じ、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知する。

エ 災害発生船舶又は施設に対し災害局限措置の指示を行う。

(4) 船舶交通の安全確保対策

ア 異常気象等の情報を迅速に収集し、かつ、その周知を図る。

イ 異常気象等により在港船が遭難するおそれがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告（港則法）、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。

ウ 航路標識の流出、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。

エ 水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路の調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措置を講ずる。

オ 海上に流出した木材等の航路障害物について、当該所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

カ 異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告（海上交通安全法）等の船舶交通の規制を行うものとする。

(5) 救難対策

ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が排出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。

イ 避難の指示が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。

ウ 第四管区海上保安本部は、市及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

また、傷病者、医師、その他援助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

エ 自ら救出の実施が困難な場合、県、他市町村、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(6) 治安対策

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種事犯の実態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。

2 関係機関における措置

関係機関は、第四管区海上保安本部と連携を図り、避難救出活動に協力する。

第3節 航空機の活用

1 航空機の運用調整

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。

(2) 参画機関

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

(3) 調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する「航空情報（ノータム）の発行」依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

2 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 市における措置

市長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。

ア 災害の種別

イ 災害の発生場所

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

カ 応援に要する資機材の品目及び数

キ その他必要な事項

(2) 県及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

ア 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

(ア) 被害状況調査等の情報収集活動

(イ) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送

(ウ) 災害情報、警報等の広報・啓発活動

(エ) 火災防御活動

(オ) 救急救助活動

(カ) 臓器等搬送活動

(キ) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

イ 災害発生等による出動

県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

ウ 市等の要請による出動

市長等から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

(ア) 災害が隣接する市町等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。

(イ) 要請のあった市の消防力によっては、防御が著しく困難な場合

(ウ) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

エ 事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

オ 他の防災航空隊との連携

県は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

- （ア） 本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。
- （イ） 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件化に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、市医療救護活動対策本部を設置し、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等の協力のもと、医療救護所を開設し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 県における措置

- (1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整

ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関と共に医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。

イ 保健医療調整本部における医療情報収集

県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害、救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。

ウ 市、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報に収集に努め、これらの情報を市、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

エ 他市町村への応援指示

県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

オ 被災地における医療提供体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病

院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。

この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(2) DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等

ア DMATの派遣要請

県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 県域を越えた協力体制の確立

県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県県の県域を越えた協力体制を確立する。

なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）

(3) 救護班の派遣要請等

ア 救護班の派遣要請

県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。

イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請

(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等

ア 愛知DPATの派遣

（ア）県は、必要があると認めるときは、DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。

（イ）県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。

イ DPATの派遣要請

（ア）県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。

（イ）県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

(5) JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等

県は、必要があると認めるときは、国等に対しJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。

(6) SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置

ア 広域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。

イ 地域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、市や関係機関と協力して、SCUを設置する。

3 市医師会、災害拠点病院における措置

- (1) 市医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、市医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

4 DMA T指定医療機関における措置

DMA T指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMA T）は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

5 日本赤十字社愛知県支部における措置

- (1) 日本赤十字社愛知県支部は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県及び救助実施市からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

6 県医師会における措置

- (1) 県医師会は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 県医師会は、県又は市の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム（JMA T）の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。
- (3) 県医師会は、保健医療調整会議への地区医師会の参画を調整する。
- (4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と保健医療調整本部への情報提供に努める。

7 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

8 医療救護班及びDPA Tの編成・派遣等

- (1) 医療救護班
 - ア 医療救護班は、おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2名とする。
 - イ 県医師会、県病院協会、日本赤十字社、災害拠点病院、国、国立病院機構、県立病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。
 - ウ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。
 - エ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。
 - オ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。
 - カ 県独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、隣接県等へ医療救護班の派遣、被災地から

の搬送患者の受入れを要請する。

(2) DPAT

ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする

イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。

9 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、市、県、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びSCUへ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。
- (5) 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。

10 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。
- (3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。
- (5) 県は、県内において医薬品等を調達できない場合は、隣接県及び国の協力を得て、調達する。
- (6) 県は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。
- (7) 県は災害の規模に応じ、医薬品等集積所を設置し、調達した医薬品等の保管・管理を行う。
- (8) 県薬剤師会は、県の要請に基づき医薬品等集積所における医薬品等の保管・管理に協力する。

11 血液製剤の確保

- (1) 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握する。
- (2) 県は、血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。
 - ア 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時であってもそれを優先する。
 - イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部（医薬安全課）を

通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。

ウ 血液製剤の県内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、県外からの血液製剤の導入を図る。

(3) 県は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。

県は県外から血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。

1 2 医薬品等の適正使用に関する活動

県薬剤師会は、県、市、県医師会及び県歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

1 3 医療機関等における活動の支援

県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関や医療救護班において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や医療救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。

1 4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

(1) 防疫組織

市は、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

2 県における措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

ア 県に保健医療調整本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡を取り、被害状況の早期把握に努める。

イ 被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でな

い地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

- (ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒(イ)感染症法第28条第3項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除(ウ)感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

- (ア) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。
(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(3) 器具器材の整備

- ア 県及び市の防疫用器具器材の保有状況を把握し、市からの借上要請に対応する。
イ 市からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。
ウ 必要に応じて、県内非災市町村や近隣県市を始めとする他の都道府県等から、器具器材及び薬剤を調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

県は、市、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(5) 臨時予防接種

県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市に行うよう指示する。

(6) 応援体制

- ア 市を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、保健医療局に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。
イ 県は、必要に応じて、近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

(7) 自宅療養者等の避難確保

- ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
イ 市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

3 栄養指導等

- (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災

害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

4 健康管理

- (1) 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

5 健康支援と心のケア

- (1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動
 - ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。
 - イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。
- (2) 長期避難者等への健康支援
 - ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。
 - イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。
- (3) 子供たちへの健康支援活動
 - ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
 - イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。
- (4) 職員等支援活動従事者の健康管理
支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

6 避難所の生活衛生管理

市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

7 動物の保護

- (1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。
- (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

8 災害時健康危機管理の全体調整

- (1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。
- (2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

9 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。
- (6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。
- (7) 県は、市からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、DPATを派遣する。
- (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。
- (9) 県は、必要があると認めるときは、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。
- (10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

■基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。

		なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	・第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交

通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 中部地方整備局における措置

- (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。
 - イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。
 - ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。
 - エ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
 - ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
 - エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
 - オ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
 - カ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。
- (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援
必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災

地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、う回経路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(5) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路（道路啓開ルート）の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整

ア 検討会の設置

中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。

※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

イ 検討会の開催

名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。

2 県における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市等から情報の収集に努める。

イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。

ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ ア～イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設

業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。

エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。

ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

(4) 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

3 愛知県道路公社における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 道路施設の被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、管理隊及び緊急時協定業者により巡視点検を速やかに実施する。また、橋梁等の構造物については、必要に応じ緊急点検業者により詳細な点検を実施する。

イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。

ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 一般通行者に対する情報提供

一般通行者への情報提供は、道路情報板、道路パトロールカーの放送設備等で行う。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。

ウ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(5) 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいけない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

4 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいらない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (3) 情報の提供
緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 港湾・漁港施設対策

1 港湾・漁港管理者（市、県）における措置

- (1) 応急工事の実施
港湾・漁港管理者（市、県）は、被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地の浚渫、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。
- (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等
放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。
運転者がいらない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請
市は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。
- (4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）
港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。
- (5) 航路啓開の実施
港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

2 第四管区海上保安本部における措置

- (1) 船舶交通の整理・指導
海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

(3) 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、港湾・漁港管理者（県・市）と連携しつつ、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(4) 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(5) 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3 木材等の航路障害物の除去

第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、緊密に連携し、海上に流出した木材等の航路障害物について、その所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

第4節 鉄道施設対策

鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社等）における措置

(1) 列車の避難並びに停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第5節 緊急輸送手段の確保

1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 市における措置

- (1) 市は、人員・物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あつせんを要請する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項

3 県における措置

- (1) 県の各局は、それぞれの配車計画及び運用計画に所管の車両等を運用するものとするが、必要に応じて災害対策本部長が集中管理して運用する。
- (2) 各部局は、それぞれの配車計画及び運用計画により所管の車両等を運用するものとするが、必要に応じて災害対策本部長が集中管理して運用する。
- (3) 市から輸送手段の確保について、県に要請があった場合又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (4) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。
また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送及び一時保管等を要請する。

4 中部運輸局の措置

- (1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の調達のあつせんを行う。
- (2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶等の調達のあつせんを行う。

5 港湾管理者の措置

緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、耐震強化岸壁などの係留施設及びその背後の荷さばき地、野積場の利用調整を図る。

6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

7 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合、緊急通行車両であることの確認については、第1節1（5）「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。
- (3) 緊急通行車両等の事前届出

市及び防災関係機関は、可能な限り、緊急通行車両等の事前届出を行い、災害時に速やかに確認事務が行われるようにする。

ア 事前届出の対象となる車両

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象となる車両は、同令第32条の2第2項において「災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の事項について行うものとされている。

- ・警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- ・消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ・犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
- ・緊急輸送の確保に関する事項
- ・その他災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関する事項

- (イ) 愛知県地域防災計画に基づく指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 事前届出の申請

- (ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

- (イ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に申請する。

- (ウ) 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通とする。

ウ 届出済証の交付等

- (ア) 届出済証の交付

愛知県公安委員会は、審査の結果、申請者に様式第1の緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

(イ) 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けている者は、事前届出の内容に変更が生じ、または届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、若しく破損した場合は、速やかに再交付の申請をするものとする。

(ウ) 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等として使用される車両に 該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、届出済証を返還しなければならない。

(4) 緊急通行車両等の確認

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認

愛知県警察本部、蒲郡警察署または交通検問所に出頭し、届出済証を提示して確認を受けるものとする。

確認が下りると災害対策基本法施行規則別記様式第2の標章及び同規則別記様式第3の緊急通行車両確認証明書を交付される。

イ 届出済証の交付を受けていない車両の確認

届出済証の交付を受けていない車両の確認申請は、別記様式第4の緊急通行車両等確認届出書に当該車両を使用して行う事務または業務の内容を疎明する書類を添えて、当該車両の輸送経路に関し、災対法第76条第1項に基づく通行の禁止または制限をしている場所を管轄する県の各緊急運行車両等確認事務担当部局または県公安委員会（警察本部、警察署または交通検問所）に提出して行う。

様式第1
緊急通行車両等事前届出書
緊急通行車両等事前届出済証

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 愛知県公安委員会 申請者住所 (電話) 氏名 年 月 日 印		地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済書 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 愛知県公安委員会 年 月 日 印	
番号標に標示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害 対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護の ための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた時に は、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問 所等に提出して所要の手続を受けてください。	
車両の用途(緊急車両を行う 車両にあつては、輸送人員ま たは品名)		2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅 失し、汚損し、若しくは破損した場合は、公安委員会(警 察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。	
住 所		3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。	
氏 名		(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。	
出 発 地		(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。	
		(3) その他、緊急運行車両等としての必要性がなくなったとき。	
(注) この事前届出書は1部作成して、該当車両を使用して行 う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の 位置を管轄する警察本部に提出してください。			

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式2

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、〔登録(車両)番号〕、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 愛知県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)			
使用者	住 所 (電話)	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別記様式第4 緊急通行車両等確認届出書

緊急通行車両等確認届出書			年 月 日
愛知県知事 殿 愛知県公安委員会 届出者住所 (電話) 氏 名 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)			
使用者	住 所 (電話)	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	通 行 目 的 的	
備 考			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第8章 水害防除対策

■基本方針

- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対する措置を実施する。
- 洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 洪水、高潮等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。

第1節 水防

(水防活動)

1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池管理者における措置

(1) 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、各水防管理団体の地域特性に応じて適宜修正したうえ、必要事項を網羅して定める。

(2) 水防活動

ア 水防団等の出動

水防管理者（市長、水防事務組合及び水害予防組合管理者）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

河川管理者（国土交通大臣、知事）、海岸管理者（知事、港湾管理者）及びため池管理者（市長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

ウ ダム・ため池・水門・こう門等の操作

ダム・ため池・水門・こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

エ 水防作業

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積み土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

オ 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川・海岸の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向

の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また決壊か所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

ク 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

（たん水排除）

2 市及び土地改良区における措置

市又は土地改良区は、河川、海岸堤防の決壊等によりたん水した場合は、第2節「防災営農」の1（1）によるたん水排除を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

（1）水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行い、前記以外の水防管理者については、県へ応援を要請するものとする。

イ 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、自衛隊へ応援を要請する。

ウ 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

エ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（2）たん水排除

第2節5（1）「農業用施設に対する応急措置」を参照のこと。

第2節 防災営農

（農地及び農業用施設に対する応急措置）

1 市、県、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区における措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水による、たん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

また、県は、一方の実施するたん水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

(2) 土俵積等による排水機の浸水防止

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

(3) ダム・ため池の堤防決壊防止

市、県、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路の決壊防止

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

なお、愛知用水、豊川用水及び木曽川用水の幹線水路については、独立行政法人水資源機構中部支社が水位の調節及び応急工事を行う。

(5) 頭首工の保全措置

市、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区は、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

（農作物に対する応急措置）

2 市、県及び農業協同組合における措置

(1) 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、市、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 種子粃の確保

県は、愛知県米麦振興協会等において種子粃の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子粃を愛知県米麦振興協会等へあつせんするよう依頼し、種子粃を確保する。

(3) 病害虫の防除

ア 防除指導等

県は、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、市、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指示指導する。

イ 農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合に対し、農薬を農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

ウ 防除器具の確保

県は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、県内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、国に防

除器具の貸与を依頼し、防除器具を確保する。

(4) 凍霜害防除

県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を市へ伝達する。市及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

(家畜に対する応急措置)

3 市、県及び畜産関係団体における措置

(1) 家畜の管理指導

県は、市、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、市、家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

(3) 飼料の確保

県は、農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、市からの連絡により、愛知県飼料工業会等に対し、市経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保する。

(林産物に対する応急措置)

4 市及び県における措置

(1) 災害対策技術指導

県は、市の協力を得て種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林に対する措置等林産物につき技術指導を行う。

(2) 風倒木の処理指導

県は、風倒木の円滑な搬出等について、市の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(3) 森林病虫害等の防除

県は、森林病虫害等を防除するため、市の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

(4) 凍霜害防除

2 (4) に準ずる。

5 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。

イ 県は、市及び土地改良区からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ可搬式ポンプの貸与を依頼する。

ウ 市及び土地改良区は、ダム、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

エ 応援の要求を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(2) 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認めるときは、県は、農薬の空中撒布の実施につき、農林水産航空協会へヘリコプターの供給を要請する。

第3節 流木の防止

(貯木場における措置)

1 公共貯木場管理者及び貯木木材所有者・占有者における措置

(1) 公共管理者が管理する貯木場における木材、筏の混乱、流散の防止

公共管理者が管理する陸上及び水上の貯木場については、当該管理者（名古屋港管理組合等）が、貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材、筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては出入口にアバを張りめぐらせ、又は水門を閉鎖させ、木材、筏の場外流出を防止するよう勧告し、又港湾水域内に仮置中の木材については、貯木場内に引き入れるよう勧告する。

(2) 民間貯木場における木材、筏の混乱、流散の防止

港湾水域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を自ら又は荷役業者をして閉鎖し、又は貯木場によっては出入口にアバを張りめぐらすとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等木材、筏の混乱、流散の防止を図る。

高潮により流出するおそれのある陸上の民間貯木場、河川の増水、溢水により流出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動し、又は周囲に流出防止柵を設置する等流出防止に努める。

なお、市及び県警察は、必要があると認めるときは、所有者、占有者に対し、木材の流出防止につき必要な措置をとるよう指示する。

(流木に対する措置)

2 貯木木材所有者・占有者における措置

木材の所有者・占有者は、洪水が予想される時期においては、自己の木材が流木とならないよう適切な措置をとるとともに、それが流木となった場合には、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

3 市、第四管区海上保安本部及び港湾管理者における措置

港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、市、第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

4 漁港管理者における措置

漁港水域内に漂流する流木については、漁港管理者は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して早急な漁業活動の復旧を図る。

5 市及び河川管理者における措置

河川区域内に漂流する流木については、市及び河川管理者は、その所有者が判明している場合は、当

該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

6 市及び県警察における措置

たん水又は浸水地域に漂流する流木については、市及び県警察は4に準じた措置をとる。

7 応援協力関係

第四管区海上保安本部、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、市、県警察は、流木の除去活動の実施が困難である場合、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要求する。

ただし、第四管区海上保安本部及び県以外の機関にあたっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に

配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者がペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 県における措置

県は、市の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。)

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するもの

とする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 県における措置

(1) 情報収集・支援体制の整備

市、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する。

(2) 広域調整・市に対する支援

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市を支援する。

また、市からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DCAT）を編成し、派遣する。

(3) 多言語による情報発信等

県国際交流協会と共同で大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、被災市町村の外国人相談対応等における、通訳及び翻訳の支援等を行う。

(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、市その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品の供給

■基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 県における措置

- (1) 市から要請があった場合、又は必要と認める場合には、応急給水の応援を行う。
- (2) 企業庁においては、市等に対して、可能な限り所要の給水量を確保する。

3 応急給水

- (1) 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
- (2) 市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (4) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

災害派生からの日数	目標水量 (ℓ／人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	概ね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	概ね100m以内	配水支線等からの仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量 (約250)	概ね10m以内	仮配管からの各給水供用栓

- (5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

4 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他都市水道事業者等と締結した協定等により、適切な応援を要請する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
- (3) 県は、被害状況により、必要があると認めたときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- (4) 県の応援体制については「愛知県災害対策実施要綱」に定める事務分担による。
- (5) 県は、応急給水の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。

5 非常用水源の確保

災害時における応急給水活動の非常用水源として次のものを選定し、平素からの維持管理に努める。

- (1) 第1 応急給水用水源
緊急遮断弁付き配水池及び応急給水支援設備
- (2) 第2 応急給水用水源
耐震性貯水槽
- (3) 第3 応急給水用水源
小中学校等プール

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食品の供給

1 市における措置

- (1) 炊き出しその他による食品の供給
市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。
 - ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
 - イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
 - 第1段階 乾パン、ビスケットなど
 - 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
 - ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
 - エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。
また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
 - オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

2 食品の応急供給

(1) 実施者

市（災害対策本部）は、災害が発生し、またはそのおそれがある場合において市長（災害対策本部長）が必要と認めるとき、被災者及び災害応急活動従事者等に対し食品の供給を実施する。

大規模災害により市が自ら実施できない場合は、県、自衛隊等の協力により実施するものとする。

(2) 対象者

ア 避難場所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水等のため炊事ができない者

※ 床下浸水等であっても炊事道具等が流出し、あるいは土砂で埋まり炊事のできなくなった者は対象とする。

ウ 旅行者または一時的滞在者で、食料品の持ち合わせがなく調達できない者

エ 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品をそう失し持ち合わせのない者

オ 災害応急活動従事者（災害救助法の対象者とはならない。）

カ その他市長（災害対策本部長）が必要と認める者

(3) 供給品目

食料の供給品目は、原則として米穀とするが、状況により乾パンまたは麦製品とする。

(4) 供給基準量

ア 被災者に対し炊き出しによる給食を行う場合、1人当たりの供給量は、1食当たり精米200グラムとする。

イ 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う場合、1人当たりの供給量は、1日当たり精米400グラムとする。

ウ 上記（2）のオに対しては、1食当たり精米300グラムとする。

(5) 供給期間

災害救助法の適用を受ける場合の食料の供給期間は、災害の発生した日から7日以内とする。

期間を延長する必要がある場合は、知事に申し出て、厚生労働大臣の承認を得る必要がある。

その他の場合は、災害の状況等を考慮して市長（災害対策本部長）が必要と認める期間に限り供給する。

(6) 供給の方法

ア 備蓄食料による供給

食料の供給は、応急的措置として、乾パン、アルファ米、老人や乳幼児用として白かゆ、粉ミルクの備蓄食料をもって実施する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

イ 炊き出しによる給食

(ア) 炊き出しは、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。

(イ) 炊き出しは、市役所、給食センター、避難場所等において実施するが、その場では困難なときまたは適当な場所がないときは、米販登録業者、蒲郡精米事業協同組合等に依頼して実施する。

(ウ) 市役所及び給食センター以外における炊き出しは、地域住民、ボランティア等の協力を得て実施する。

ウ その他の方法

激甚な災害の場合は、愛知県、他市町村等の協力を得て、仕出し弁当の製造業者等に依頼し、可能な限り食料の供給に支障のない体制を整備しておくものとする。

3 食料の調達方法

(1) 主要食料

ア 米穀の調達

小規模の災害については、あらかじめ協定を締結した愛知県米穀小売振興協議会蒲郡支部等から調達するものとする。大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。なお緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省に要請を行うことができる。

ただし、いずれの場合も、事後速やかに知事に調達量等の報告を行うものとする。

イ その他の主食の調達

生パンその他麦製品等の調達は、小規模の災害については、あらかじめ協定を締結した市内の販売業者等から調達するものとする。

大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、農協、生協等の全国組織が整備されている組合、販売業者等に依頼し、可能な限り調達するものとする。

ウ ミルクの調達

乳幼児等のミルクは、あらかじめ協定を締結した市内の小売業者等から調達するものとする。

大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、生協等の全国組織が整備されている組合、販売業者等に依頼し、可能な限り調達するものとする。

(2) 副食、調味料等

小規模の災害については、あらかじめ協定を締結した市内の販売業者等から調達するものとする。

大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、農協、生協等の全国組織が整備されている組合、販売業者等に依頼し、可能な限り調達するものとする。

4 県における措置

- (1) 県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する生活必需品を確保し輸送する。

- (2) 輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

- ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん
- イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需物資の供給

1 市における措置

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。

生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

- (2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 生活必需物資の応急供給

- (1) 実施者

市（災害対策本部）は、災害により日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需物資の供給を実施するものとする。

- (2) 対象者

- ア 災害により全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水の住家被害を受けた者
- イ 災害により被服、寝具その他生活必需品をそう失した者
- ウ その他市長（災害対策本部長）が必要と認める者

- (3) 供給品目

衣料、寝具、ナプキン等生活するうえにおいて必要最小限のもの及び市長が必要と認めたものとする。

- (4) 給与または貸与の方法

生活必需物資の給与または貸与は、季節その他の状況に応じ、世帯構成員数、被害の程度等により、配給計画を立て世帯単位で行う。

救援物資の配布もまた同様とする。

(5) 給与または貸与の期間

災害救助法の適用を受ける場合の物資の給与または貸与の期間は、災害の発生した日から 10 日以内とする。

期間を延長する必要がある場合は、知事に申し出て、厚生労働大臣の承認を得る必要がある。

その他の場合は、災害の状況等を考慮して市長（災害対策本部長）が必要と認める期間に限り給与または貸与する。

(6) 生活必需物資の調達方法

ア 寝具

寝具は、原則毛布とし、可能な限り備蓄しておくものとするが、あらかじめ協定を締結した市内の販売業者等から調達するものとする。

大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、愛知県または他市町村の協力により調達するものとする。

イ その他の生活必需物資

小規模の災害については、あらかじめ協定を締結した市内の販売業者等から調達するものとする。

大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、農協、生協等の全国組織が整備されている組合、販売業者等に依頼し、可能な限り調達するものとする。

3 県における措置

(1) 県は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。

(2) 県は災害時に迅速に生活必需物資を調達あつせんできるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。

(3) 県は、災害の状況により、中部経済産業局に物資の調達を、自衛隊に物資の供給の実施を要請する。

(4) 県は、特に必要と認めたときは、市に対し、他市町村の生活必需物資供給活動の応援を要請する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

■基本方針

- 県は、被災後、市等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策

県における措置

(1) 環境汚染事故の把握

災害対策本部、市等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、県(環境局)が保有する各事業所の有害物質等の情報について市等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、市民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

(4) 人員、機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

第2節 地域安全対策

1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設

置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第12章 遺体の取扱い

■基本方針

- 大規模な土砂災害等により死者あるいは行方不明者が生じる場合を想定し、遺体の搜索、収容及び収容後の遺体の埋火葬について万全を期するものとする。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の搜索

1 市における措置

(1) 遺体の搜索

県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 県における措置

市の実施する遺体の搜索につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（最寄りの公共施設等最も適当な施設の利用、又は、公共施設等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師に依頼して遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 県における措置

(1) 必要物資等の確保

ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市等の要請に応じて迅速に調達あつせん の措置を講じる。

(2) 応援指示

市の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 検案の依頼

県警察と連携し、県医師会に検案の依頼を行う。

3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺等埋葬用品の設置

棺等埋葬用品を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 県における措置

(1) 必要機材等の確保

棺、骨つぼ等埋火葬に必要な資機材や要員、遺体搬送のための車両等の確保に努め、市からの要請に応じて調達あっせん等の措置を講じる。

(2) 応援指示

「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により、県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第13章 ライフライン施設等の応急対策

■基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

1 中部電力株式会社及び株式会社JERAにおける措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT 加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

a 火力設備

b 超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

a 人命にかかわる病院

b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要

度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するように努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社JERAを除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するように努める。

2 県における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するように努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するように努める。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社及びサーラエナジー株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

水道事業者（市及び県）における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網及び支援連絡管からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、市等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

ア 市は、施設の復旧が困難な場合は、蒲郡市上下水道工事協同組合及び水道協会へ応援を要請する。

イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第4節 工業用水道施設対策

工業用水道事業者（県）における措置

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、二次災害の発生箇所もしくは発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

(2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業者の間で締結されている「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の事業体に応援の要請にあたる。また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続きの特例措置等を要請する。

(3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5節 下水道施設対策

下水道管理者（市及び県）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(2) 応援の要請

愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第6節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型ディジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

(2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

(3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 市、県及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第7節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じ、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び

郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

市、県及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第14章 海上災害対策

■基本方針

- 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害が発生した場合における、排出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。
- なお、特別防災区域内に係る事故等については、石油コンビナート等防災計画による。

海上災害対策

1 海難の事故原因者等（事故船舶の所有者、船舶管理者、船舶運行者、荷主、保険会社等、関係者から委託を受けた者及びこれらの代理人をいう。）における措置

- (1) 災害発生のお知らせ
第四管区海上保安本部、関係機関及び付近の船舶等に災害の発生について直ちに通報する。
- (2) 排出油等の広がり防止措置
オイルフェンスの展張、その他排出された油等の広がりの防止措置をとる。
- (3) 損傷箇所の修理
損傷箇所の修理、その他油等の排出の防止措置をとる。
- (4) 排出油等の処理
浮流油等及び沿岸への漂着油等の回収、油処理剤の散布等による排出油等の処理を行う。
- (5) 損傷した船舶の残油等の処理
損傷した船舶の残油等の処理その他必要な防止措置をとる。

2 事故発生事業所等における措置

- (1) 災害発生のお知らせ
第四管区海上保安本部、所轄消防署又は市等関係機関に災害の発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意喚起を行う。必要と認めるときは、付近住民に避難するよう警告する。
- (2) 自衛消防隊等による消火活動、排出油等防除活動
事業所の自衛消防隊、その他の要員により次のとおり消火活動、排出油等防除活動を実施するとともに、必要に応じ関係事業所等の応援を求める。なお、消火活動等の実施に当たっては、陸上への波及防止について十分留意して行うものとする。
 - ア 大量の油等の排出があった場合
 - (ア) オイルフェンスの展張、その他排出された油等の広がりの防止措置をとる。
 - (イ) 損傷箇所の修理、その他油等の排出の防止措置をとる。
 - (ウ) タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油等を他の損傷していないタンクに移し替える。
 - (エ) 排出した油等の回収を行う。
 - (オ) 油処理剤の散布等により排出油等の処理を行う。
 - イ 危険物の排出があった場合
 - (ア) 損傷箇所の修理を行う。
 - (イ) タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油等を他の損傷していないタンクに移し替える。

- (ウ) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- (エ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- (オ) 船舶にあつては曳航索の垂下を行う。
- (カ) 船舶にあつては安全な海域へ移動し投錨する。
- (キ) 消火準備を行う。

ウ 海上火災が発生した場合

- (ア) 放水、消火薬剤の撒布を行う。
- (イ) 付近にある可燃物を除去する。
- (ウ) 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
- (エ) 火点の制御を実施する。
- (オ) 船舶にあつては曳航索の垂下を行う。
- (カ) 船舶にあつては安全な海域へ移動し投錨する。

(3) 消防機関の受け入れ

事故発生事業所は、消防機関の到着に際しては進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。また、関係機関の指揮に従い積極的に排出油等防除活動を実施する。

3 第四管区海上保安本部における措置

(1) 災害発生の伝達及び状況把握

海上災害の発生を覚知したときは、伝達系統に基づき伝達し、巡視船艇及び航空機等によりその状況の把握に努める。

(2) 連絡調整本部の設置

海上に油等の危険物等が大量に排出された場合において、国に警戒本部が設置された場合は、原則として第四管区海上保安本部に連絡調整本部を設置する。

(3) 海上における搜索及び救助・救急活動

巡視船艇及び航空機等により、海上における搜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じて県・市等の活動を支援する。

また、市及び県警察と緊密に連携して、海上漂流者等の救出を行う。

(4) 人員・物資の緊急輸送

人員・物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。

(5) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動

船舶火災及び海上火災が発生した場合は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、必要に応じ市(消防機関)と連携し、港湾関係団体等の協力を得て消防活動を実施する。

また、必要に応じ、船体その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限する。

(6) 危険物等の防除活動及び航行船舶の避難誘導活動

危険物等が大量に海上に排出した場合、原因者の対応が不十分なときは、巡視船艇等により応急的な防除活動を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じ、また、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずる。

また、緊急に排出特定油等の防除措置を講ずる必要がある場合において、必要に応じて、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示する。

(7) 航行警報等による船舶への周知及び航行の制限等

船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、航行警報等により船舶に周知し、航行の制限、禁止及び移動等を命じ、付近海域における火気の使用を制限若しくは禁止する等の措置を講じる。

(8) 災害海域の巡視警戒

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種犯罪の事態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。

(9) 関係機関に対する応援要請

関係機関に対し応援を要求するとともに、必要に応じて、第四管区海上保安本部が自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

4 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機、警察用船舶等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動

危険物が大量に流出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動を実施する。

(4) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

5 中部地方整備局における措置

油等回収船を出動させ、排出油等の除去活動を実施する。

6 県における措置

(1) 情報の収集及び市等関係機関への連絡

防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、排出油等の状況を偵察する等情報の収集に努め、市等関係機関に連絡する。

(2) 漂着油等の防除活動への協力

港湾管理者及び沿岸市町村等の行う漂着油等の防除活動に積極的な協力、指導を行うとともに、必要に応じ港湾・漁港管理者として防除活動を実施する。また、沖合の排出油等についても第四管区海上保安本部と緊密な連携をとり、防除活動を実施する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により、防災ヘリコプターを活用する。

(4) 伊勢湾排出油等防除協議会の総合調整本部等との連携

防除活動の実施に際し、伊勢湾排出油等防除協議会（第四管区海上保安本部が事務局）に総合調整本部が設置された場合や、名古屋港排出油等防除協議会、衣浦港排出油等防除協議会及び三河港排出油等防除協議会に調整本部が設置された場合は、同総合調整本部等と密接な連携のもとに防除活動の実施の推進を図るものとする。

(5) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、市との連絡調整を図るものとする。

また、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

(6) 必要資機材確保等の応援要求への対応

第四管区海上保安本部又は市から、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要求があった場合は、積極的に応援するとともに、その他陸上の火災における場合に準じて必要な措置をとる。

第四管区海上保安本部、市及び漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等排出油等防除資材の要求があった場合は、県保有の資機材を輸送するとともに、関係機関、民間企業の備蓄資機材の調達についてあつせんする。資機材の備蓄及び調達先は、県地域防災計画附属資料に掲げるとおりである。

(7) 他の県等に対する応援要請

災害の規模が大規模で、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(8) ボランティアの受入れ

通常の行政のシステムや処理能力では十分な対応が実施できないと認められる場合は、ボランティアの受入れ等を実施する（第4章「応援協力・派遣要請」参照）。

7 市における措置

(1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定

被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒

沿岸漂着油等の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油等を巡視、警戒する。

(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導

事業所の事故にあつては、事故貯油等施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。

(4) 消火及び排出した危険物の拡散防止活動

消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び排出した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、(ア)ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに(イ)河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、(ア)及び(イ)以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。

(5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする

場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

8 港湾・漁港管理者における措置

港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずる。

9 海上災害防止センターの措置

(1) 海上保安庁長官の指示に基づく防除活動

大量の油等が海上に排出され、緊急に防除を行う必要がある場合に、防除を行うべき原因者がその措置を講じていないとき、海上保安庁長官の指示に基づき防除を実施する。

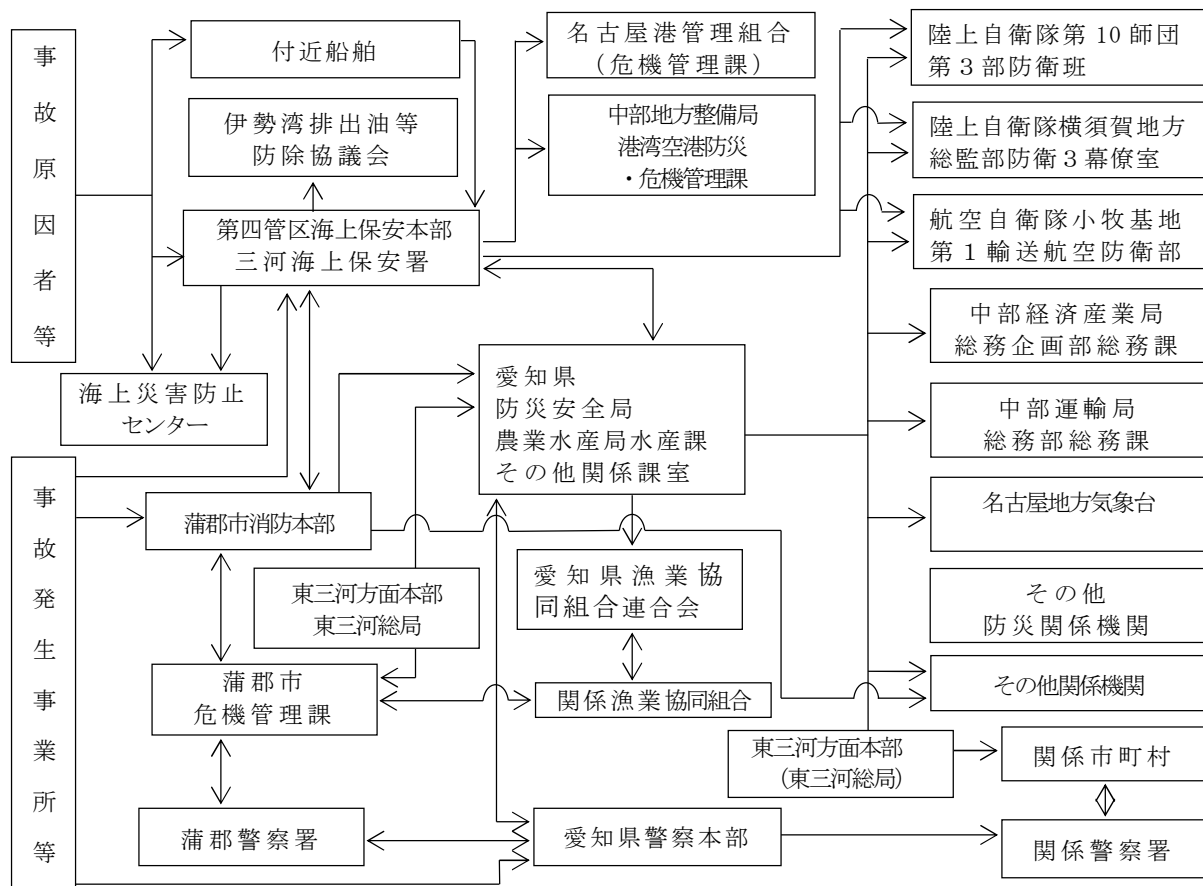
(2) 事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づく防除活動及び消火・延焼防止活動

事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づき、海上に排出した燃料油や積み荷の油等又は各種の有害液体物質の防除並びに船舶火災の消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を実施する。

10 情報の伝達系統

海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。

なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118 番）に通報する。



(注)1 海上災害防止センターは、事故原因者からの委託又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。

2 陸上の事故発生事業所が、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく特別防災区域内の特定事業所の場合は、別途「石油コンビナート等防災計画」に連絡通報体制が定められている。

11 応援協力関係

- (1) 第四管区海上保安本部は、排出油等防除活動等の実施が困難な場合、海上防災活動が実施可能である市町村及び港湾管理者等へ応援を要求する。
- (2) 市は、市の勢力をもってしては、排出油等防除活動等の実施が困難な場合、他市町村へ要員、資機材の確保につき応援を要求する。
- (3) 第四管区海上保安本部、中部地方整備局及び市は、排出油等防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。
- (4) 第四管区海上保安本部又は県は、排出油等防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。
- (5) 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。
- (6) 救助・救急活動、遺体の処理及び港湾施設の応急工事等の応援協力関係については、第5章「救出・救助対策」、第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」、第7章「交通の確保・緊急輸送対策」、第12章「遺体の取扱い」により実施する。
- (7) その他の防災関係機関及び関係企業は、第四管区海上保安本部、市又は県からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第15章 航空災害対策

■基本方針

- 市内に発生した航空機の墜落炎上等の災害による被害拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市（消防本部）、蒲郡警察署等防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な連携のもとに各種応急対策を実施するものとする。

航空災害対策

1 市等における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、「5 伝達系統」により県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び市民等に対する立入制限・退去等の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限・退去等を命ずる。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

2 県における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、「5 伝達系統」により関係機関に通報する。

(2) 市に対する消防・救急活動の指示等

市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 自衛隊に対する災害派遣要請

市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、市との連絡調整を図るものとする。

(5) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等

市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

(6) 関係機関の行う応急対策活動の調整

必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。

(7) DMAT・医療救護班の派遣

大規模な航空機事故において、多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでは、対応が困難な場合は、DMAT・医療救護班を現地に派遣する。

3 県警察における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、「5 伝達系統」により関係機関に通知する。

また、大規模な航空災害発生時の情報収集活動を実施する。

(2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(3) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(5) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(6) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(7) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

4 第四管区海上保安本部における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、「5 伝達系統」により関係機関に通報する。

(2) 海上における捜索及び救助・救急活動

大阪航空局中部空港事務所及び航空自衛隊等と協力し、巡視船艇・航空機等により海上における搜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じ、市等の活動を支援する。

(3) 遺体の搜索活動等

死者が発生した場合の遺体の搜索活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

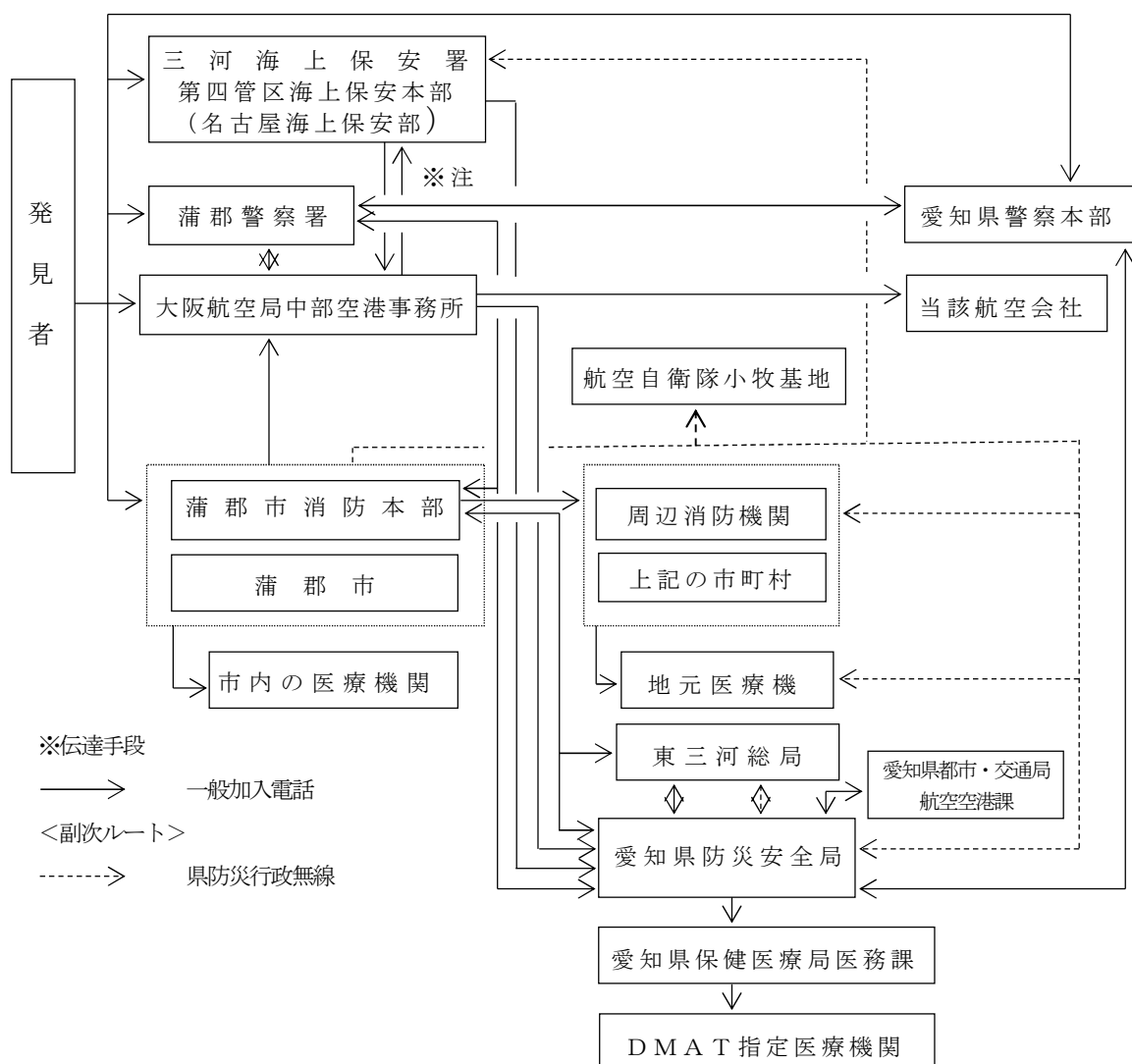
(4) 人員・物資の緊急輸送

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

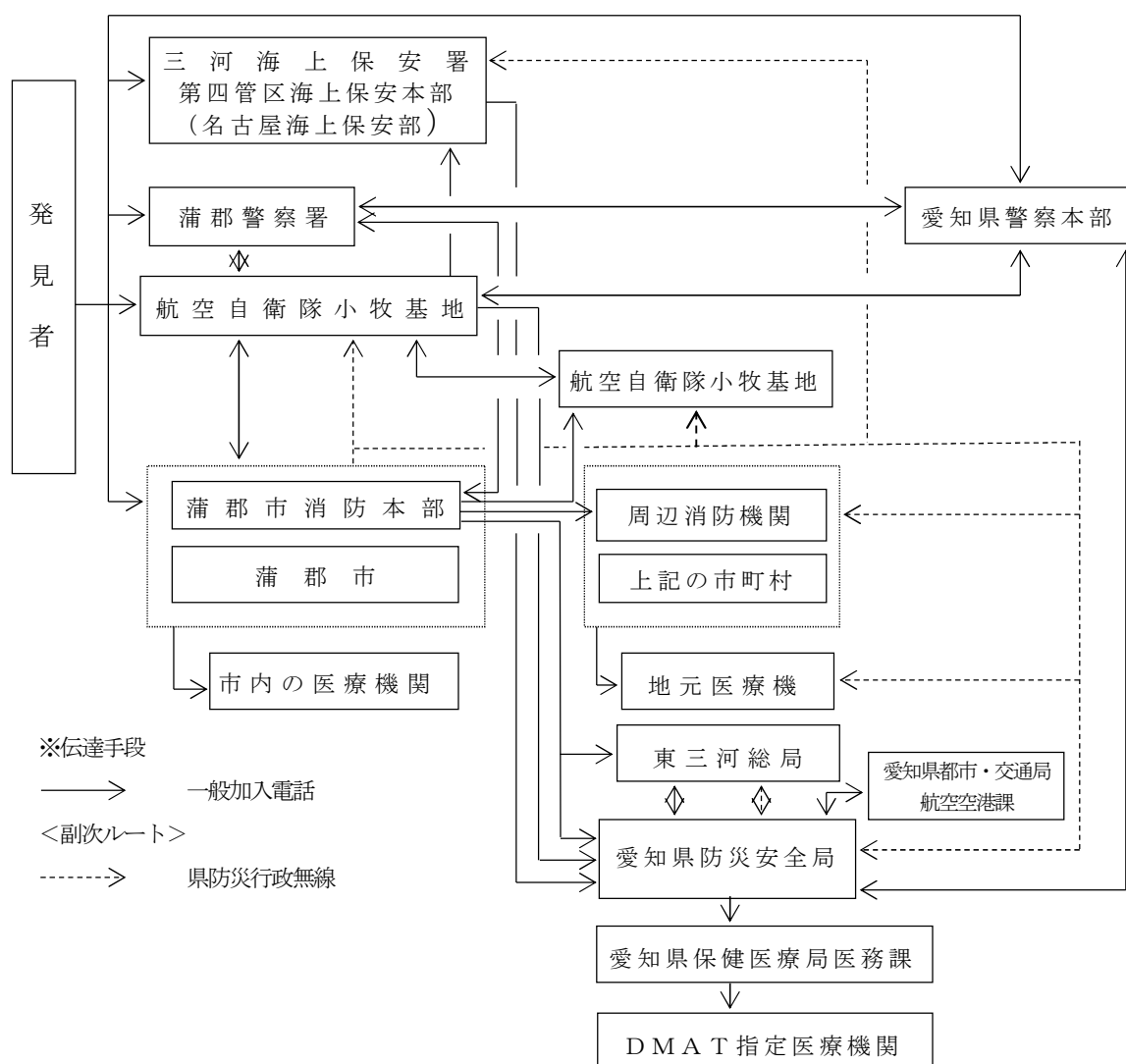
5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）

(1) 民間航空機の場合



※注 海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合

(2) 自衛隊機の場合



6 応援協力関係

その他防災関係機関は、市、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

第16章 鉄道災害対策

■基本方針

- 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。)) に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

- (1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

- (2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

- (3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（第5章「救出・救助対策」参照）。

- (4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

- (5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置については、第13章「交通施設の応急対策」により実施する。

- (6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 中部運輸局における措置

- (1) 県及び国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め速やかに県及び国土交通省に連絡する。

- (2) 応急対策の調整

関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 県における措置

- (1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡

大規模鉄道災害の発生を知ったときは、市等から情報収集するとともに、自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁等関係機関に連絡する。

- (2) 市の実施する消防、救急活動の指示等

市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請にり他の市町村に応援を指示する。

- (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により防災ヘリコプターを活用する。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、鉄道事業者、市等の関係機関と連絡調整を図るものとする。

(5) 自衛隊に対する災害派遣要請

市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(6) 他の県等に対する応援要請

大規模鉄道災害が発生した場合、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(7) 医療救護班の派遣

大規模鉄道災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」参照）。

4 市における措置

(1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び市民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者収容所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

5 県警察における措置

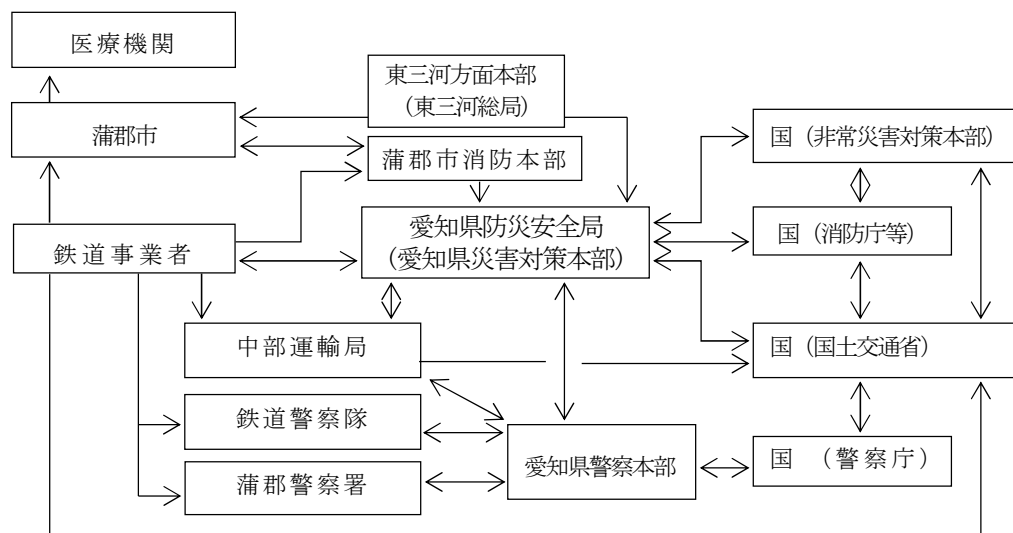
- (1) 県への通報
大規模鉄道災害の発生を知ったときは、県に通報する。
- (2) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (3) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (5) 鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置
捜索・救出救助活動等に当たっては、鉄道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を行う。
- (6) 遺体の収容、捜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (7) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (8) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

6 第四管区海上保安本部における措置

- (1) 海上における捜索及び救助・救急活動
巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動等を行い、必要に応じ、市等の活動を支援する。
- (2) 人員・物資の緊急輸送
人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。
また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

7 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



8 応援協力関係

- (1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、愛知県へ要員の確保の応援を要請し、または愛知県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第17章 道路災害対策

■基本方針

- トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。
- なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第18章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

道路災害対策

1 道路管理者（市、県、中部地方整備局及び愛知県道路公社）における措置

- (1) 道路パトロールカーによる巡視並びに国土交通省及び愛知県への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び愛知県に連絡する。
- (2) 交通規制
大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第7章「交通の確保・緊急輸送対策」参照）。
- (3) 初期の救助及び消防活動への協力
市、県等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。
- (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動
危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。
- (5) 他の道路管理者への応援要請
応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 中部地方整備局における措置

- (1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動
危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。
- (2) 他の道路管理者への応援要求
応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要求する。

3 県における措置

- (1) 情報収集及び消防庁、国土交通省等関係機関への連絡
大規模道路災害の発生を知ったときは、市等から情報収集するとともに、自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 道路情報の把握及び関係機関との情報交換
被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーや協定業者による巡視等の実施、道路情報システム等の活用により、道路情報の把握に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。
- (3) 市の実施する消防、救急活動の指示等
市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により他

の市町村に応援を指示する。

(4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により防災ヘリコプターを活用する。

(5) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請

市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(7) 他の県等に対する応援要請

大規模道路災害が発生した場合、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(8) 医療救護班の派遣

大規模道路災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」）。

4 市における措置

(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び市民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請

を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

5 県警察における措置

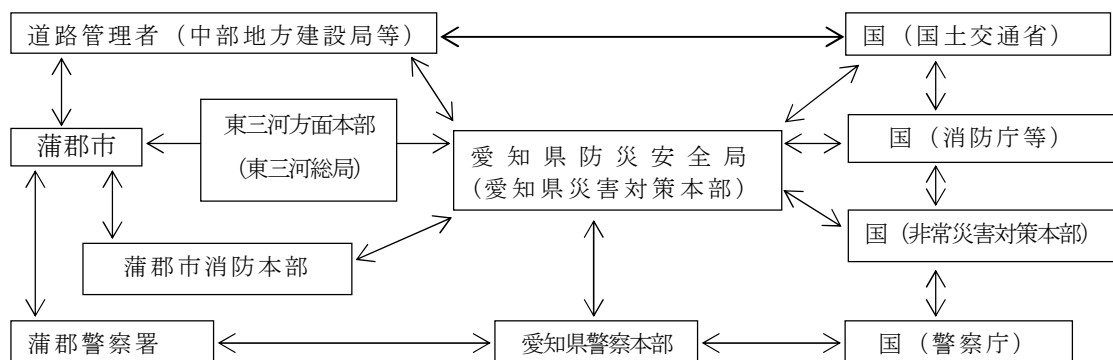
- (1) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (2) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導及び危険物等の防除活動を実施する。
- (4) 遺体の収容、搜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

6 第四管区海上保安本部における措置

- (1) 海上における搜索及び救助・救急活動
巡視船艇・航空機等により海上における搜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じ、市等の活動を支援する。
- (2) 人員・物資の緊急輸送
人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。
また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

7 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



8 応援協力関係

- (1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

■基本方針

- 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1節 危険物等施設

1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

- (1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置
施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。
- (2) 災害発生に係る消防署等への通報
消防署、市長の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118 番）にも通報するものとする。
- (3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動
自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- (4) 消防機関の受け入れ
消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

2 県警察における措置

- (1) 県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等
危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (4) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (6) 遺体の収容、搜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (7) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 県における措置

(1) 市の実施する消火活動等の指示

市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、市からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(3) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、市との連絡調整を図るものとする。

(4) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等

市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。

4 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び市民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、

県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

5 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 危険物等積載車両

危険物等輸送機関、県警察、市及び県における措置

危険物等輸送機関、県警察、市及び県は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第3節 危険物等積載船舶

1 危険物等輸送機関における措置

第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118番）へ災害発生について直ちに通報する。

2 第四管区海上保安本部における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について直ちに通報する。

- (2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示

輸送機関に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

3 市、県及び県警察における措置

必要に応じ、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第19章 高圧ガス災害対策

■基本方針

- 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1節 高圧ガス施設

1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

(1) ガスの安全な場所への移動等安全措施

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る消防署等への通報

消防署又は市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118 番）にも通報するものとする。

2 県警察における措置

第18章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

3 県における措置

(1) 製造業者等に対する高圧ガス製造施設、貯蔵所の使用停止命令

製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者若しくは占有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(2) 高圧ガス容器の所有者等に対する廃棄又は所在場所の変更命令

高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(3) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等

第18章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、市との連絡調整を図るものとする。

4 中部近畿産業保安監督部における措置

経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。

5 市における措置

第18章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

6 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を受け

たときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス積載車両

1 高圧ガス輸送業者、県警察、市及び県における措置

高圧ガス輸送業者、県警察、県及び市は、それぞれ第18章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

2 中部近畿産業保安監督部における措置

経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。

第3節 高圧ガス積載船舶

1 高圧ガス輸送業者の措置

第18章第1節「危険物等施設」の場合に準じた安全措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118番）へ災害発生について直ちに通報する。

2 第四管区海上保安本部の措置

第18章第3節「危険物等積載船舶」の場合に準じた措置を講ずる。

第20章 火薬類災害対策

■基本方針

- 火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1節 火薬類関係施設

1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置

(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る県警察等への通報

県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。

2 県警察における措置

(1) 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止のための措置等

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(6) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 県における措置

(1) 製造業者等に対する火薬庫の使用停止命令

製造業者（知事権限にかかるもの。）、又は消費者等に対して、火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

- (2) 火薬類の所有者等に対する所在場所の変更又は廃棄命令
火薬類の所有者、占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。
- (3) 県警察への通報
(1)、(2) の措置を講じたときは、直ちにその旨、県警察（公安委員会）へ通報する。
- (4) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、市との連絡調整を図るものとする。

4 市における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定
火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 消防隊の出動による救助及び消火活動
消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等をうけ、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (4) 他市町村に対する応援要請
火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

5 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 火薬類積載車両

1 火薬類輸送機関の措置

第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中部運輸局へも通報する。

2 県警察における措置

第1節「火薬類関係施設」2に準じた措置を講ずるほか、自動車について災害が発生した場合は、3(1)、(2)に準じた措置を講ずる。

3 中部運輸局における措置

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を講ずる。

4 市における措置

第1節「火薬類関係施設」5に準じた措置を講ずる。

第3節 火薬類積載船舶

1 火薬類輸送機関の措置

第1節「火薬類関係施設」1に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部及び中部運輸局へ災害発生について直ちに通報する。

2 第四管区海上保安本部における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について直ちに通報する。

(2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示

輸送機関に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

3 中部運輸局における措置

国土交通大臣が、第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を講ずる。

4 市、県警察及び県における措置

必要に応じ、それぞれ第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

第21章 大規模な火事災害対策

■基本方針

- 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。
- なお、第18章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第19章「高圧ガス災害対策」及び第20章「火薬類災害対策」の定めについても留意するものとする。

大規模な火事災害対策

1 市における措置

- (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難情報
地域住民等の避難の指示については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び市民に対する立入制限、退去等命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動
直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 県及び他市町村への応援要請
市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (6) 救助・救急活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 県における措置

- (1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡
大規模な火事災害の発生を知ったときは、市等から情報収集するとともに自らも防災ヘリコプター

(テレビ電送システム)、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁等関係機関に連絡する。

(2) 市の実施する消防、救急活動の指示等

市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により防災ヘリコプターを活用する。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(5) 自衛隊に対する災害派遣要請

市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(6) 他の県等に対する応援要請

大規模な火事災害が発生した場合、県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(7) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請

大規模な火事災害の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

(8) 医療救護班の派遣

大規模な火事災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」参照）。

3 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(4) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

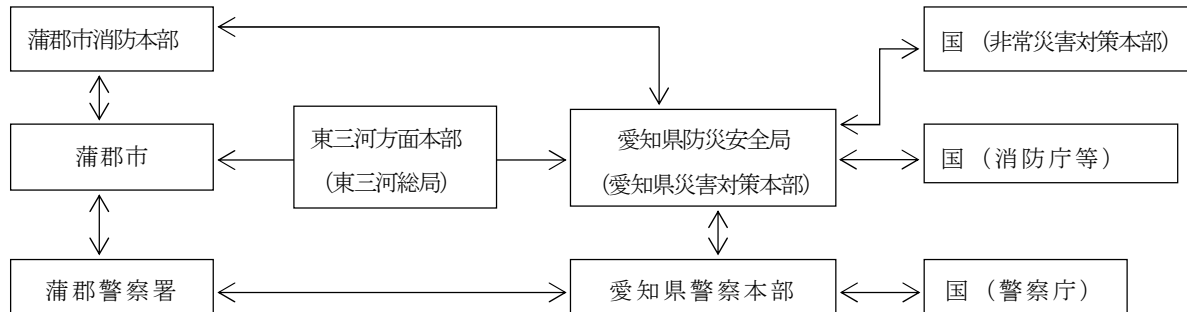
4 第四管区海上保安本部における措置

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

5 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



6 応援協力関係

- (1) 市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第22章 林野火災対策

■基本方針

- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災（以下「大規模な林野火災」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

林野火災対策

1 市における措置

- (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難情報
地域住民等の避難の指示については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び市民に対する立入制限、退去等命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 防火水槽、自然水利等による消防活動
直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 県及び他市町村への応援要請
市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (6) 救助・救急活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- (10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請
林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。
- (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請
空中消火活動の必要があると認められる場合は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第5章第3節「航空機の活用」参照）。

2 県における措置

(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡

大規模な林野火災の発生を知ったときは、市等から情報収集するとともに自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁及び林野庁等関係機関に連絡する。

(2) 市の実施する消防、救急活動の指示等

市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により防災ヘリコプターを活用する。

(4) 防災ヘリコプターによる空中消火

自衛隊と連携を図りつつ、防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火の早期実施を行うよう努める。

(5) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請

林野火災の空中消火の実施又は空中消火資機材、薬剤等の輸送について必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(7) 他の県等に対する応援要請

大規模な林野火災が発生した場合、県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(8) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請

大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。また、市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき援助要請を行う。

(9) 医療救護班の派遣

大規模な林野火災が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」参照）。

3 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに避難誘導を実施する。

(4) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施す

る。

(5) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

4 中部森林管理局及び森林組合における措置

(1) 初期消火活動

自発的な初期消火活動を行うとともに、市（消防機関）に協力するよう努める。

(2) 消火用資機材の貸与

市や県からの要請により、消火用資機材の貸与を行う。

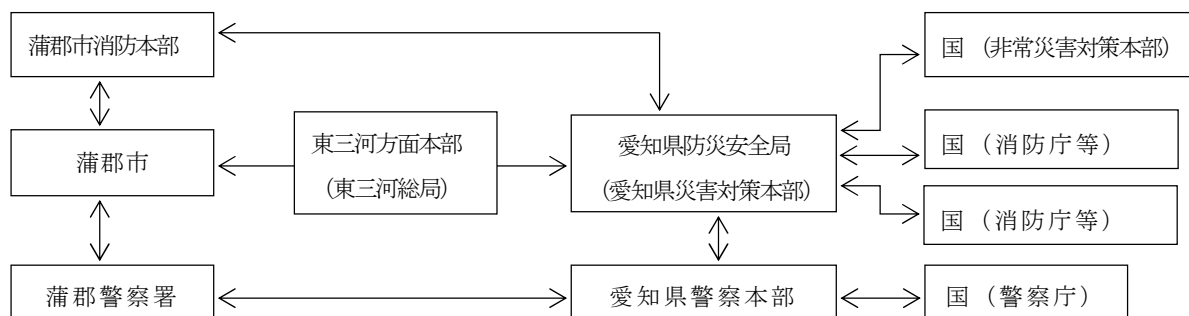
5 第四管区海上保安本部における措置

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

6 情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



7 応援協力関係

(1) 市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第23章 住宅対策

■基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災宅地の危険度判定

1 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

2 県における措置

(1) 被災宅地危険度判定支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市の被災宅地危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。支援本部は、市判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(2) 被災宅地危険度判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

(1) 住家の被害状況

(2) 被災地における住民の動向

(3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 県における措置

県は災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、市が行う調査を支援する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市の要望事項
- (3) 住宅に関する市の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

市、県及び地方住宅供給公社における措置

市、県及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

- (1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

- (2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

- (3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

- (4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

- (5) 応援協力の要請

県は、被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市及び県における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

- (1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

- (2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、

①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市にあっては、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に充分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、市にあっては、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、

県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 県における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の期間

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 県における措置

県は、市から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第24章 学校における対策

■基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会、県教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

市、県及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 気象警告等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあつては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

災害等に関する情報は、第3章「情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行うものとする。ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 私立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市、県及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 県における措置

(1) 他県に対する応援要求

県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は市教育委員会及び私立学校設置者（管理者）からの応援要求事項を実施することが困難な場合、他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設、教職員等につき応援を要求する。

(2) 他市町村教育委員会に対する応援指示

県教育委員会は、市教育委員会の実施する教育につき、特に必要があると認められるときは、他市町村教育委員会に応援するよう指示する。

3 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

4 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

市、県及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 県における措置

(1) 文部科学省等に対する応援要請

県は、県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

(2) 他市町村に対する応援の指示

県は、市の実施する教科書・学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 県における措置

(1) 県復興方針の策定

県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。

なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号。以下「復興法」という。)」第2条第1号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第9条に基づく県復興方針を定めることとなる。

(2) 県復興計画の策定

県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。

第2節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請(復興法第53条)

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請(地方自治法第252条の17)

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求(復興法第54条)

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

2 県における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

知事は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

知事は、内閣総理大臣に対し復興法第53条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 港湾災害復旧事業
 - ケ 漁港災害復旧事業
 - コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助

して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の $\frac{2}{3}$ 又は $\frac{4}{5}$ を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の $\frac{2}{3}$ 又は $\frac{1}{2}$ を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の $\frac{1}{2}$ を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、市又は県からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 県における措置

(1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施するものとする。

関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。

(2) 国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

(3) 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。

3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- { (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 県警察における措置

(1) 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。

(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。

(3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。

2 市及び県における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

3 愛知労働局における措置

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

4 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

第3章 災害廃棄物処理対策

■基本方針

- | |
|-----------------------------------|
| ○ 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。 |
|-----------------------------------|

災害廃棄物処理対策

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

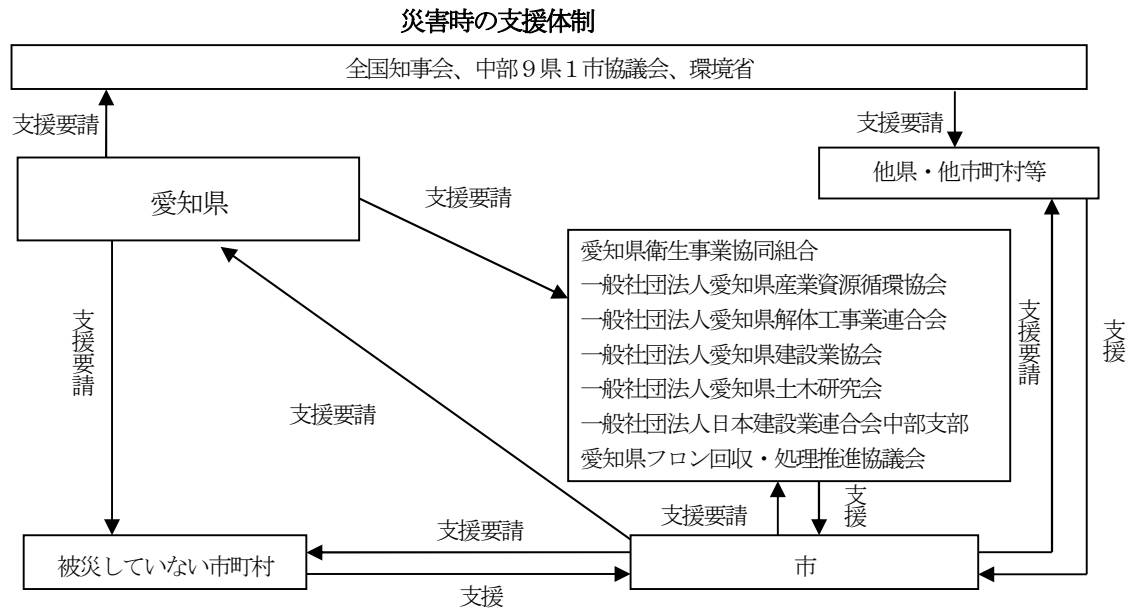
し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。

なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

市及び県等は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。



2 県における措置

(1) 連絡調整及び支援・協力の実施

県は、市から次の事項等について要請があった場合は、事業者団体との協定に基づき応援を要請するとともに、災害応援が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行う。

- ア し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬
- イ 災害廃棄物の撤去
- ウ 災害廃棄物の収集及び運搬
- エ 災害廃棄物の処分
- オ 被災地域で廃棄される冷凍空調機器等からのフロン類の回収

また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を確保するため、国、他県、市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力を行う。

(2) 事業者に対する指導

県は、産業廃棄物の処理について、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。また、アスベスト含有廃棄物の処理について、飛散防止措置を講ずるよう指導する。

第4章 被災者等の生活再建等の支援

■基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付

1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 県における措置

(1) 市の支援

県は、災害による住家等の被害の程度や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行う。

なお、市から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、市の調査体制の強化を図る。

(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

2 県における措置

(1) 市への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は 500 万円以内、その他は 250 万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国 2/4、県 1/4、市 1/4)

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250 万円以内、その他は 125 万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国 2/4、県 1/4、市 1/4)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国 2/3、県 1/3)

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画を立て、被災者へ義援金を支給する。

2 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集団体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市に寄託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

自然災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市に寄託する。

第4節 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

(2) 金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。
- b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 証券会社等への措置

- (ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。
- (イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。
- (ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。
- (エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

エ 電子債権記録機関への措置

- (ア) 取引停止処分、休日営業等に関する措置
災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。
 - (イ) 営業停止等における対応に関する措置
営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (3) 損傷銀行券等の引換
損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。
 - (4) 相談窓口の設置
国債を滅失した顧客に対する相談を受け付ける。
 - (5) 国庫事務の運営
国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 県における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

3 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

第5節 住宅等対策

1 市における措置

- (1) 災害公営住宅の建設
自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。
- (2) 相談窓口の設置
相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 県における措置

(1) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談業務の支援

市が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について市へ情報提供を行うものとする。

また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行うものとする。

3 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第6節 労働者対策

1 愛知労働局における措置

(1) 相談窓口の設置

通院していた病院が災害等に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

(2) 事業主への監督指導等

ア 危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

イ 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。

(3) 労災病院等への要請

被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。

(4) 労災補償の給付

被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

(5) 職業のあっせん

ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。

イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。

(6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給

激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

(7) 暴力団等における不正受給の防止

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

2 県における措置

(1) 相談窓口の設置

事業所の被災状況を把握するとともに、被災離職者からの相談に対して迅速に対応できる窓口を設置する。相談に当たっては、愛知労働局等が設置する相談窓口等との連携を図る。

(2) 就業促進

雇用を維持する事業主への支援策や、臨時的な雇用創出策等を検討し、必要に応じて実施する。

また、被災離職者に対する適切な職業訓練を実施して再就職に対する取組を支援する。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

■基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

2 県における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

(4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

2 県における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

蒲 郡 市 地 域 防 災 計 画

- 地 震 ・ 津 波 災 害 対 策 計 画 -

蒲郡市地域防災計画 【 地震・津波災害対策計画 】 目次

第1編 総則

第1章 計画の目的	257
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第2章 本市の特質と災害要因	259
第1節 本市の地形・地質	
第2節 本市における既往の地震とその被害	
第3節 社会的条件	
第3章 被害想定及び減災効果	264
第1節 基本的な考え方	
第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	269
第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	272
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	283
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 建築物等の安全化	289
第1節 建築物の耐震推進	
第2節 交通関係施設等の整備	
第3節 ライフライン関係施設等の整備	
第4節 文化財の保護	
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3章 都市の防災性の向上	307
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
第2節 防災上重要な都市施設の整備	
第3節 建築物の不燃化の促進	
第4節 市街地の面的な整備・改善	
第4章 中山間地等における孤立対策	310
第1節 孤立危険地区の把握	
第2節 孤立への備え	
第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	312
第1節 土地利用の適正誘導	
第2節 液状化対策の推進	

- 第3節 宅地造成の規制誘導
- 第4節 土砂災害の防止
- 第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 316

第7章 避難行動の促進対策 323

- 第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備
- 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等
- 第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成
- 第4節 避難誘導等に係る計画の策定
- 第5節 避難に関する意識啓発

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 328

- 第1節 避難所の指定・整備等
- 第2節 要配慮者支援対策
- 第3節 帰宅困難者対策

第9章 火災予防・危険性物質の防災対策 335

- 第1節 火災予防対策に関する指導
- 第2節 消防力の整備強化
- 第3節 危険物施設防災計画
- 第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画
- 第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

第10章 津波等予防対策 339

- 第1節 津波対策に係る地域の指定等
- 第2節 津波防災体制の充実
- 第3節 津波防災知識の普及
- 第4節 津波等防災事業の推進

第11章 広域応援・受援体制の整備 344

- 第1節 広域応援・受援体制の整備
- 第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備
- 第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備
- 第4節 防災活動拠点の確保等

第12章 防災訓練及び防災意識の向上 348

- 第1節 防災訓練の実施
- 第2節 防災のための意識啓発・広報
- 第3節 防災のための教育
- 第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

第13章 震災に対する調査研究の推進 354

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備） 356

- 第1節 蒲安市災害対策本部
- 第2節 職員の招集
- 第3節 災害緊急初動隊の編成
- 第4節 難所開設担当職員の選任

第5節	活動マニュアル等の整備	
第6節	県及び防災関係機関の活動体制の整備	
第7節	職員の派遣要請	
第8節	災害救助法の適用	
第2章	避難行動	362
第1節	津波警報等の伝達	
第2節	避難情報	
第3節	住民等の避難誘導	
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	374
第1節	被害状況等の収集・伝達	
第2節	通信手段の確保	
第3節	広報	
第4章	応援協力・派遣要請	383
第1節	応援協力	
第2節	応援部隊等による広域応援等	
第3節	自衛隊の災害派遣	
第4節	ボランティアの受入	
第5節	防災活動拠点の確保等	
第6節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	
第5章	救出・救助対策	398
第1節	救出・救助活動	
第2節	海上における避難救出活動	
第3節	航空機の活用	
第6章	消防活動・危険性物質対策	402
第1節	消防活動	
第2節	危険物施設対策計画	
第3節	高圧ガス大量貯蔵所対策計画	
第4節	毒物劇物取扱施設対策計画	
第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	407
第1節	医療救護	
第2節	防疫・保健衛生	
第8章	交通の確保・緊急輸送対策	415
第1節	道路交通規制等	
第2節	道路施設対策	
第3節	港湾・漁港施設対策	
第4節	鉄道施設対策	
第5節	緊急輸送手段の確保	
第9章	浸水・津波対策	429
第1節	浸水対策	
第2節	津波対策	
第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	432
第1節	避難所の開設・運営	
第2節	要配慮者支援対策	

第3節	帰宅困難者対策	
第11章	水・食品・生活必需品の供給	437
第1節	給水	
第2節	食品の供給	
第3節	生活必需品の供給	
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	443
第1節	環境汚染防止対策	
第2節	地域安全対策	
第13章	遺体の取扱い	445
第1節	遺体の搜索	
第2節	遺体の処理	
第3節	遺体の埋火葬	
第14章	ライフライン施設等の応急対策	448
第1節	電力施設対策	
第2節	ガス施設対策	
第3節	上水道施設対策	
第4節	工業用水道施設対策	
第5節	下水道施設対策	
第6節	通信施設の応急措置	
第7節	郵便業務の応急措置	
第8節	ライフライン施設の応急復旧	
第15章	住宅対策	456
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定	
第2節	被災住宅等の調査	
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節	住宅の応急修理	
第6節	障害物の除去	
第16章	学校における対策	462
第1節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	教科書・学用品等の給与	
第4編	災害復旧・復興	
第1章	復興体制	465
第1節	復興計画等の策定	
第2節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	467
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	災害廃棄物処理対策	471

第4章 震災復興都市計画の手続き	473
第1節 第一次建築制限	
第2節 第二次建築制限	
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	
第5章 被災者等の生活再建等の支援	475
第1節 罹災証明書の交付	
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
第4節 金融対策	
第5節 住宅等対策	
第6節 労働者対策	
第6章 商工業・農林水産業の再建支援	482
第1節 商工業の再建支援	
第2節 農林水産業の再建支援	
第5編 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	484
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	
別紙 東海地震に関する事前対策	
第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	1
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	
第2節 東海地震に関連する情報	
第2章 地震災害警戒本部の設置等	4
第1節 地震災害警戒本部の設置等	
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	
第3節 警戒宣言発令時等の広報	
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	13
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
第4章 発災に備えた直前対策	17
第1節 避難対策	
第2節 消防、浸水等対策	
第3節 社会秩序の維持対策	
第4節 道路交通対策	
第5節 鉄道	
第6節 バス	
第7節 海上交通	
第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
第9節 生活必需品の確保	
第10節 金融対策	

- 第11節 郵政事業対策
- 第12節 病院、診療所
- 第13節 百貨店等
- 第14節 緊急輸送
- 第15節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策 35

- 第1節 道路
- 第2節 河川等
- 第3節 港湾・漁港
- 第4節 農業用施設
- 第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 第6節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置
- 第7節 工事中の建築物等に対する措置

第6章 他機関に対する応援要請 43

- 第1節 防災関係機関に対する応援要請等
- 第2節 自衛隊の地震防災派遣
- 第3節 消防機関相互の応援体制の整備

第7章 市民のとりべき措置 45

- 第1節 家庭においてとりべき措置
- 第2節 職場においてとりべき措置

第1編 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画―地震・津波災害対策計画―

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、蒲郡市防災会議が蒲郡市の地域に係る防災計画として作成する「蒲郡市地域防災計画」（以下、「本計画」という。）の「地震・津波災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 蒲郡市防災会議は、毎年、本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定された本市は地域防災計画において、

- ① 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- ② 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ③ 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定された本市は地域防災計画において、

- ① 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進

計画と呼んでいるが、この計画においては、第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

4 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ア 県民の生命を最大限守る
- イ 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ウ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- エ 迅速な復旧復興を可能とする

5 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「蒲郡市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等

第2章 本市の特質と災害要因

第1節 本市の地形・地質

1 地形

本市は、本州のほぼ中央部の太平洋岸の愛知県東南部に位置し、三河湾の海岸線に沿って東西に長く、平野をとりまくように山地が分布しており、地形については山地、台地、低地の3つに大別される。

(1) 山地

本市の山地は、三河山地（三河高原）の南西端部にあり、国道1号線・名古屋鉄道本線等が走る御油谷断層（鉢木川―音羽川断層）とJR東海道本線が走る深溝地震断層間の宝飯山地（遠望峰山地）及び三ヶ根山を主峰とする幡豆山地（三ヶ根山地）に囲まれている。

これら山地の山頂の高さは300～450mと比較的そろい、三河隆起準平原の一部をなしており、山地斜面は比較的急である。

また、開墾等により自然状態に近い山地は少なくなっている。

(2) 台地（蒲郡台地）

遠望峰山の南麓から三ヶ根山の東にかけては、山地を縁取って台地が分布しているが、これらの大部分はかつての扇状地が開析された砂礫段丘である。

段丘は、上位・中位・下位・低位の4段に分けられ、中位段丘が卓越し、最近の年代測定の結果は、上位面が12万年前かもう少し新しい時代、中位面は8～6万年前程度である。

(3) 低地

旧蒲郡町付近は低地が広く発達しているが、これらは山地や台地を開析する谷底平野、さらに前面の海岸平野及び人工的な盛土地からなっている。

谷底平野は全体として平坦であるが、徐々に下流側に標高を下げていき、海岸平野は海岸線沿いに細長く延びている。

また、市街地の南面の三河湾沿岸は、広大な盛土地が造成され、工場、住宅地等に利用されている。

2 地質

本市における地質は、領家帯の花崗岩類と変成岩類を基盤とし、これを不整合に覆う半堆積物よりなる。

(1) 領家花崗岩類

本市の東側及び西側の丘陵地には、長野県下伊那郡天竜村を模式地とする神原トータル岩（神原石英閃緑岩）が点在している。

一般に中粒の花崗閃緑岩～石英閃緑岩よりなり、年代は白亜紀である。

(2) 領家変成岩類

本市の変成岩類は、珪質片麻岩と雲母片麻岩より構成されている。

ア 珪質片麻岩

灰白色、細粒～中粒で、やや片状構造を示す。

ときに珪岩に移行してしばしば雲母片麻岩と細かい互層をする。

イ 雲母片麻岩

灰色～暗灰色、細～中粒で縞状構造をもつ。

特に細粒質の雲母片麻岩中には、片状ホルンフェルスも含まれる。

(3) 段丘堆積物（第四紀更新世）

低位・中位段丘堆積物層からなり、主として領家変成岩類、花崗岩類から由来した礫からなり、亜角礫が主要なものである。

礫の大きさは大～小礫で、花崗岩質の砂、シルトのレンズをはさんでいる。

(4) 低地堆積物（第四紀完新世）

三角州・海岸平野の堆積層、谷底低地の現河床堆積層から構成され、厚さは一般に15m以下であり、主に泥・砂・礫からなる。

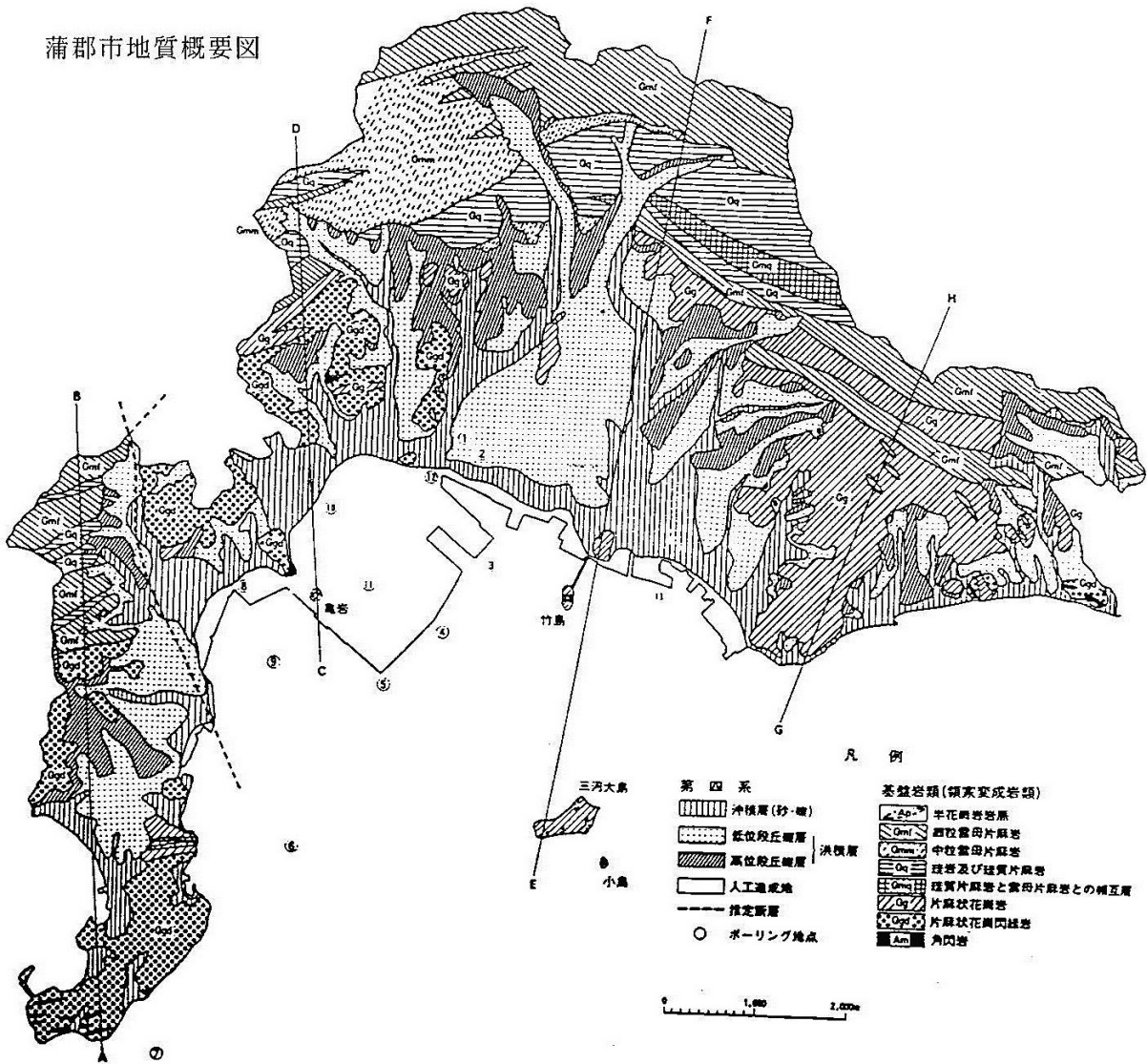
3 地質構造

本市の主な構造は、地質構造上の大断層である中央構造線が南方10km付近を通っており、地質はこの中央構造線を境に北側（内帯）と南側（外帯）に二分されている。

本市の中央地区は、地質区分上北側の領家帯にあたり地層の走行は、ほぼ東南東から西南西方向を示している。断層としては、形原地区に深溝地震断層が認められている。

地 質 時 代		地 層 名	おもな岩質
新生代	第四紀	(人工造成物)	—
		完 新 統	礫・砂・泥
		更 新 統	礫質堆積物
中生代	白亜紀	領家花崗岩類	花 崗 岩 類
		領家変成岩類	珪質片麻岩
			雲母片麻岩
～	～		

蒲郡市地質概要図



第2節 本市における既往の地震とその被害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。本市においても1945年に発生した三河地震は、形原地区に多大な被害をもたらした。過去に本市に被害または影響を与えた大地震は以下に示すとおりで、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

1 海溝型地震

- (1) 1707年 宝永地震 M8.4 震度7～6 死者1,700人以上

愛知県では、全域で被害を受けたが渥美郡、吉田（現豊橋市）の被害が大きく、津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。

- (2) 1854年 安政地震 M 8.4 震度6～5 死者600余人

三河地方一帯に多数の家屋倒壊があり、津波も来襲し渥美表浜で8～10m、知多半島西岸で2～4mになり、西浦村でも津波の被害を受け、住民は屋外に小屋を建てて寝たことが記録されている。

- (3) 1944年 東南海地震 M 7.9 震度6～5(一部で7) 死者・行方不明者1,223人

愛知県の被害は、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、全壊家屋16,532棟、半壊家屋35,298棟で他県に比べて最大であった。小津波も発生（波高1m内外）し、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

本市の被害は、西浦町で数軒の家屋倒壊があったが、形原町では半壊10戸、非住宅の倒壊28戸であった。

2 内陸型地震

- (1) 1586年 天正地震 M 7.8 震度7 死者5,500人以上

この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では震度7で大被害を受けた。

津波の波高は2～4m。三河部の震度は6～5。

- (2) 1891年 濃尾地震 M 8.1 震度7～6 死者7,885人

愛知県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊家屋85,511棟、半壊家屋55,655棟で愛知県の地震災害史上最大の被害を受けた地震である。

本市でもたびたび有感地震があり、地震のあと余震がつづき幾度も屋外で寝たということが伝えられている。

- (3) 1945年 三河地震 M 7.1 震度7～6 死者2,306人

この地震は、渥美湾北岸を震源地とした深溝断層によるもので、有感半径690kmと範囲が狭く、被害も三河湾沿岸に限られた局地的地震であった。

被害はすべて愛知県内のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊家屋16,408棟、半壊家屋31,679棟であった。

震度は、西三河南部を中心に7～6、県域の大部分が5以上で津波も発生したが、最大全振幅は約60cm程度でほとんど被害はなかった。本市の被害は次の表に示すとおりである。

三河地震被害状況

(出典 蒲郡市誌)

町 名	総戸数	人的被害		住居被害		非住家被害		住家全半壊率	
		死者	負傷者	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊率	半壊率
形原町	1,683	211	127	319	729	82	181	19%	62%
西浦町	861	3	24	11	704	6	62	1%	81%
計	2,544	214	151	330	1,433	88	243	—	—

- 1 形原町の死者のうち2名は大阪からの来客者である。
- 2 形原町は現在の形原町、金平町、一色町である。

参考文献

愛知県 : 愛知県災害史
飯田汲事 : 濃尾地震を想定した愛知県の被害予想報告書
蒲郡市 : 蒲郡市誌

第3節 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人口や住宅等社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。本市の場合、被害を拡大する社会的災害要因としては、次のような点が指摘できる。

1 人口

本市の人口は、少子高齢化に伴い平成元年の約8万5千人から令和3年の約8万人へと減少傾向にある反面、世帯数は毎年増加傾向を示している。

また、急激な高齢化や国際化に伴う、高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

2 土地利用

本市は、繊維産業を中心とする商工業、柑橘を主とする農業や水産業などが発達し、東三河の中核都市としてその役割を果たすとともに、温暖な気候と美しい自然景観に恵まれ、三河湾国定公園の中心地として県下有数の観光地となっている。

市域の総面積は56.94㎢で、そのうち約3分の1を占める市街化区域については、近年、中高層建築物による土地の高度利用が進みつつあるが、三谷、蒲郡、形原、西浦の旧市街地は、再開発や土地区画整理が進まず、住工混在の様相を呈し、災害時における被害拡大の危険性をはらんでいる。

市街化調整区域は、柑橘園や施設園芸用地が山すそまで広がり、高度な畑地利用が進む一方、市街化区域との境界周辺はかなり市街化が進展してきている。

臨海部一帯は、明治以降の埋立地が多く、特に浜町、北浜地域等は、高度成長期以降に工業地域、住宅地域として造成され、海陽町はじめ海岸埋立てによる土地造成が進行している。

これらの埋立地は、河川敷と同様軟弱地盤であり、液状化現象等による被害の危険性が高い地域である。

3 ライフライン施設

人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

4 自動車、鉄道等の高速交通機関

本市の自動車交通は、公共交通機関の整備の遅れや、自動車の持つ利便性、機動性等からかなり個人所有の自動車に依存した交通体系になっている。

道路もこうした自動車交通の発達に対応した整備を進めてきたが、自動車の増大に追いつくことができず、各所で交通渋滞を引き起こす要因となり、災害時における緊急輸送用車両の通行等の阻害となる

ばかりか、火災等災害拡大の危険要因となるおそれがある。

また、高速大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

5 危険物等の集積

本市においては、液状化現象の発生が懸念される臨海部埋立地に工場等が立地し危険物が集積しており、大規模地震発災時の火災、爆発等の二次災害による被害の拡大が懸念される。

6 コミュニティ意識の低下

近年、市民意識の変化、価値観の多様化により、人と人との結びつき、地域連帯感や郷土愛が希薄化しつつあり、地域防災力の低下が懸念されている。

災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、このような社会的条件の変化によって、災害による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状ではこうした様々な新しい災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果

(1) 被害予測

ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査結果の概要

(ア) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

a 「過去地震最大モデル」

○ 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

○ 本市の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

○ 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

○ 本市の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

(イ) 結果（「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成26年5月 愛知県防災会議地震部会）

a 「過去地震最大モデル」

<揺れ、液状化>

- | |
|---|
| <p>○ 平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。</p> <p>○ 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。</p> |
|---|

震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、5強：4市町
【本市の震度：震度7 1k㎡ 震度6強 9k㎡ 震度6弱 43k㎡ 震度5強 4k㎡】
【本市の液状化可能性：大3k㎡ 中4k㎡ 小1k㎡】

<浸水・津波>

○ 渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波（30cm）が到達すると想定される。 ○ 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。 ○ 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。			
	津波高 (最大)	津波到達時間（最短） (津波高30cm)	浸水想定域 (浸水深1cm以上)
愛知県	10.2m	9分	約26,500ha
本市	3.6m	59分	約131ha

<被害量の想定結果（本市分）>

建物被害 (冬夕方18時発災)	揺れによる全壊	約1,000棟
	液状化による全壊	約10棟
	津波・浸水による全壊	約10棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	約30棟
	地震火災による焼失	約400棟
	合 計	約1,500棟
人的被害 (冬深夜5時発災)	建物倒壊等による死者	約70人
	浸水・津波による死者	約20人
	急傾斜地崩壊等による死者	わずか
	地震火災による死者	わずか
	死者数合計	約90人
ライフライン被害 (発災1日後 冬夕方18時発災)	上水道（断水人口）	約59,000人
	下水道（機能支障人口）	約1,700人
	電力（停電軒数）	約38,000軒
	固定電話（不通回線数）	約13,000回線
	携帯電話（停波基地局率）	約81%
	都市ガス（復旧対象戸数）	わずか
	LPGガス（機能支障世帯）	約5,100世帯
避難者数 (冬夕方18時発災)	1日目	約6,400人
	1週間後	約14,000人
	1ヵ月後	約4,700人
帰宅困難者数（昼12時発災）		約6,700～約7,000人
災害廃棄物等（がれき・津波堆積物）（冬夕方18時発災）		約178,000t

*注 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

b 「理論上最大想定モデル」

<揺れ、液状化>

○ 平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度6弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定される。
○ 震度7が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、

東三河の非常に広い範囲に広がっている。

- 尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

陸側ケース 震度7：32市町村、6強：14市町、6弱：8市町村

東側ケース 震度7：17市町、6強：27市町村、6弱：5市町、5強：4市町、5弱：1村

【本市の震度：震度7 4km² 震度6強 30km² 震度6弱 23km²】

【本市の液状化可能性：大4km² 中3km² 小1km²】

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で約5分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。
- 津波ケース⑦の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース①の場合に県全体の死者数が最大となる。

	津波高 (最大)	津波到達時間 (最短) (津波高 30 c m)	浸水想定域 (浸水深 1 c m以上)
愛知県 (ケース①)	21m	7 分	約 35, 000ha
愛知県 (ケース②)	9. 3m	6 分	約 32, 800ha
本市	5. 0m	5 5 分	約 221ha

<被害量の想定結果 (本市分) >

建物被害 (冬夕方 18 時発災)	揺れによる全壊	約 5, 100 棟
	液状化による全壊	約 10 棟
	津波・浸水による全壊	約 30 棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	約 40 棟
	地震火災による焼失	約 2, 500 棟
	合 計	約 7, 600 棟
人的被害 (冬深夜 5 時発災)	建物倒壊等による死者	約 300 人
	浸水・津波による死者	約 80 人
	急傾斜地崩壊等による死者	わずか
	地震火災による死者	約 60 人
	死者数合計	約 500 人

*注 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(ウ)被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計 (平成 27 年 7 月 県環境部)

過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

<被害量の想定結果 (本市分) >

廃棄物	災害廃棄物 (がれき)	約 212, 745 トン
	津波堆積物	約 32, 036 トン
	合 計	約 244, 780 トン

(2) 減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- 建物の耐震化率 100%の達成（現状：約 85%）
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成（現状：50%）
- 全員が発災後すぐに避難開始
- 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659 棟）

イ 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割減少し、死者数は約 8 割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約 2 割減少すると想定される
- 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約 6 割減少すると想定される。

2 東海地震・東南海地震等の被害予測

(1) 調査の目的

平成 4 年度から 3 年間かけて実施した調査から、県が実施した活断層調査や地下構造調査を通じて新しいデータが蓄積されるとともに、平成 13 年度においては国の中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震に係る想定震源域の見直しや震度分布など、地震に関する最新の知見が示されている。

以上のような状況を踏まえ、県は、海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成 14 年度及び平成 15 年度の 2 年間で実施した。

(2) 調査結果の概要

ア 前提条件

	想定東海地震 予知あり・なし	想定東南海地震	想定東海・東南海 地震の連動	養老・桑名・ 四日市断層帯
規模	Mw 7.96	Mw 8.15	Mw 8.27	M7.4
震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県
震源の深さ	約 10～30 km			約 5～18 km
想定ケース	①冬早朝 5 時 ②春秋昼 12 時 ③冬夕刻 18 時			
調査単位	市町村又は 500m メッシュ			
調査項目	地震動、液状化、津波、建物崩壊、火災、交通施設・人的被害ほか			

*Mw：モーメントマグニチュード M：気象庁マグニチュード

イ 結果（本市分）

区 分		東海地震	東南海地震	東海・東南海 地震連動
計測震度面積率 (市全域 100%)	5 弱以下	14%	0%	0%
	5 強	80%	62%	41%
	6 弱	6%	36%	57%
	6 強	0%	1%	1%
	7	0%	0%	0%
液状化危険度面積率 (市全域 100%)	極めて低い	77%	76%	74%
	低い	6%	1%	3%
	高い	16%	12%	11%
	極めて高い	1%	10%	12%
建物被害	全壊棟数	約 90 棟	約 270 棟	約 320 棟
	半壊棟数	約 280 棟	約 1,600 棟	約 1,900 棟

火 災	出火件数 焼失棟数	0 件 0 棟	若干件 約 10 棟	約 10 件 約 10 棟
ライフライン	上水道 LP ガス 電力 電話 下水道	約 60 件 約 300 件 約 4,600 件 約 380 件 約 320 件	約 7,600 件 約 1,500 件 約 7,800 件 約 1,700 件 約 510 件	約 13,000 件 約 1,800 件 約 8,400 件 約 2,100 件 約 550 件
人的被害	冬早朝 5 時	死者数 負傷者数	若干人 約 40 人	約 20 人 約 310 人
	春秋昼 12 時	死者数 負傷者数	若干人 約 20 人	約 10 人 約 190 人
	冬夕刻 18 時	死者数 負傷者数	若干人 約 30 人	約 10 人 約 210 人
避難所生活者数 (1 日後)	自宅建物被害による ライフライン支障による 合計	約 300 人 約 40 人 約 350 人	約 750 人 約 3,000 人 約 3,700 人	約 930 人 約 4,800 人 約 5,700 人
帰宅困難者	(突発時)	9,000 人	9,000 人	9,000 人
津波の想定	津波の高さ	1.5m～2.1m	1.6m～2.2m以上	1.9m～2.2m以上
	津波の到達時間	50～90 分	50～90 分	50～90 分
	浸水区域及び 浸水深さ	形原漁港付近 0～2m	形原漁港付近 0～2m、一部で 2m 以上	形原漁港付近 0～2m、一部で 2m 以上

平成 15 年 3 月 愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」より

養老―桑名―四日市断層帯

蒲郡市については、計測震度面積率（％）5 弱以下が 100％で、被害については、人的被害の帰宅困難者数 9,000 人のみ予測された。

3 直下型大型地震（地震を特定することは適当でないが、一つの目安として仮定する。）

(1) 建物倒壊数 総建物数 61,278 棟(住宅 36,040 棟 非住宅 25,239 棟) 倒壊率

全壊建物 6,674 棟(住宅 3,982 棟 非住宅 2,692 棟) 10.89%

半壊建物 5,577 棟(住宅 3,340 棟 非住宅 2,237 棟) 9.10%

被災棟数計 12,251 棟(住宅 7,322 棟 非住宅 4,929 棟) 19.99%

(2) 死傷者数等（火災及び津波による死傷者は含まない。）

死 者 82 人

重傷者 209 人

軽症者 4,031 人

被災者 19,046 人

(3) 地震火災

地震火災の被害を想定する上で、出火件数を科学的に予測することは極めて重要であるが、季節、気象、時間帯等により出火条件は全て異なり、正確に予測することは不可能に近い。

また、参考とする事例も少ないため本計画では「最悪の事態を考慮した計画とする」ととどめるものとする。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「活気のある蒲郡」、「元気のある蒲郡」を目指している本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、空港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークの多重性（リダンダンシー）を確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県、他市町村及び企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成及び活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、本計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不適當と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、県内市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、愛知県及び県内市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性または公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、愛知県及び県内市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請及び勧告を行う。
- (6) 避難の指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。

- (8) 災害時の医療、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備を行う。
- (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (16) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (17) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (18) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (19) 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動を行う。
- (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

2 県

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (4) 地震防災応急対策について、市長に指示し、または、他の市町村長に応援の指示を行う。
- (5) 避難の指示を代行することができる。
- (6) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行なう。
- (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備を行う。
- (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給または調達若しくはあつせんを行う。
- (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (18) 地下街等の保安確保に必要な消防設備の指導、助言を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (20) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (24) 市の実施する被災建築物・宅地の応急危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住

宅の設置を行う。

(25) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支援金の支給を行う。

(26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

(27) 名古屋飛行場の施設に係る災害応急対策業務を行う。

【県警察】

(1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。

(2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。

(3) 津波に関する予警報の伝達を行う。

(4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。

(5) 災害を拡大させるおそれのある設備または物件の除去を行う。

(6) 避難の指示または警告及び誘導を行う。

(7) 人命救助を行う。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。

(9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。

(10) 警察広報を行う。

(11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。

(12) 他の機関の行う地震防災応急対策または災害応急対策に対する協力を行う。

(13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。

(14) 緊急通行車両等確認及び確認証明書の交付を行う。

3 指定地方行政機関

【中部管区警察局】

(1) 管内各県警察の災害警備活動の指導・調整を行う。

(2) 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関することを行う。

(3) 管内各県警察の相互援助の調整を行う。

(4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制を行う。

(5) 情報の収集及び連絡を行う。

【東海財務局】

(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。

(2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。

(3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。

(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。

(5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

(6) 上記（1）～（5）の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

【東海北陸厚生局】

(1) 災害状況の情報収集、連絡調整

- (2) 関係職員の派遣
- (3) 関係機関との連絡調整

【東海農政局】

- (1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。
- (6) 直接管理し、または工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 食料の需要・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。
- (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、または消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

【中部森林管理局】

- (1) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。
- (2) 知事、市長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

【中部経済産業局】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電力、ガスの安定供給の確保に関すること。
- (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。
- (5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。

【中部近畿産業保安監督部】

高压ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。

【中部運輸局】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な行政指導を行う。
- (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運行事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
- (5) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令または公益命令を発する措置を講ずる。
- (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代

替輸送等の指導を行う。

- (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- (11) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

【大阪航空局中部空港事務所】

- (1) 航空保安施設の管理運用を行う。
- (2) 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。
- (3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助に関し関係機関に協力する。
- (5) 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

【第四管区海上保安本部】

- (1) 船舶・臨海施設、遊泳者等に対し、地震等に関する情報の周知を図る。
- (2) 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
- (3) 海上における船舶交通の安全確保のため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。
- (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等(港則法・海上交通安全法)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。
- (5) 海上における治安を維持する。

【名古屋地方気象台】

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

【東海総合通信局】

- (1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)整備のための調整並びに電波の統制監理を行う。
- (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。
- (3) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関するを行う。
- (5) 非常通信協議会の運営に関するを行う。
- (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。

【愛知労働局】

- (1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- (2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。

- (4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院または労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
- (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- (7) 被害者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当の支給を行う。

〔中部地方整備局〕

(1) 災害予防

- ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性の確保に努める。
- イ 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
- ウ 防災訓練は、簡易画像伝送システム等による被災調査報告等の機動力を生かした実践的な方法をもって実施する。
- エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- オ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- カ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- キ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

(2) 初動対応

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
- ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

(3) 応急復旧

- ア 気象庁が地方建設局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え、所掌業務を実施する。
- イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- ウ 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。
- エ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- カ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- キ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

〔中部地方環境事務所〕

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

【近畿中部防衛局東海防衛支局】

- (1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。
- (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

【国土地理院中部地方測量部】

- (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
 - イ 災害派遣計画を作成する。
 - ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。
- (2) 発災後の対処
 - ア 即時救援活動
人命救助を最優先して救援活動を実施する。
 - イ 応急救援活動
方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
 - ウ 方面隊による本格対処
方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

5 指定公共機関

【独立行政法人国立病院機構】

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

【独立行政法人水資源機構】

愛知用水、豊川用水、木曾川用水、長良導水の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

【独立行政法人地域医療機能推進機構】

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

【独立行政法人都市再生機構】

- (1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

【日本銀行】

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

- (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
 - ア 通貨の円滑な供給の確保

- イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
- ウ 通貨および金融の調節
- (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ア 決済システムの安定的な運行に係る措置
- イ 資金の貸付け
- (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (5) 各種措置に関する広報
- (6) 海外中央銀行等との連絡・調整

【日本赤十字社】

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- (2) 避難所の設置に係る支援を行う。
- (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- (4) 血液製剤の確保と供給を行う。
- (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。
なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
- (6) 義援金等の受付と配分を行う。
なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公平な配分に努める。

【日本放送協会】

- (1) 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。
- (2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
- (3) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- (4) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。
- (5) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

【中日本高速道路株式会社】

高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

【中部国際空港株式会社】

- (1) 地震に関する情報を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。
- (2) 災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。
- (3) 災害による空港施設及び航空保安施設の被害状況を調査し、関係機関に報告する。
- (4) 災害に備え、地震防災応急対策用資機材並びに食料、飲料水及び生活用品を確保する。
- (5) 災害が発生した場合は、空港利用者の避難、傷病者の応急救護並びに要保護者の保護を実施する。
- (6) 災害が発生した場合、被災施設及び設備の早期復旧に努める。
- (7) 災害が発生した場合、航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。

【東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社】

- (1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- (2) 旅客の避難、救護を実施する。
- (3) 列車の運転規制を行う。
- (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。

- (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。
- (6) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

【日本郵便株式会社】

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

【中部電力株式会社（※）、株式会社JERA】

- (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
- (※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）
- (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

【東邦瓦斯株式会社（※）】

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
- (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要者に対して、早期供給再開を図る。
- (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

【日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社】

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

【西日本電信電話株式会社】

- (1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (4) 気象等警報を市へ連絡する。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

【KDDI株式会社】

- (1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

(3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

【株式会社NTTドコモ】

- (1) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (2) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

【ソフトバンク株式会社】

- (1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

【楽天モバイル株式会社】

- (1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

【一般社団法人日本建設業連合会】

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

【株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス】

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6 指定地方公共機関

【愛知県土地改良事業団体連合会】

土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。

【各港湾施設の管理機関】

港湾施設等（水門、こう門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等）の維持管理を行うとともに、災害予防・応急復旧のための措置を行う。

【各ガス事業会社】（東邦瓦斯株式会社を除く。）

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

【一般社団法人愛知県トラック協会】

緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

【各鉄道事業者】

東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

【各民間放送及び新聞社】

日本放送協会に準ずる。

【愛知県道路公社】

愛知県道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

【公益社団法人愛知県医師会】

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

【一般社団法人愛知県歯科医師会】

- (1) 歯科保健医療活動に協力する。

(2) 身元確認活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県薬剤師会〕

(1) 医療品等の供給及び保管管理活動に協力する。

(2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔公益社団法人愛知県看護協会〕

看護活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県病院協会〕

医療及び助産活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県LPガス協会〕

(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。

(2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

〔一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会〕

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔産業経済団体〕

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

〔文化、厚生、社会団体〕

日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。

〔危険物施設の管理者〕

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

〔建築関係団体〕

一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施に協力する。

〔その他重要な施設の管理者〕

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市及び県における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、市、県、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

3 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は、自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市及び県における措置

- (1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

- (2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

- (3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 市における措置

- (1) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

- (2) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3 県における措置

(1) 自主防災組織の育成支援

県は、自主防災組織の育成を推進するため、避難・救護用資機材の整備等、市が行う自主防災組織育成事業に対し、財政的援助を行うとともに、組織の運営等について指導するものとする。

(2) 防災関係団体のネットワーク化の支援

県は、市等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取組に対し、必要な支援を行うものとする。

(3) 災害中間支援組織の育成等

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

4 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集及び伝達体制の確立
- イ 防災知識の習得及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市及び県は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市及び県は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市は災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 市及び県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 市及び県は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リ

スクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市、県及び商工団体等における措置

市、県及び商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市、県及び商工団体等は、企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市、県及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 建築物等の安全化

■基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第1節 建築物の耐震推進

1 市及び県における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

- (1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。
- (2) また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。
- (3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

ア 防災上重要な建築物

- (ア) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中枢を担う市機関、市関連機関
- (イ) 被災した生活基盤設備等の復旧活動を指揮する市機関
- (ウ) 市機関等の防災通信用防災無線関連建築物
- (エ) 被災者の救護所、避難所となる、病院、保健施設、学校等の機関

イ 防災上重要な建築物に対する対応

- (ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保
- (イ) 既存建築物の耐震化整備計画の策定
- (ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

(2) その他の市有建築物の耐震性の確保

その他の市有建築物のうち耐震性の不足するものの耐震改修

(3) 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、駅、百貨店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、民間施設関係団体等の指導・助言に努めるものとする。

特に、災害時の拠点となる市庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進

ア 市が行う耐震診断への助成

県は、旧基準住宅（昭和56年5月以前着工）を対象に耐震診断を実施する場合、市に対する耐震診断費補助事業を実施するものとする。

イ 市の耐震改修費・除却費補助事業への助成

県は、耐震改修・除却については、市の実施する耐震改修費・除却費補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図るものとする。

(2) 民間住宅の減災化施策の促進

県は、旧基準住宅を対象に市の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

ア 普及・啓発

県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする

イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成

県が耐震診断及び耐震改修化の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。

ウ 市の耐震診断費補助事業への助成

県は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成するものとする。

エ 市の耐震改修費・除却費補助事業への助成

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対する市の耐震改修費・除却費補助事業に助成するものとする。

オ 建築関係団体や大学等と連携した取組

県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努めるものとする。

県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとする。

(4) 住宅等地震対策普及啓発の推進

県は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布するなど地震対策知識の普及に努めるものとする。

(5) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

5 都市建築物の防災対策

(1) 高層建築物の防災対策

11階建以上又は高さ31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

(2) 地下街の防災

地下街に対する防災については、現行消防法で規定されている消防用設備等の完全設置及び適正な維持管理、総括防火管理者を中心とする自衛消防組織の確立並びに消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を励行するよう推進するものとする。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

県は、市や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市、県及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

第1次緊急輸送道路	国の基幹道路である高速自動車道、一般国道を中心に人口集中地域への重要な基幹輸送道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	救援物資等の備蓄地点又は集積地点等への導入幹線道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

イ 地元業者との協定締結

市の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、協定を締結する。

ウ 復旧資機材の把握

市内各地域の地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態把握に努める。また、激甚な大規模災害が発生した場合には、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

3 交通安全施設等

(1) 交通管制センター及び信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講じる。

(2) 信号機電源付加装置

緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。

(3) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(4) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

4 鉄道

(1) 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

ア 災害時等における業務体制の整備

(ア) 対策本部及び復旧本部体制の整備

(イ) 非常参集体制の整備

(ウ) 関係機関との連絡調整

(エ) 被災時の業務執行

イ 施設の防災対策及び気象設備等の整備

ウ 情報収集・伝達体制の整備

(ア) 情報伝達ルールの確立

(イ) 情報伝達手段の確保

エ 旅客公衆等に対する体制の整備

(ア) 旅客公衆に対する避難誘導體制の整備

(イ) 負傷者の搬送体制等の整備

(ウ) 駅構内の秩序の維持

(エ) 交通輸送対策の策定

オ 防災資機材の整備等

カ 災害応急業務に従事する社員の現況把握及び活用

- キ ヘリコプターの活用
- ク 防災上必要な教育・訓練
- ケ 広報体制の整備
- コ 消防、出水及び救助に関する措置
- サ 病院等医療施設における救護対策
- シ 電力の確保

(2) 名古屋鉄道株式会社

ア 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

古い構造物についても、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

イ 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

ウ 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

エ 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

オ 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

カ 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

(ア) 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

(イ) 異状を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

(ウ) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

(エ) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

5 港湾・漁港

(1) 港湾

本市は、海岸線に沿って市街地が形成されており、港湾漁港は震災時における海からの救援基地として極めて重要である。

ア 耐震強化岸壁の整備

震災時における海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備やガントリークレーンの免震化を県に働きかけていくものとする。

イ 緊急輸送道路の確保

耐震強化岸壁背後に、緊急物資の一時保管のための広場(緑地)や緊急物資を円滑に陸上輸送するための緊急輸送道路の確保を県に働きかけていくものとする。

ウ 臨港道路橋梁の耐震化の推進

震災時に二次災害が予測される等、整備の緊急性が高い臨港道路橋梁について優先的に耐震化を推進するよう県に働きかけていくものとする。

エ 津波被害低減対策ア 耐震強化岸壁の整備

港湾における津波被害の低減を図るため、コンテナ等の流失防止柵の設置や、埠頭用地等の嵩上げを実施するよう県に働きかけていくものとする。

(2) 漁港

臨港道路、陸揚岸壁等、水産物流通の中核となる施設の耐震化の推進、また、老朽化した施設の補強・改良の推進とともに、必要に応じ、液状化対策等耐震性の向上を県に働きかけていくものとする。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 市、県及び施設管理者における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

2 電力施設

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

主要設備及び主要機器はほとんど被害は生じないものと思われるが、過去に発生した災害やこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力さける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時には供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には二次災害を防止し、早期復旧を図るため次の対策を講ずる。

(1) 対策

市のLPガス供給は、各需要家ごとにLP容器の屋外設置により、または簡易ガス事業による導管により供給を行っている。

また、都市ガスは、東邦瓦斯株式会社によるサーラエナジー株式会社への供給等の用に供する都市ガスの中圧Aガス導管（溶接鋼管、最高使用圧力0.95Mpa（9.9kg/cm²）、口径400mm×13mm）が、隣接の幸田町から豊川市にかけて埋設されている。

各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

ア ガス施設の耐震性の向上

(ア) 供給設備

LPガス容器には転倒防止用の鎖が取り付けられているが、さらに転倒防止対策の強化に努める。また、設備の重要度に応じた耐震設計を行っているが、さらに耐震性の維持強化に努める。

(イ) ガス工作物

新設設備はガス事業法、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし既設設備は、必要に応じて補強を行う。

イ 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

ウ 緊急操作設備の強化（都市ガスに限る。）

(ア) 緊急放散設置等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

(イ) 中圧B・低圧ガス導管

市内の供給エリアにおいては、迅速に遮断できる設備を整備するとともに、さらにきめ細かな対応が可能となるよう、細分化を検討する。

(ウ) 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、地震計を設置しS I 値（※）、加速度値等を収集できるよう整備する。

※ S I 値： Spectrum Intensity の略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン（cm/秒）で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が 0.1 秒～ 2.5 秒の範囲で積分平均することにより求められる。

(エ) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

エ 応急復旧体制の整備

(ア) 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

(イ) 復旧動員体制（工事会社を含む）の整備、強化を図る。

(ウ) 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

(エ) 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄または調達体制の整備を図る。

非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他

(オ) 教育・訓練の充実を図る。

(カ) 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

(キ) 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

(ク) 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入のため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保について調査及び調達体制の整備を図る。

- (ケ) 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。
- (コ) 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報マニュアルの整備を進める。

4 上水道

震災による被害箇所をできる限り少なくし、断水を最小限にとどめるため施設の耐震強化に努めるとともに、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業が円滑に実施できるよう、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を図る。

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の新設拡張・改良等を行う場合は、十分な耐震設計及び耐震施工をするものとし、特に津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努め、被害を最小限にとどめるよう考慮する必要がある。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保するため、配水池等に緊急遮断弁を設置していくものとする。

(2) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

市は、水道施設の被災により水道の給水機能が継続できなくなった場合、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施しなければならない。

給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。

また、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリ容器、水袋、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

(3) 井戸水の活用

市は、住民等が保有する井戸等を活用するため、場所等の調査を行い保有数を把握するとともに、井戸の掘削助成を行い災害時における水の提供を求め、生活用水の確保に努める。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

市は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合には、他都市水道事業者等と締結した協定等により、適切な応援を要請するものとする。

そのため、平素から協力体制の確立に努めるものとする。

5 下水道

下水道管理者（市及び県）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的見地から検討し、計画するが、地盤の悪い場所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等

を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

県は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

また、県は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。

(6) 民間団体等の協力

県は、管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、処理場・ポンプ場について、日本下水道事業団及び一般社団法人日本下水道施設業協会と協定を締結し、被災後の状況調査等への支援体制を確立する。

また、下水道管理者（市）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

(7) 流域下水道BCPに基づく防災対応力の向上

県は、地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、流域下水道事業継続計画（流域下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、その成果を踏まえて計画内容の充実を図る。

6 通信施設

(1) 電気通信

ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- a 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備
- b 防水扉・防潮板の設置
- c 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(ウ) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化
- b 洞道網の建設促進及び整備

(エ) 各種災害対策機器の整備

- a 孤立防止用衛星電話機の配備
- b 可搬形無線機の配備
- c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- d 舟艇の配備

- e 防災用資機材の配備
- (オ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 設備の災害応急復旧訓練
 - d 社員の非常呼集の訓練
- (カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

イ KDDI株式会社

KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大震災を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火・防水対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - b 構内通信ケーブルの延焼防止措置の実施
- (ウ) 通信網の整備
 - a 国際伝送路の多ルート化
 - b 国内外代替伝送路の確保
- (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 国際通信設備等の災害応急復旧訓練
 - d 社員の非常参集訓練
- (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - a 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
 - b 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
 - c 可搬型国際電話ブース配備の検討
- (カ) 緊急連絡手段確保対策
 - a 緊急社員呼出しシステム導入の検討
 - b アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討
- (キ) 緊急輸送対策
委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び普及要員輸送ルート整備

ウ 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図って

いる。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、建物の倒壊や地震の揺れ等に伴う通信施設損壊等の障害が予想されるため、このような場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火・防水対策
 - a 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備
 - b 構防水扉・防潮板の設置
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 重要通信センタの分散化
- (エ) 各種災害対策機器の配備
 - a 移動無線基地局車の配備
 - b 非常用マイクロ設備の配備
 - c 衛星携帯電話及び携帯電話の配備
 - d サービスカーの配備
- (オ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 設備の災害応急復旧訓練
 - d 社員の非常呼集の訓練
- (カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策
 - 蓄電池、発電装置の長時間化
- (キ) 被災地域への通信の疎通確保対策
 - a 災害対策機器による通信の疎通確保
 - b 非常用基地局による通信の疎通確保

エ ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火・防潮対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - b 防水扉・防潮板の設置
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 主要な中継交換機の分散設置
 - c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

- (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達
 - b 非常招集
 - c 災害時における通信疎通確保
 - d 各種災害対策用機器の操作
 - e 電気通信設備等の災害応急復旧
 - f 消防
 - g 避難と救護
- (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
衛星回線により基地局伝送路の検討
- (カ) 緊急輸送対策
委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

オ 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
 - (イ) 防火対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 主要な中継交換機の分散設置
 - c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
 - (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達
 - b 非常招集
 - c 災害時における通信疎通確保
 - d 各種災害対策用機器の操作
 - e 電気通信設備等の災害応急復旧
 - f 消防
 - g 避難と救護
 - (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討
 - (カ) 緊急連絡手段確保対策
コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備
 - (キ) 緊急輸送対策
関係機関との連携による輸送手段の確保の検討
- (2) 専用通信

災害時の情報連絡手段として無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、市、県、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、道路公団、更に電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれらの専用通信の確保については、

基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア 耐震性の強化

局舎及び装置等について、耐震性の強化に努める。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として同報無線局の子局の増設を図る。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

エ 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

カ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用を努めるものとする。

(3) 各種通信対策

ア 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。(一般的に同一免許人間でのみ利用が可能で、他の免許人と通信することはできないが、防災相互通信無線は、他免許人との通信ができる。)

イ 放送

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努めるものとする。

(ア) 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。

(イ) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。

(ウ) 放送設備等重要な設備については、代替または予備の設備を設ける。

(エ) 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

(オ) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

ウ 非常通信

地震が発生、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

(ア) 非常通信協議会の拡充強化

(イ) 非常通信訓練の実施

(ウ) 非常通信訓練の総点検

エ 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

7 農地及び農業用施設

農地及び温室、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設にとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な

大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

(1) 大規模災害に備えた対策

ア 温室用施設の整備

温室用ボイラーの燃料を保管している屋外タンク施設の補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

イ 樋門、水路等の整備

地震に対してその機能が保持できるように、耐震基準に適合した構造で新設または改修を行う。

ウ ため池等の整備

既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。

ため池等の被害は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるため、耐震補強整備を行うとともに、排水機場の耐震調査を行う。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

第4節 文化財の保護

1 市及び県における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

(1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図

(2) 文化財レスキュー台帳を市等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

(3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管

理・保護対策について指導・助言をする。

- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

6 応急協力体制

県は、市の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 市及び県における措置

県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、市及び県等は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

また、市及び県は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

2 地震対策緊急整備事業計画

- (1) 作成主体は、愛知県知事
- (2) 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
- (3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備等
 - 第1号 避難地
 - 第2号 避難路
 - 第3号 消防用施設

- 第4号 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設
第5号 地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設
第6号 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地
第7号 公的医療機関のうち、地震防災上改築を要するもの
第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
第10号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
第11号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

(4) 地震対策緊急整備事業計画（昭和55年度～令和6年度）

《蒲都市関係分》

令和4年3月23日内閣総理大臣変更承認

事業の種類	事業の内容・規模		事業費（百万円）
消防用施設	消防ポンプ自動車	1施設	20
公立小中学校	非木造改築	1校	450

3 地震防災緊急事業五箇年計画

- (1) 作成主体は、愛知県知事
(2) 計画の対象地域は、愛知県全域
(3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備等
第1号 避難地
第2号 避難路
第3号 消防用施設
第4号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
第5号 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
第6号 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
第7号 公的医療機関等のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
第8の2号 公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
第10号 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
第11号 第7号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
第12号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
第13号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
第14号 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

(4) 第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）

《蒲郡市関係分》

令和4年3月23日内閣総理大臣同意

事業の種類	事業の内容・規模	事業費（百万円）
消防用施設 緊急消防援助隊設備整備費補助事業	災害対応特殊救急自動車 1	88
	高度救命処置用資機材 1	
	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 1	
公的建造物 公立学校施設整備事業	学校施設環境改善交付金 1 施設	未定
ため池 農村地域防災減災事業	防災ダム 3 箇所	361

4 単独事業等

(1) 防災対策事業

市及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

(2) 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

■基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

市及び県における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン、市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

市及び県における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大震災火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地、公園、道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、市が策定する「緑の基本計画」に基づき、都市公園の整備に努めていく。

都市公園は、環境保全、レクリエーション機能とともに、震災対策上避難場所及び救援活動の拠点としてきわめて重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を推進していく。

また、緑地は、災害時における遮断空間、緩衝地帯または避難地等として有効に機能するものである。住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然を有する緑地の適正な保全を図るとともに、民有地の緑化を推進する。

(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

市及び県における措置

(1) 建築物の防火規制

ア 防火地域、準防火地域の指定

地震等による火災が発生した場合、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように防火地域制が採用されている。

防火地域、準防火地域については、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域に指定することになっており、防火地域内の新規の建築物は耐火建築物または準耐火建築物とすることと規定されている。

また、準防火地域内の新規の大規模建築物または高層ビルは耐火建築物、中規模のものは耐火建築物または準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とすることと規定されている。

このような制度を活用して、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図っていくものとする。

イ 建築物の不燃対策

市街地の延焼防止を図るため、防火地域・準防火地域以外の区域における木造建築物について、延焼防止を図るため、屋根を不燃材料で葺き、外壁は土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物は、防火上、避難上の各種措置の徹底を図るものとする。

(2) 建築基準法の防火規制

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を越える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物または準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は避難階段を設けるなど、避難上または消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物並びに火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

(3) 市営住宅の不燃化の推進

市営住宅は、耐火構造または準耐火構造とし、既設の木造住宅は順次用途廃止を行い、今後建設する市営住宅は極力耐火構造で建設するものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

市、県及び土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

ア 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

イ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

第4章 中山間地等における孤立対策

■基本方針

- 脆弱な地質構造の山間地においては、地震動により土砂災害が発生し、それに伴う交通の寸断や情報通信の途絶により、孤立する集落の発生が想定される。
- 地震の発生時に孤立するおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備などの事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を図る必要がある。

第1節 孤立危険地区の把握

1 市における措置

市は、中山間地域などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておくこととする。

2 県における措置

県は、市内の中山間地域の集落における孤立危険地域を把握しておくこととする。

第2節 孤立への備え

1 市における措置

(1) 孤立集落と外部との通信の確保

ア 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図ることとする。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法的の習熟を図ることとする。

イ 市は、集落と市間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努めることとする。

ウ 市は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保することとする。不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保することとする。

(2) 物資供給、救助活動体制の整備

ア 市は、集落が長期間孤立した場合には医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制について検討することとする。

イ 市は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、地域防災計画において明示するよう努めることとする。また、生地着陸の可能な箇所（田畑、農・林道等）もリストアップしておくこととする。

ウ 市は、孤立するおそれのある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、バイクや船舶等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保に努めることとする。

(3) 孤立に強い集落づくり

ア 市は、孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図ることとする。

イ 市は、集落の人口に応じて避難施設を確保・整備するとともに、その耐震性を確保することとする。また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施することとする。

(4) 孤立危険地域等の広報・啓発

市は、住民に対して、地震発生時の孤立可能性、孤立時の対応及び安否情報の発信等、地震が発生した場合の対応について、防災マップやパンフレット作成などにより、平常時からの広報・啓発に努める

こととする。

2 県における措置

市の実施する中山間地等における孤立対策を支援するものとする。

第5章 液状化対策・土砂災害等の予防

■基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。
- 地震により発生する地割れ・液状化や地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供する。また、本計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

第1節 土地利用の適正誘導

市及び県における措置

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

市及び県における措置

(1) 液状化危険度の周知

市及び県は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図るものとする。

なお、県は、地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことが、昭和39年の新潟地震を契機に問題となったため、昭和53年度・昭和54年度に県内の「沖積層の分布と液状化危険度調査」を実施するとともに、昭和55年度・昭和56年度には「愛知県の地質・地盤」を取りまとめ、液状化対策を始めとする各種地震対策の基礎資料として市民に公表している。

また、平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、市民、市を始め各防災関係機関に公表した。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、市及び県は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成の規制誘導

市及び県における措置

(1) 宅地造成工事規制区域

市及び県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれ著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

県は市と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数

の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

(4) 宅地危険箇所の耐震化

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第4節 土砂災害の防止

1 県における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

(2) 山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害特別警戒区域

- ① 特定の発行為の制限
- ② 建築物の構造規制による安全確保
- ③ 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリ

ート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

- ① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 地すべり防止工事の実施

オ 土石流危険渓流

- ① 標識等による住民への周知
- ② 土石流を受け止める砂防堰堤の設置

カ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害支援システムにより市や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令判断に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表を位置づけることについて助言を行うなど市の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

2 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を本計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示

を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む市の長は、本計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

本計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに本計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

市及び県における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、市と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■基本方針

- 地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を習得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育

成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備画を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ 市及び県防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(10) 地震計等観測機器の維持・管理

市及び県は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(11) 緊急地震速報の伝達体制整備

市及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(12) 防災用拠点施設の屋上番号標示

県は、県庁及び愛知県東三河総局（以下、本計画においては東三河総局とする。）・県民事務所等の庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

なお、市は、市役所の屋上について、同様の整備に努める。

2 県における措置

(1) 防災資機材整備に対する援助

市における防災資機材の整備に必要な援助を行うことが必要である。

(2) 市業務継続計画等の策定促進

県は、市の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。

(3) 教育訓練の実施

消防学校において、地震等の災害に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。

(4) 防災行政無線等の有効活用

県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン（中央防災無線）並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、市及び県等関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。

(5) 防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、市、県及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。

さらに、市の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

(6) 防災ヘリコプターの導入及びヘリコプターを用いた活動体制の整備

ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、名古屋市に地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」を行う。

イ 県は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できる体制を確保するよう、事務を受託した名古屋市との調整に努める。

ウ 防災ヘリコプターの運航にあたり、消防業務にも有効活用するため、市消防職員を県職員に任命（併任）し、県、市が一体となった防災活動を遂行する体制を整備する。

(7) 市消防施設の整備促進

ア 県は、市の実施する消防・救急に係る消防施設の充実のため、従来から補助金を交付し、また、救急業務を促進するため補助制度を設けてきたところであるが、今後も積極的にその整備を推進する。

イ 県は、大地震に耐える防火水槽の設置及び住民による可搬式動力ポンプの操作が、より効果的であるため、可搬式動力ポンプの整備を促進する。

ウ 県は、石油コンビナート区域等における地震災害を含めた災害に対処させるため、石油コンビナート用消防施設の整備を促進する。

(8) 県有施設の自衛消防体制の整備

県は防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛防災体制並びに地域消防力を補充する消防用水利及び消火用機器の整備を図る。

(9) 化学消火薬剤等の備蓄

県は、石油コンビナート等における危険物火災等に対処するため、化学消火薬剤等を備蓄する。

3 県警察における措置

県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、燃料備蓄施設を整備する。

また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。

4 消防機関における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

5 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

エ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

6 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。

7 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。

8 非常用水源の確保

震災時における応急給水活動の非常用水源として次のものを選定し、平素からの維持管理に努める。

(1) 水道用貯留施設の利用

緊急遮断弁付き配水池及び応急給水支援設備

(2) 受水槽の利用

耐震性貯水槽

(3) プール、ため池、沈澱池、河川の利用

小中学校等プール

ア 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

イ 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

(4) 井戸の利用

ア 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

イ 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

9 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

- また、避難所生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、災害の規模等にかんがみ、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。
- なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

11 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 市災害廃棄物処理計画の策定
- 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。
- (2) 県災害廃棄物処理計画の策定
- 県は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、市及び県、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。
- (3) 広域連携、民間連携の促進
- 市、中部地方環境事務所及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。
- なお、県は、次の協定を締結している。
- ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定
- ・内 容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援
 - ・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者（平成26年1月1日）
- イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定
- ・内 容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分

- ・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成17年4月1日付け）
 - 一般社団法人愛知県産業資源循環協会（平成17年4月1日付け）
 - 一般社団法人愛知県解体工事業連合会（平成21年3月25日付け）
 - 一般社団法人愛知県建設業協会（平成29年2月17日付け）
 - 一般社団法人愛知県土木研究会（平成29年2月17日付け）
 - 一般社団法人日本建設業連合会中部支部（平成29年2月17日付け）

ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定

- ・内 容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収
- ・相手方 愛知県フロン類排出抑制推進協議会（平成17年4月1日付け）

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

12 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第7章 避難行動の促進対策

■基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 県における措置

県は、市に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

3 市、県及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

市における措置

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所の選定

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、地震による火災から身を守ることができることも考慮し、公園、緑地、グラウンド（学校の校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

- イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- カ 地区分けをする場合は、総代区または自主防災組織単位を原則とする。

(2) 一時避難場所の確保

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ア 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- エ 津波や浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 津波災害事象の特性に留意すること
- イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること
 - (ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報
- ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること
 - (ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域
 - (イ) 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域
 - (ウ) 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域
- オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること
- カ 避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみ

を発令すること

キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第8章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

市、県及び名古屋地方気象台における措置

市、県及び名古屋地方気象台は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 緊急避難場所、避難所の名称

イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所、避難所への経路

オ 緊急避難場所、避難所の区分

カ その他必要な事項

- ・ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
- ・ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- ・ 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること
- ・ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきである

ること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）

- ・津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市にあっては、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握することとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。また、災害時要援護者への適切な避難誘導、安否確認は、地域住民、総代、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら行うものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのものと避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

（1人当たりの必要占有面積）

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積

3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

※介護が必要な災害時要援護者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける

（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 福祉避難所の整備

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

市、県及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

※ なお、本計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第10章津波等予防

対策参照のこと。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。



とする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、本計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別支援計画を、本計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別支援計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別支援計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別支援計画を作成するよう努めるものとする。

また、市は災害対策基本法の規定により、災害時等避難行動に支援が必要な者を対象として以下のような対策を行うものとする。また市においては、要配慮者・避難行動要支援者、それぞれの関係を以下の図の通り考えるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿（以下、名簿）の作成については、ウ、エ、カのとおり定める。

ウ 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供

市は、「蒲郡市避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づき、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会及びその他避難支援等の実施に携わる関係者に避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できるものとする。

ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

エ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、在宅で生活する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 身体障害者のうち、下肢・体幹障害の程度が1級又は2級の者
- (イ) 身体障害者のうち、視覚障害の程度が1級又は2級の者
- (ウ) 身体障害者のうち、聴覚障害の程度が2級の者
- (エ) 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者
- (オ) 精神障害者のうち、その障害の程度が1級の者
- (カ) 要介護高齢者であって、要介護3、要介護4又は要介護5の者
- (キ) ひとり暮らし高齢者（蒲郡市高齢者実態把握事業実施要綱（平成27年4月16日施行）に基づき把握したひとり暮らしの高齢者をいう。）
- (ク) 前号に掲げる者に準ずる状態にある者

また、以上に掲げる名簿に掲載される者のうち、避難行動要支援者同意確認書（第1号様式）にて必要事項を記入の上市長に提出した者で、災害時に地域での支援を受けるために住所・氏名等の個人情報避難支援等関係者に提供することに同意した者については、避難行動要支援者同意者名簿（以下、「同意者名簿」という。）に登録する。

オ 名簿、台帳の活用方法

同意者名簿登録者については、平常時から避難支援等関係者が同意者名簿を所持し、蒲郡市避難行動要支援者支援制度実施要綱や蒲郡市避難行動要支援者支援マニュアルに基づき必要な支援を行うものとする。避難行動要支援者名簿（同意なし）掲載者については、現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合、本人の同意の有無に関わらず災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することとする。なお、市は庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

カ 台帳、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 個人情報

①氏名、②住所、③生年月日、④性別、⑤電話番号、⑥地域支援者、⑦民生・児童委員氏名、⑧自主防災会名、⑨登録事由（障害等級等）、⑩その他

ただし、名簿については①、②、③、④、⑨、⑩の掲載とする。

(イ) 入手方法

市はその保有する情報を活用するとともに、要綱に基づく災害時要援護者については、登録者が申請書に記載した情報を使用する。

キ 台帳、名簿の更新に関する事項

市の保有する住民基本台帳等の異動、及び要綱に基づく災害時要援護者については登録事項の変更を反映させるとともに、更新後の台帳については、定期的に自主防災会、民生・児童委員等に配付する。名簿については市で保管する。

ク 台帳、名簿情報の提供に関し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

要綱により、台帳の適正管理を義務付けるとともに、目的外使用及び個人情報の守秘義務を規定する。なお、名簿についても同様とする。

ケ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、避難情報等の伝達にあたり、多様な手段の活用により情報伝達するとともに、要配慮者及び避難支援等関係者が避難情報等を確実に得ることができるよう努める。

コ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、要綱に基づき、災害時における避難誘導、救出救助、安否確認等を実施するが、自らの安全確保に配慮するとともに、市は、随時その啓発を実施する。

サ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

シ 個別支援計画の作成等

(ア) 個別支援計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別支援計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別支援計画情報の提供

市は、「蒲郡市避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づき、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会及びその他避難支援等の実施に携わる関係者に個別支援計画に掲載された情報を事前に提供できるものとする。

また、市は、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置をとるよう努めるものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別支援計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

併せて、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別支援計画と地区防災計画の整合

市は、個別支援計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別支援計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支

援するものとする。

(4) 外国人等に対する対策

市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 災害ケースマネジメント

市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県おける措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第9章 火災予防・危険性物質の防災対策

■基本方針

- 市及び県は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

第1節 火災予防対策に関する指導

1 市における措置

(1) 一般家庭に対する指導

市は、消防団、女性防火クラブ、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

市は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

市は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

市は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

2 県における措置

(1) 危険物取扱者に対する保安教育の徹底

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

(2) 消防設備士教育の徹底

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は整備に関する技術の向上を図るため、定期的に講習を実施し、消防設備士の資質の向上に努めるものとする。

3 市及び県における措置

(1) 危険物等保安確保の指導

市及び県は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(2) 震災時の出火防止対策の推進

市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

1 市における措置

市は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 消防力の整備強化

市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

2 県における措置

県は、市の行う消防力の整備強化に必要な指導、援助を行うものとする。

第3節 危険物施設防災計画

1 市及び県における措置

(1) 保安確保の指導

市及び県は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量 1,000k1 以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量 500k1 以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理

剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

高圧ガス製造施設の管理者における措置

高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安法に定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス貯蔵設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

(1) 高圧ガス製造施設の対策

ア 貯槽

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ安全弁等の附属品には十分な補強をする。

また、緊急遮断弁は、感震器と連動させる。

イ 塔類

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ液面計等の附属品には十分な補強をする。

ウ 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は、同一の基礎上に乗せ、不等沈下を防止する。

エ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせる。

オ 防液堤

必要な容量を確保し、耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

カ 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

また、遠隔操作ができる構造とする。

キ 計装関係

自動制御装置及び緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。

また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

ク 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

石油精製工場や化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、機器保護緊急停止が自動的に作動するが、装置全体の緊急停止は人の操作によって行われている。

このため、これら事業所の高圧ガス貯蔵設備と感震器とが連動して自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、防消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。

また、緊急操作、防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

市及び県における措置

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむをえず同一施設内に他の物品と混在する場合は防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、または保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名、電話番号等連絡方法」、「医療用外」・「毒物」・「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物または劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第10章 津波等予防対策

■ 基本方針

- 地盤沈下や老朽化した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。
- 津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。
 - ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。
- 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。
- 本市は海洋レジャーの発展により市外からの観光客も多く、地域住民はもとよりこうした観光客の安全を考慮した対策を講ずる必要がある。

第1節 津波対策に係る地域の指定等

1 津波危険地域の指定

県は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成26年5月30日公表）

本市は、本調査結果の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域として「津波危険地域」に指定されている。

本市における津波危険地域は、別に定める「蒲郡市津波避難計画」のとおりである。

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。（平成26年11月26日公表）

また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、本市について津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行う。（令和元年7月30日指定）

3 住民等への周知

市は、広報紙、パンフレット等により、津波の危険性、予想される被害、対応方法等について市民への周知徹底を図るものとする。

4 津波災害警戒区域の指定に係る事項

- (1) 市は次の事項を本計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。
 - ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
 - イ 津波災害警戒区域内にある地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で本計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）は、施設の利用者の円滑

- な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- (2) 本計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。

第2節 津波防災体制の充実

1 市及び県における措置

- (1) 市及び県は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。
- また、県は、津波等からの一時的避難方法及び市町村の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。
- (2) 津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。
- (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。
- (4) 消防職団員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

2 市における措置

- 市は、「蒲都市津波避難計画」において、津波危険地域及・津波災害警戒区域び堤防・護岸施設外の区域などにおける住民、観光客、漁船等の安全を確保するための津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。
- (1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難情報のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。
- (2) 避難誘導計画の策定にあたっては、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。
- (3) 高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握、共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。
- (4) 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県 市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。
- (5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものと

する。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするように努めるものとする。

4 津波災害警戒区域の指定に係る事項

- (1) 市は次の事項を本計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。
 - ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
 - イ 津波災害警戒区域内にある地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で蒲郡市地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- (2) 本計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。
- (3) 市長は、本計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 津波防災知識の普及

1 市及び県における措置

一般及び船舶に対しては、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。

- (1) 一般向け
 - ア 避難行動に関する知識
 - (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
 - (イ) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
 - (ウ) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。
 - (エ) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。
 - (オ) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
 - (カ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

(キ) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

イ 津波の特性に関する情報

(ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。

(イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

(ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

(ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。

(イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

(ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

(2) 船舶向け

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。

イ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたら、すぐ港外退避する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

エ 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

2 市における措置

市には、地域の実情に応じて外からの観光客等を含めた津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。

第4節 津波等防災事業の推進

1 市における措置

(1) 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

(2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものである。

2 内水排除施設等の管理者における措置

内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置

(1) 方針・計画の策定

ア 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

(ア) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

(イ) 防潮堤、堤防、防波堤等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

(ウ) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

なお、三河港については、港湾の業務継続計画が策定されている。

(2) 海岸

ア 堤防護岸の改良、補強及び耐震化

津波等により浸水することを防ぐため、地盤沈下及び老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所の高上げを実施するとともに、堤防の耐震化を推進する。

イ 水門、陸閘等の改築、補修

水門、閘門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう、耐震補強を推進する。また、津波到達時間が短い地域の水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する。

ウ 背後地が低い海岸堤防の対策

背後地が低い海岸堤防については、緊急度の高い箇所から必要な対策を実施していく。

(3) 河川

ア 水門、樋門、排水機場等の耐震化

河口部の水門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。

排水機場については、地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する。

また、津波到達時間が短い地域の水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

イ 河口部や背後地が低い河川の対策

河口部や背後地が低い河川については、津波等により浸水することを防ぐため、堤防の耐震性についての調査点検を実施しており、調査結果に基づき緊急度の高い箇所から堤防等の耐震化を推進する。

ウ 荷揚場等の整備

河川を利用した水上輸送等を想定し、荷揚等のため国土交通省において、一色大橋船着場を整備済みである。

第11章 広域応援・受援体制の整備

■基本方針

- 市、県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。
- なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

なお、県は、次の協定を締結している。

- ① 災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）
- ② 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

2 県及び指定地方行政機関における措置

知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(4) 医療救護活動の広域応援

県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入について相互に応援することを定めている。

県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努めるものとする。

(5) 自衛隊

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

2 県警察における措置

- (1) 県警察は、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。
- (2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。
- (3) 県警察は、救出用資機材の整備を推進するものとする。

3 中部地方整備局における措置

中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

市及び県における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

市及び県における措置

市は、平成8年6月27日付けで愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州において「三遠南信災害時相互応援協定」、平成9年3月27日付けで競艇開催市町において「大規模災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

市は、この協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

第12章 防災訓練及び防災意識の向上

■基本方針

- 地震災害を最小限に食い止めるには、市・県等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市及び県は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 市、県及び国は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

1 市及び県等における措置

(1) 総合防災訓練

市は、県や防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模地震に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入態勢の訓練などを実施する。

イ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

ウ 災害応援に関する協定に基づき、他市等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

なお、市、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により関係機関相互に連携して行うものとする。

(2) 津波防災訓練

市及び県は、東海地震・東南海地震・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

ア 津波警報等の情報伝達訓練

イ 津波避難訓練

ウ 水門、陸閘等の操作訓練

(3) 浸水対策訓練

市及び県は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- ウ 動員（消防団、居住者、ボランティア）
- エ 輸送（資機材、人員）
- オ 工法（水防工法）
- カ 樋門、角落し等の操作
- キ 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

(4) 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(5) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(6) 防災訓練の指導協力

市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(7) 訓練の検証

市及び県は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(8) 図上訓練

市及び県は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。

2 県公安委員会における措置

県公安委員会は、防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事

態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

4 市、県及び私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

5 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。

第2節 防災のための意識啓発・広報

市、県、県警察及び名古屋地方気象台における措置

(1) 防災意識の啓発

県は、地震発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県は地震体験車を市・消防本部等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

- ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報等の発令時にとるべき行動
 - ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
 - コ 避難生活に関する知識
 - サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
 - シ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
 - ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
 - ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 防災に関する知識の普及
- 市及び県は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。
- また、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。
- ア 平常時の心得に関する事項
- イ 地震発生時の心得に関する事項
- ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項
- さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。
- (3) 自動車運転者に対する広報
- 市、県及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。
- (4) 家庭内備蓄等の推進
- 市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。
- (5) 地震保険の加入促進
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建の際の有効な手段の一つとなる。そのため、市、県等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。
- (6) 報道媒体の活用及び協力要請
- 市及び県は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に

係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(7) 過去の災害教訓の伝承

市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市、県及び私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を避難訓練と合わせて実施し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の醸成及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校における登下校については、生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市職員等に対する地震防災教育

市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて教育する。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- (6) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (7) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (8) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識

3 女性防火クラブに対する教育

蒲郡市女性防火クラブは、火災等の災害から家庭を守ることを目的に活動を行っているが、市は家庭防火以外にも防災に関する知識を習得させるための教育を行うものとする。

4 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

市における措置

市は、住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携をもとに実施するものとする。

- (1) 防災意識調査の実施
市民の地震対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。
- (2) 市は、市民からの地震に対処する方法、住宅の耐震相談などの地震に対する相談を受けるため適宜次のような窓口等を設置し、広く地震対策の普及を図るものとする。
 - ア 総合相談窓口として 市役所危機管理課
 - イ 部門相談窓口として 消防本部総務課（訓練相談窓口）
市役所建設部建築住宅課（建築相談窓口）

第13章 震災に対する調査研究の推進

■基本方針

- 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。
- また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

震災に対する調査研究の推進

市及び県における措置

県防災会議地震部会は、これまで震災に関する様々な調査研究を積み重ねてきたところであり、具体的な震災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施してきたところである。

また、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などにおいても調査研究が行われており、これらの機関とも連携し、総合的に調査研究を推進することとする。

こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

(1) 基礎的調査（本県の自然・社会的条件に関する調査）

県の自然的・社会的条件についての調査は、調査研究の基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査が利用できる部分が多い。自然条件については、昭和53年度以来、地形・地質・地盤の構造、沖積層の分布、活断層、流砂現象危険度などについて調査研究を行ってきた。

(2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査

県に大きな被害を与えた東南海地震及び三河地震を始めとし、古くは、濃尾地震、安政地震、宝永地震、天正地震など個々の地震について総合的な調査研究を進めてきた。

また、将来発生するであろう地震の予知については、特に、県内における予知観測網のあり方とその活動方法について研究を進め、可能なものから実施していくとともに、地震予警報の社会的影響や法的諸問題についての調査研究を行う。

(3) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。

ア 濃尾地震を想定した愛知県の被害予測調査（平成2年度）

明治24年に発生した濃尾地震が、今日再び発生した場合の木造建物の崩壊、火災による物的・人的被害の想定を行った。

イ 愛知県東海地震被害予測調査（平成4～7年度）

東海地震が発生した場合の地震動、津波などの自然現象、交通施設、ライフライン施設、建築物などの物的被害及び人的被害を予測するとともに、物的被害や人的被害から波及する生活面、経済面及び行政面における機能被害の予測を行った。

ウ 県の直下型大地震対策の推進についての調査（平成7年度）

阪神・淡路大震災の被害状況等を基に、活断層と地震との関わり、県内のライフライン施設、避難所施設等の地震防災対策や災害広報のための報道機関との連携体制のあり方など県の直下型大地震対策の推進について調査研究を行った。

エ 東海地震・東南海地震等被害予測調査（平成14～15年度）

海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老―桑名―四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施した。

オ 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成23～25年度）

海溝型地震では、南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震・津波、②理論上最大想定モデルによる地震・津波を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を実施した。

(4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。調査項目は複雑多岐にわたるが、①大震火災対策、②避難場所及び避難路、③自主防災組織等について重点的に実施することとする。

(5) 防災カルテ等の整備

市は、国、県等の研究成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

(6) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として、災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県が救助の主体となり災害救助を実施する。
- 各防災関係機関は、地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 蒲郡市災害対策本部

1 災害対策本部（以下この章では「本部」という。）の組織

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに蒲郡市災害対策本部条例及び蒲郡市災害対策本部要綱に定めるところによる。

2 本部の設置及び廃止

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、または災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

(1) 自動的に本部を設置する場合

- ア 市内で震度4以上を観測した地震が発生したとき。
- イ 隣接市町又は東三河市町で震度5弱以上を観測した地震が発生した場合。
- ウ 津波予報区「伊勢・三河湾」に対して、大津波警報または津波警報が発表されたとき。

(2) 市長の命令で設置する場合

市内に災害が発生するおそれがあるときまたは災害が発生したとき。

3 設置及び廃止の報告等

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

4 本部の非常配備

市は、次の基準によりあらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努めなければならない。

(1) 第1非常配備

災害が発生するおそれがある時又は小規模な災害が発生した時などに、特に当該災害に関連する部課の必要最小限の組織による活動体制を整備する。

（例えば市内で震度4を観測した地震が発生したとき等）

(2) 第2非常配備

相当規模の災害が発生するおそれがある時又は相当規模の災害が発生した時などに、関係部課の所要

の組織による活動体制を整備する。

(例えば市内で震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき又は伊勢、三河湾に津波警報が発表されたとき等)

(3) 第3非常配備

大規模な災害が発生するおそれのある時又は大規模な災害が発生した時などに、各部課の全組織による活動体制を整備する。

(例えば市内で震度6弱以上を観測した地震が発生したとき又は伊勢、三河湾に大津波警報が発表されたとき等)

第2節 職員の招集

職員の招集は、各部課が定める非常招集伝達網による。

ただし、通信の途絶等により連絡不可能の場合は自発的に登庁しなければならない。

第3節 災害緊急初動隊の編成

1 編成基準

市は、休日、夜間等に地震、爆発等予測不能な事態により、災害が発生するおそれがある場合または災害が発生した場合に備え、本部が設置されるまでの活動の空白を補うため、次の基準により災害緊急初動隊を編成する。

- (1) 市内で震度4以上を観測した地震が発生したとき。
- (2) 隣接市町又は東三河市町で震度5弱以上を観測した地震が発生したとき。
- (3) 市内における大規模爆発、航空機の墜落等による広範囲にわたる災害が発生したとき。

2 初動隊員の任命

市長は、市職員の住所、勤務地等を考慮して初動隊員として適当な者50名以内を任命するものとする。

3 初動隊の活動

初動隊の活動は、蒲郡市災害緊急初動隊編成要綱の定めるところによる。

4 初動隊の解散

初動隊は、災害発生のおそれが解消したとき、または本部の活動機能がおおむね整備され本部長が解散命令を発したとき解散するものとする。

第4節 避難所開設担当職員の選任

市は、本計画に定める避難所等において、災害対策本部の統括のもと、開設及び運営業務を行うため、あらかじめ職員を選任する。

避難所開設担当職員は、次の基準により指定された避難所等への参集または避難所等の開設を行う。

- (1) 自主的に参集する場合
 - ア 市内で震度4以上を観測した地震が発生したとき。
 - イ 近隣市町(豊橋市、岡崎市、豊川市、新城市、田原市、西尾市、幸田町)で震度5弱以上を観測した地震が発生した場合で蒲郡市が震度4未満のとき。
- (2) 自主的に開設する場合
市内で震度5弱以上を観測した地震が発生したとき。

- (3) 災害対策本部の指示で参集または開設する場合
市内に災害が発生するおそれがあるときまたは災害が発生したとき。

第5節 活動マニュアル等の整備

本部の各班及び災害緊急初動隊は、それぞれの所管業務に関し、応急対策活動が円滑かつ迅速に行われるよう実践的な活動マニュアル及び台帳等必要な書類を整備し、適宜見直し等を行い、活動マニュアルを実体に即したものにしよう努めなければならない。

市は、各防災関係機関との連携を密にした大規模災害時の応急対策を円滑に実施するため、あらかじめ本部及び各防災関係機関に、町字名、街区番号及び座標の表示のある統一された蒲郡市の地図等を整備しておくものとする。

第6節 県及び防災関係機関の活動体制の整備

1 県における措置

県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたときは、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例の規定により県災害対策本部を設置する。

2 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第7節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、

あつせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

2 県における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

知事は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他都道府県の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の都道府県知事に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあつせん要求（災害対策基本法第30条）

知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し災害対策基本法第29条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し地方自治法第252条の17の規定による他の都道府県職員の派遣について、あつせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への県職員の派遣

県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第8節 災害救助法の適用

1 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

2 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された場合、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	

(3) 市への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県	
食品の給与	市（県が委任）	
飲料水の供給	市（県が委任）	
被服、寝具の給与	市（県が委任）	
医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市（県が委任）	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県
学用品の給与		
市立学校児童生徒分	市（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県	
埋葬	市（県が委任）	
死体の捜索及び処理	市（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- (2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第2章 避難行動

■基本方針

- 津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 津波警報等の伝達

1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報を発表・伝達する。

(1) 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。（大津波警報は特別警報に位置づけられる。）

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。）

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言

葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3\text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1\text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で 大津波警報または津波警 報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」で発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

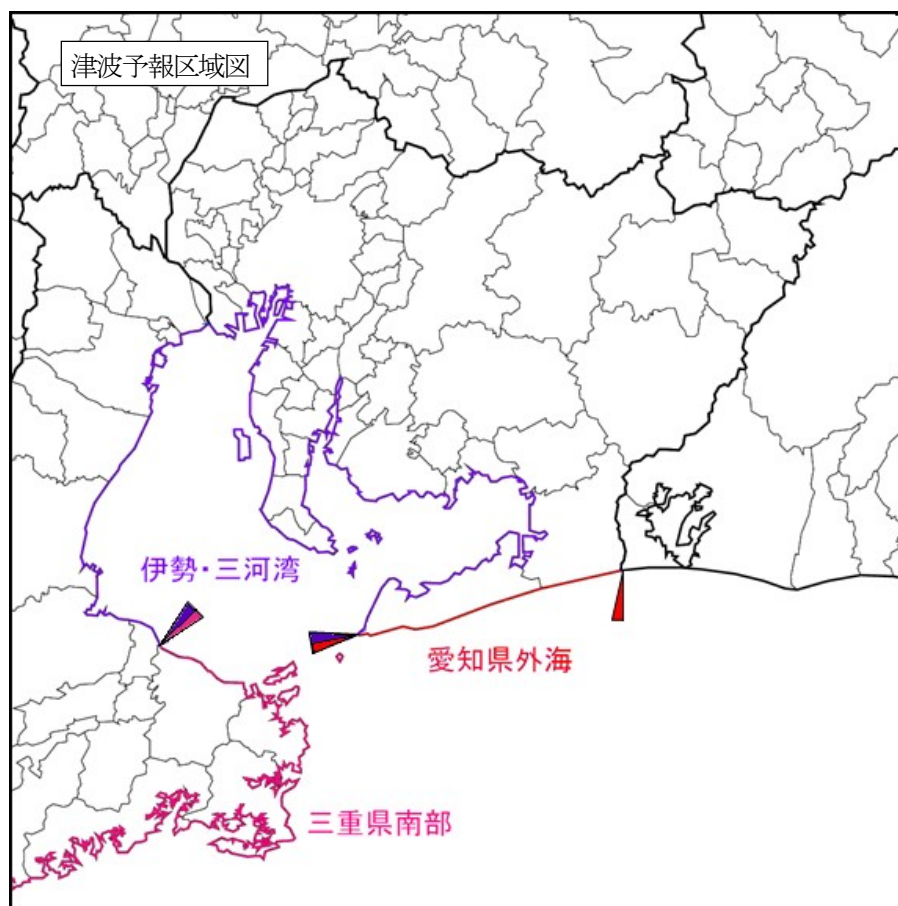
津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。)	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県(伊勢市以南を除く。)	(三重県の市町村は省略)



(5) 地震に関する情報

ア 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

イ 地震に関する情報の種類

種類	内容等
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、愛知県及び隣接県（静岡・長野・岐阜・三重の各県）内の各観測点の震度を発表

遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上もしくは都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・地震回数に関する情報（以下に示す地域で地震が多発したときに、震度1以上を観測した地震の回数を発表） （長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖） ・その他、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度5弱以上の地震が発生した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

2 県における措置

- (1) 気象庁及び名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、市に通知（緊急地震速報を除く）するものとする。
- (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災安全局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び市に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。

3 市における措置

- (1) 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、本計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。
- (3) 市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (4) 市は、強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。
 - ア 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。
 - イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

4 報道機関における措置

日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報（警報）が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を

行うよう努めるものとする。

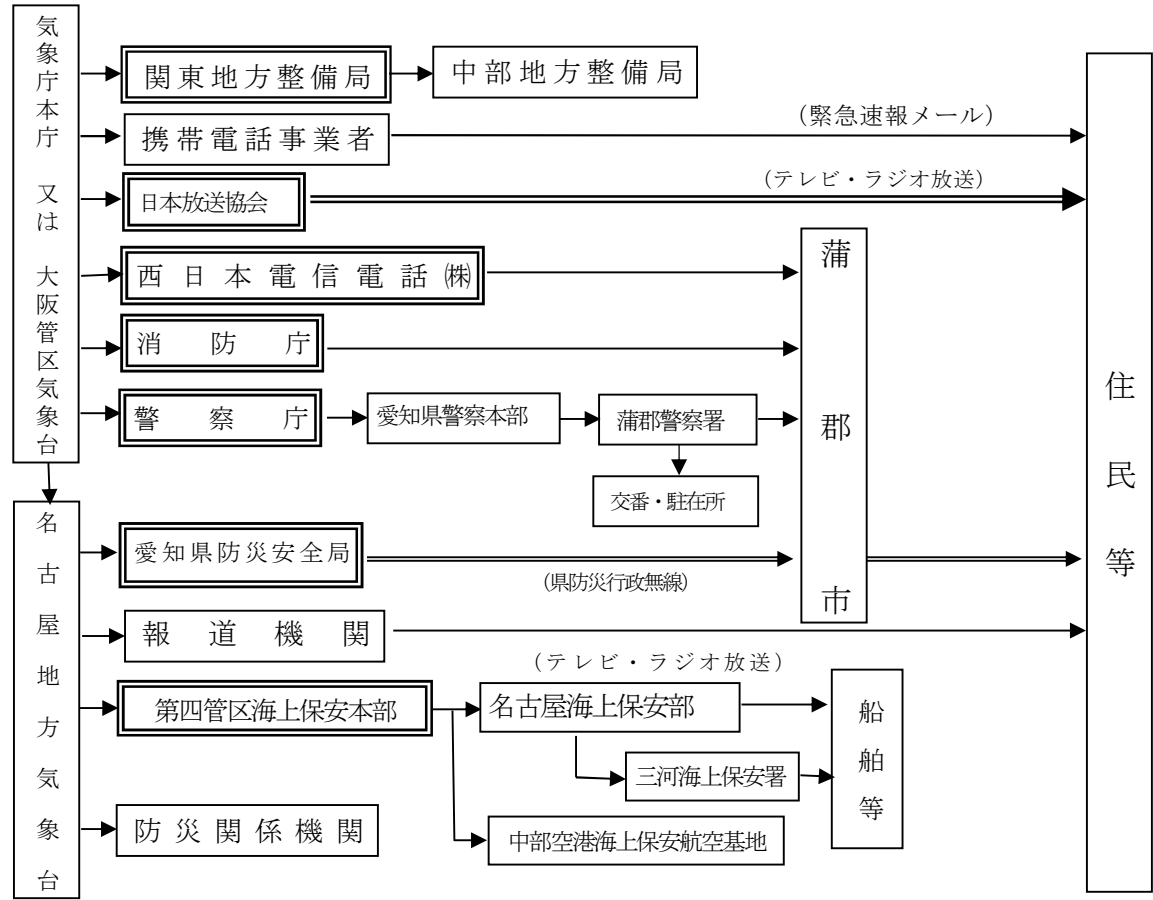
5 その他防災関係機関における措置

- (1) 気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。
- (2) 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として市へ通知することにより、市の警戒避難体制を支援する。

6 津波警報等、地震情報等の伝達

- (1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

津波警報等の伝達系統図



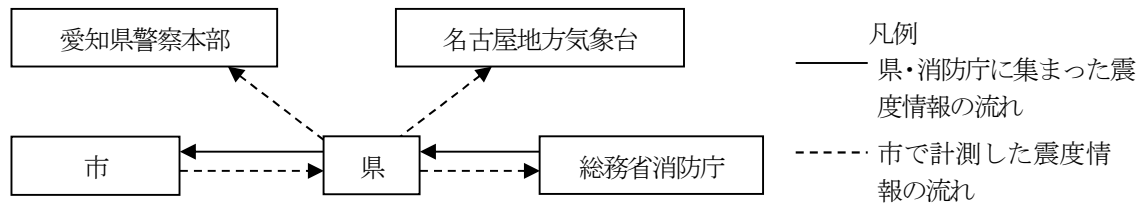
※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

- 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

- (2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

- (3) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図



7 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 市における措置

(1) 避難の指示等

ア 津波災害

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

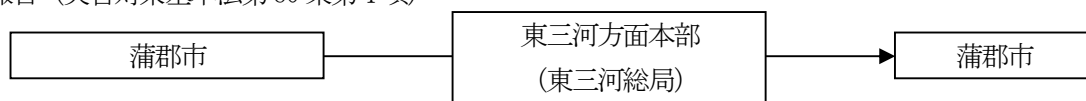
イ 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(5) 広域一時滞在に係る協議

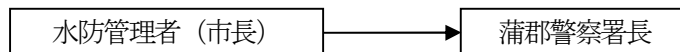
災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

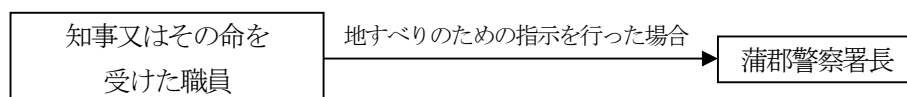
(1) 津波等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 地すべりのための立退きの指示

知事等は地震に伴う地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

(3) 通知（地すべり等防止法第25条）



(4) 市長への助言

知事は、市長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。
また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

(5) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

(6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(7) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

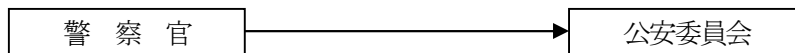
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

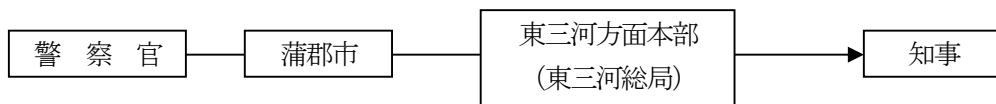
市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1) の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）

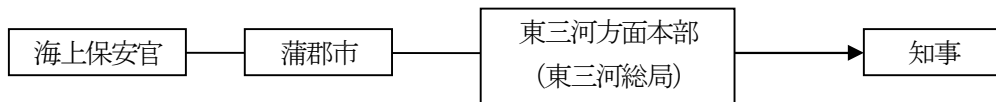


5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置

(1) 災害対策基本法第61条による指示

4 (2) の警察官に準ずるものとする。

(2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）

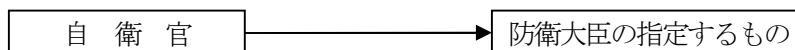


6 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、4 (1) 「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



7 避難の指示の内容

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

8 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織等を通じた電話連絡や戸別伝達による。

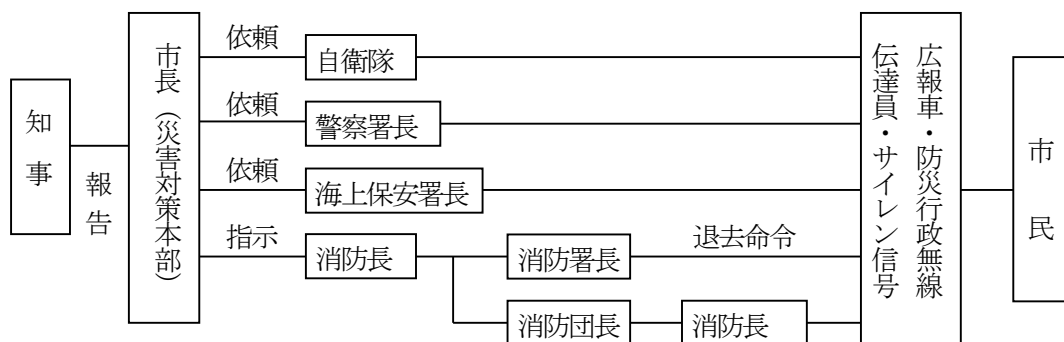
このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

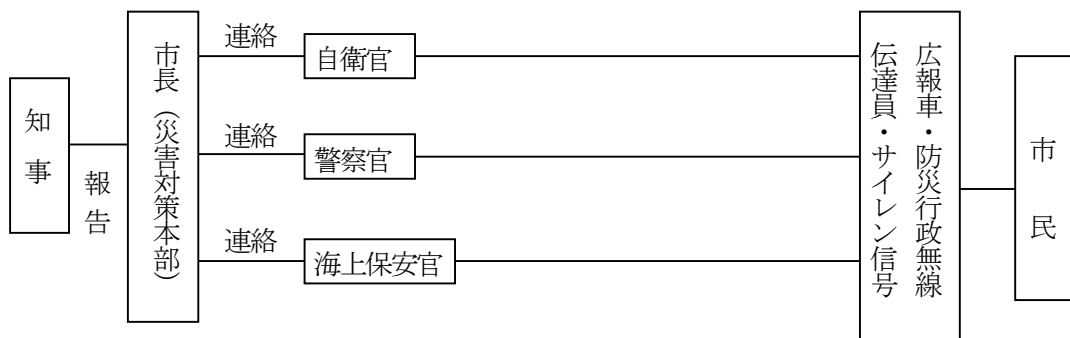
(2) 関係機関の相互連絡

避難の措置の実施者は、避難の措置を行ったときは、その内容につき、県、市、自衛隊等関係機関相互に対し通報連絡するものとする。

※市長による避難の勧告・指示



※警察官等による避難の勧告・指示



第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難場後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災、災害即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日消防第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速

な方法により県及び国に報告する。

県及び消防庁への連絡先



イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 県の措置

(1) 市への職員派遣による情報収集

県は、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ市に職員を派遣し、被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。

(2) 方面本部構成機関による情報収集等

方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、関係局及び方面本部へ連絡する。

(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集

県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。

(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告

市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。

(5) 市への連絡

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

(6) ライフライン事業者への情報提供

県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整

県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県の「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき実施するものとする。

(8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

3 県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部及び航空機を所有する各機関の措置

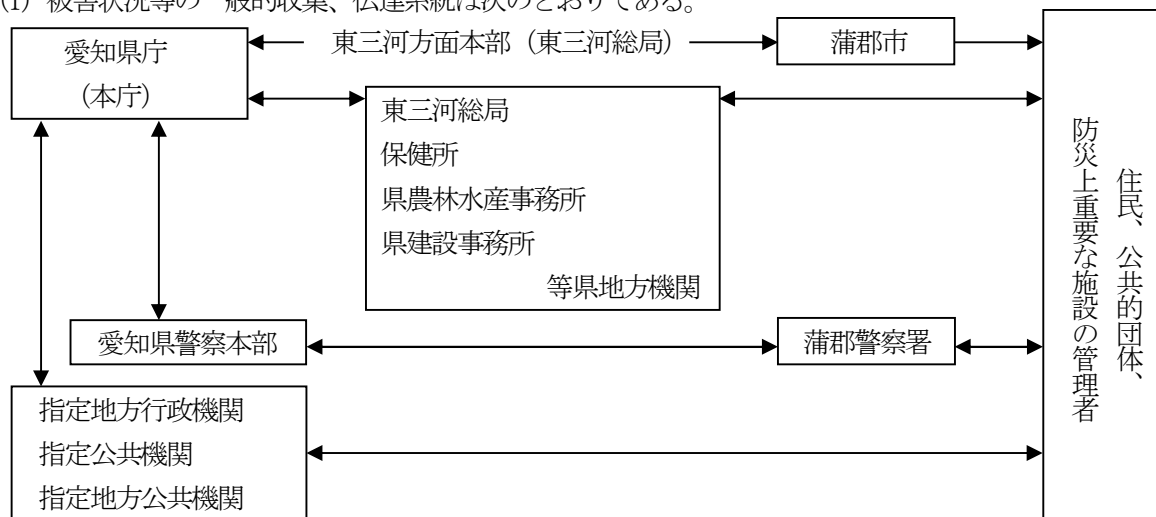
大規模な地震が発生し、甚大な被害が予想される場合、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部及び航空機を所有する各機関は次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察活動を実施し、その結果を災害対策本部災害情報センターに通報するものとする。

- (1) 災害発生場所、延焼の状況
- (2) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (3) 建築物の被害状況（概括）
- (4) 公共機関及び施設の被害状況
- (5) 港湾施設、船舶等の被害状況
- (6) 住民の動静
- (7) その他

なお、この上空偵察結果は必要に応じ、市に連絡するものとする。

4 被害状況等の一般的収集、伝達系統

- (1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。
- (3) 情報の収集伝達については、第2章「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。

(7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

5 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

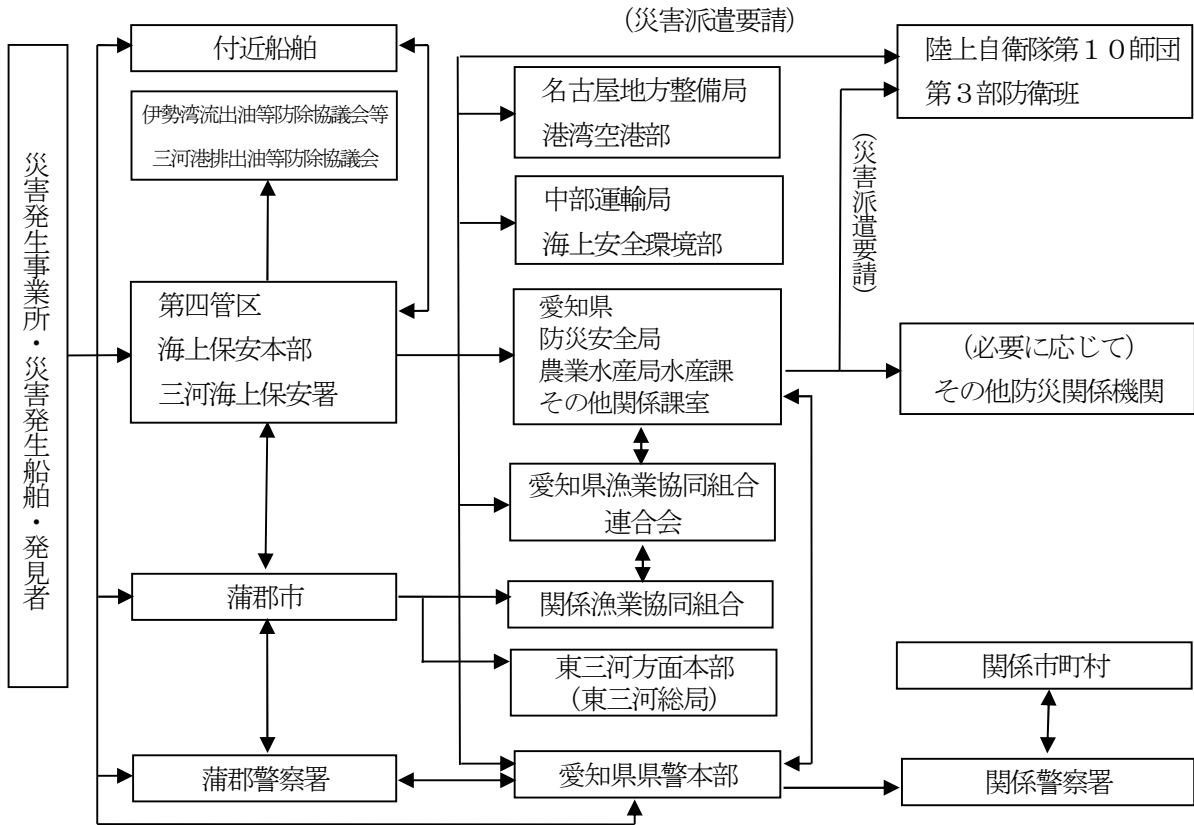
ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、国、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、市、県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統

大量排出油等の事故が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。



7 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。
なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。
また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。
- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

8 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

1 市、県及び防災関係機関における措置

- (1) 専用通信の使用
防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。
なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。
- (2) 防災相互通信用無線局の使用
市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。
- (3) 衛星通信施設の使用
市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。
- (4) 移動系無線局の使用
各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。
- (5) 非常通信
無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。
ア 非常通信の通信内容
(ア) 人命の救助に関するもの。

- (イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

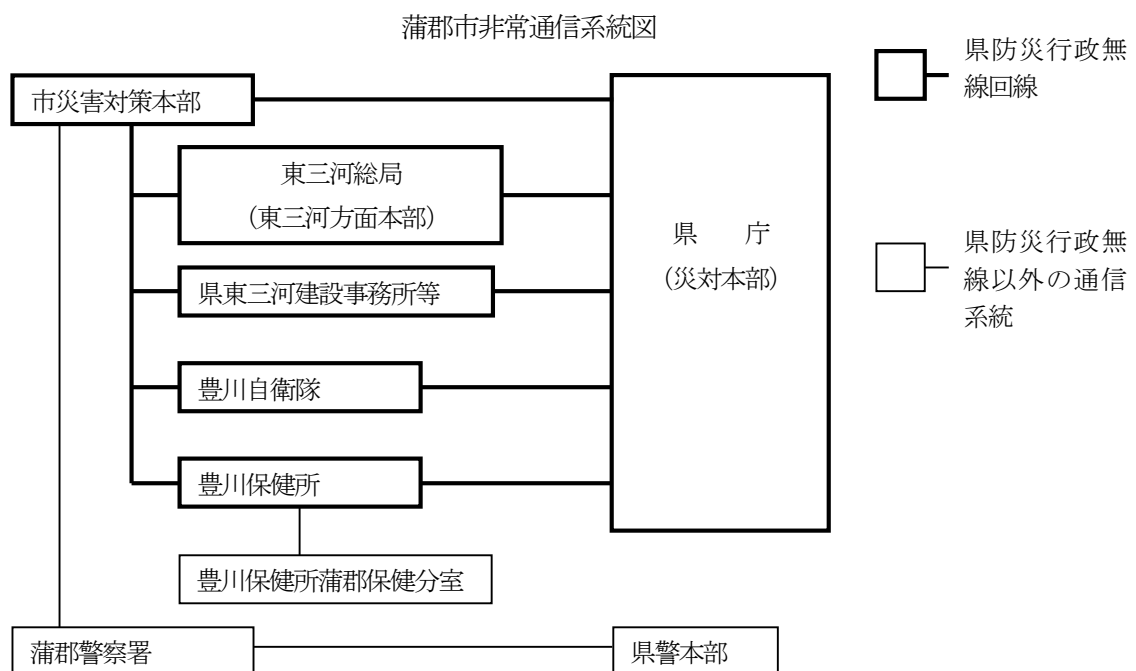
イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

なお、市災害対策本部から県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりである。



(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録さ

れた「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のために通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その使用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

市長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

2 県における措置

(1) 災害対策用指揮車等の使用

県は、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。

(2) 耐震通信施設の使用

県は、地上系通信施設が被災し通信に障害が生じた場合は、県庁及び東三河総合庁舎直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、衛星通信により災害情報の収集伝達を行う。

(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用

県は、内閣総理大臣官邸や内閣府（防災担当）、国の非常災害対策本部と県災害対策本部長や災害対策本部との間で開設した緊急連絡用回線（ホットライン）を使用して、迅速かつ円滑な情報の収集伝達を行う。

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力

する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 防災行政無線
 - ウ コミュニティFM やケーブルテレビの放送
 - エ Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
 - オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
 - カ 広報紙等の配布
 - キ 広報車の巡回
 - ク 掲示板への貼紙
 - ケ その他広報手段

4 広報内容

- (1) 広域災害広報
各機関（市を除く。）は、次の事項について広報を実施する。
 - ア 災害発生状況
 - イ 津波に関する情報
 - ウ 道路情報
 - エ 公共交通機関の状況
 - オ 電気・ガス・水道等公益事業施設状況
 - カ 給食・給水実施状況
 - キ 衣料・生活必需品等供給状況
 - ク 河川・港湾・橋梁等土木施設状況
 - ケ 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (2) 地域災害広報
市は、次の事項について広報を実施する。
 - ア 災害発生状況
 - イ 津波に関する状況
 - ウ 災害応急対策の状況
 - エ 交通状況
 - オ 給食・給水実施状況
 - カ 衣料・生活必需品等供給状況
 - キ 地域住民のとりべき措置
 - ク 避難の指示
 - ケ その他必要事項

5 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提

供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報伝達手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWeb サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

(ア) 災害関係記事又は番組

(イ) 災害関係の情報

(ウ) 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組

(エ) 関係機関の告知事項

第4章 応援協力・派遣要請

■基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 県における措置

(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70条、同法第74条の4）

知事は、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。

(2) 中部9県1市における応援要請

県は、中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、避難、救助等の対策を実施するために必要があると認めるときは、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、相互に応援を要請する。

(3) 全国都道府県における応援要請

県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」では避難、救助等の対策が十分実施できないため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

(4) 国(内閣総理大臣)に対する応援要請（災害対策基本法第74条の3）

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。

(5) 市に対する応援

ア 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、市に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(6) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

3 中部地方整備局における措置

(1) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）

中部地方整備局は、被災により、市及び市を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

4 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請

を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

5 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

6 経費の負担

- (1) 国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 県公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

2 県における措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。

(2) 海上保安庁への応援要請

ア 県は、災害の発生に際し必要な場合は、第四管区海上保安本部長に対して、応急措置の実施の要請を行うものとする。

イ 要請は、次の事項を明らかにした要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

(ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由

(イ) 応急措置を希望する期間

(ウ) 応急措置を希望する区域

(エ) 活動内容

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所の提供
- ③ 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

- ④ その他市及び県が行う災害応急対策の支援 等
- (オ) その他参考となるべき事項（使用可能岸壁等）
- ウ 応急措置に係る要請書、受入等については、第3節自衛隊の災害派遣に準じて行うものとする。

3 市の措置（緊急消防援助隊等）

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

- ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

(2) 海上保安庁の応援要請の依頼

- ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。
- イ 依頼は、2の(2)のイの事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。
また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

4 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。
- (2) 陸上自衛隊第10師団長等は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※ただし、県西部(尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多)の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

(5) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合はそれらの啓開または除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを利用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

(6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるとき、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

2 災害派遣要請者（県、第四管区海上保安本部、大阪航空局）における措置

- (1) 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

3 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
この場合において、市長は、その旨及び災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

災 害 派 遣 要 請 書 様 式 (用紙の大きさはA4縦使用)

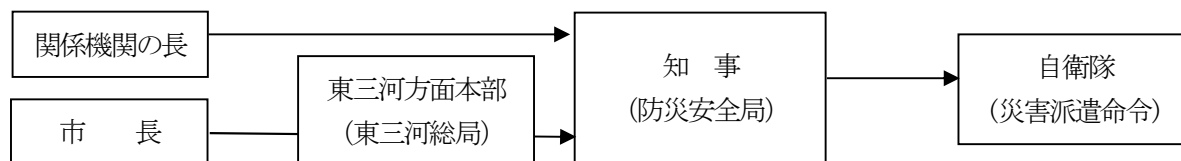
愛 知 県 知 事 殿 蒲 郡 市 長 部隊等の派遣要請書 災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。 記 1 災害の情况及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防輸送、防疫等） 4 その他参考となるべき事項 その他の細部については、〇〇〇〇において調整する。	発 簡 番 号 年 月 日

2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定型的な表現

災 害 派 遣 撤 収 要 請 書 様 式 (用紙の大きさはA4縦使用)

愛 知 県 知 事 殿 蒲 郡 市 長 災害派遣部隊撤収要請書 自衛隊災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤去されるよう要請します。	発 簡 番 号 年 月 日

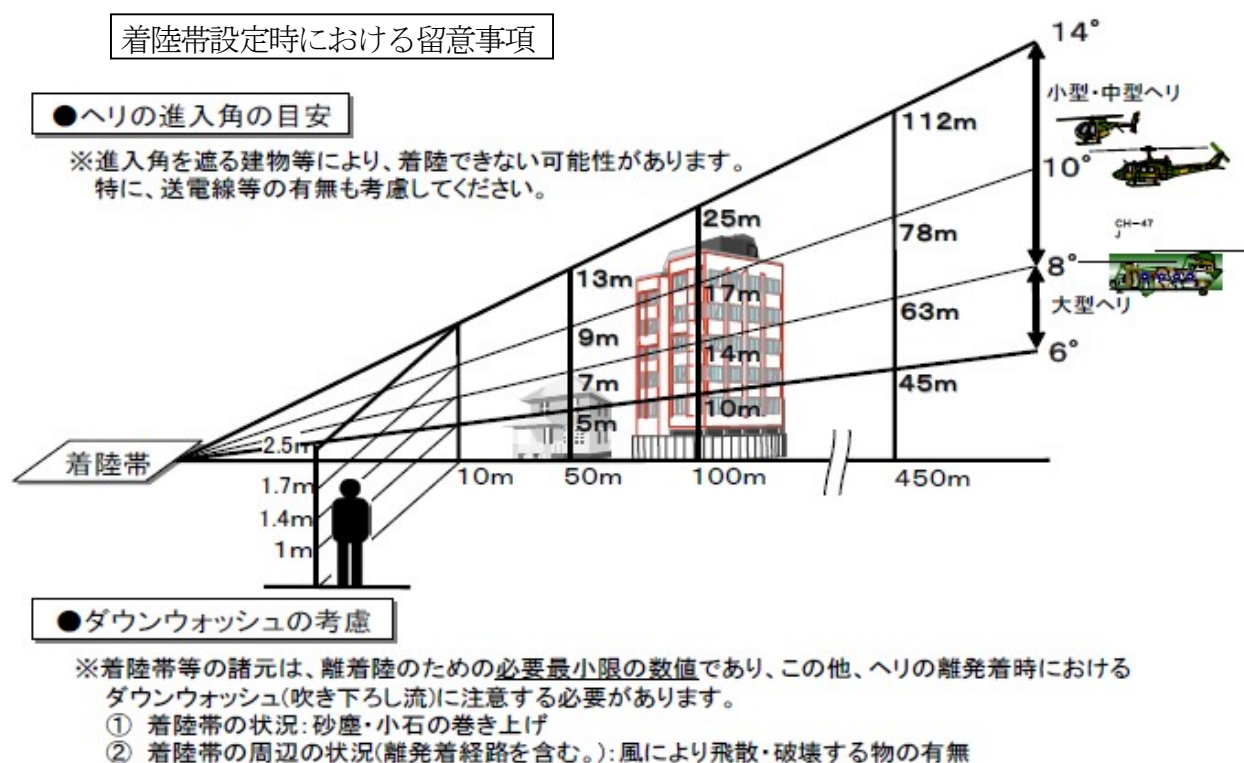
4 災害派遣要請等手続系統



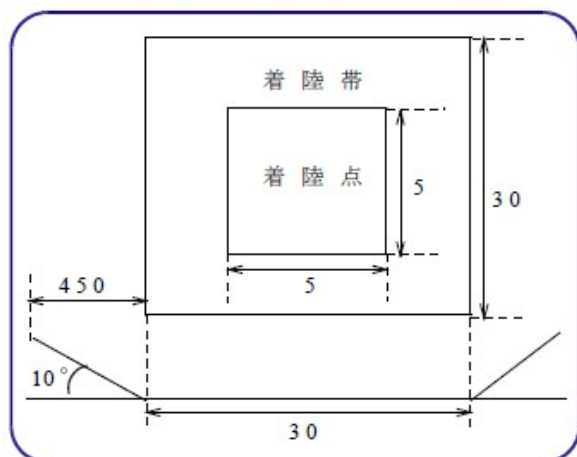
(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、東三河方面本部（東三河総局）へも連絡すること。

5 災害派遣部隊の受入れ

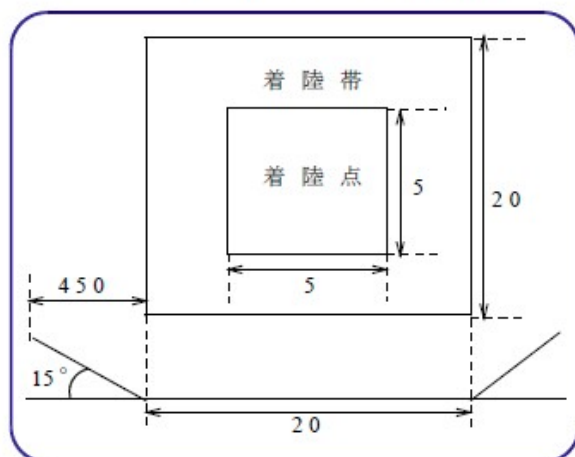
- (1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、市長に受入体制を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長市又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。
 - ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。
 - (ア) 事前の準備
 - a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
 - b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。



(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》

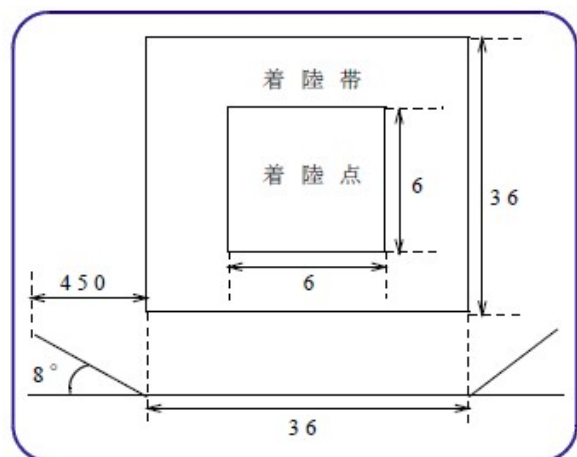


(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》

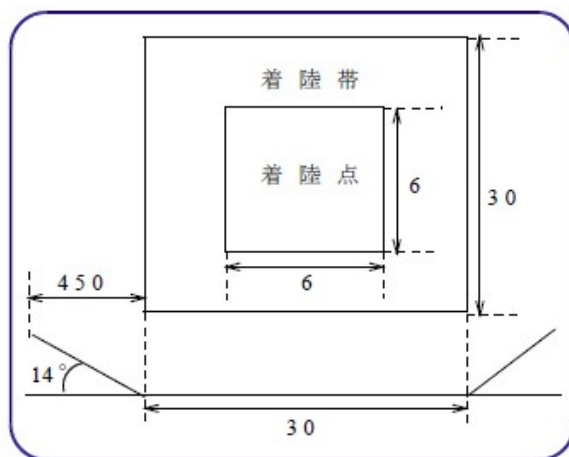


(単位: m)

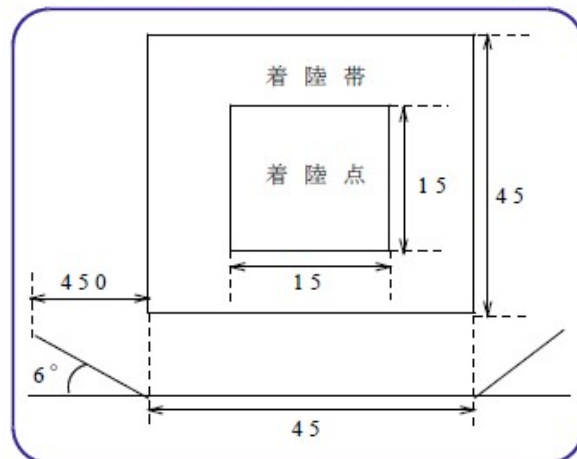
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》



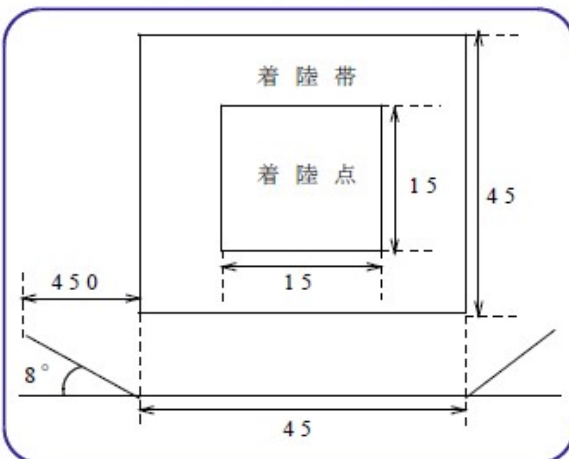
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》



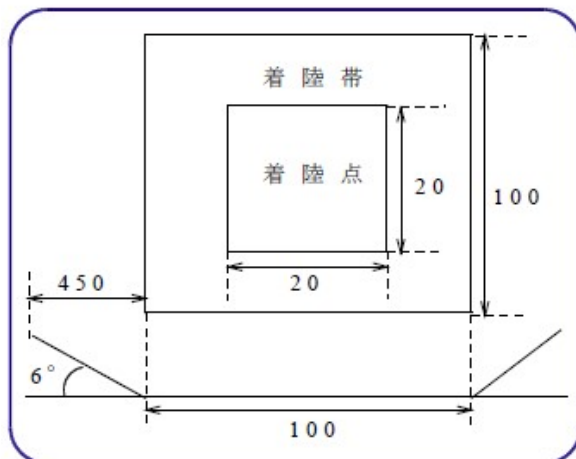
(c-1) 大型機 (UH-60J) の場合《標準》



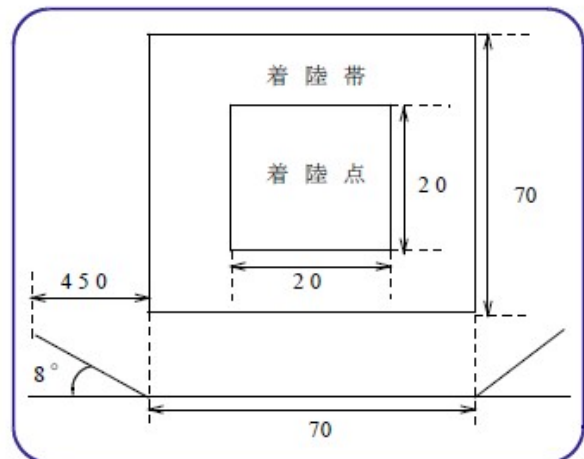
(c-2) 大型機 (UH-60J) の場合《応急》



(d-1) 大型機(CH-47及びV-107)の場合《標準》



(d-2) 大型機(CH-47及びV-107)の場合《応急》

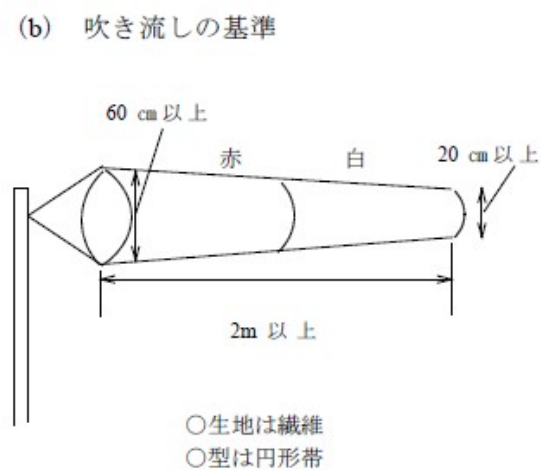
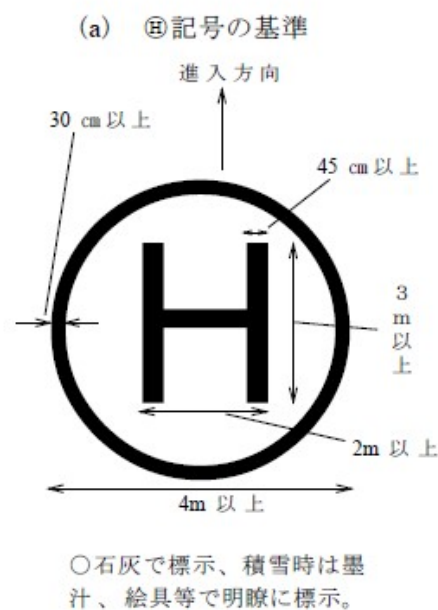


(単位：m)

(イ)受入時の準備

- 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又は圧雪を実施する。
- ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

H記号及び吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

1 市における措置

- (1) 市は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

2 県における措置

- (1) 県は、市ボランティアセンターを支援するため、広域ボランティア支援本部を設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) 広域ボランティア支援本部に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。
- (3) 広域ボランティア支援本部においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。

3 コーディネーターの役割

- (1) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
- ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - エ ボランティア関係団体と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

4 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

- (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体
日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会
- (2) その他のボランティア団体等
愛知県防災ボランティアグループ、蒲郡防災アマチュア無線クラブ、災害ボランティアネットがまごおり、蒲郡市ボランティア連絡協議会、高等学校、大学、その他各種団体、市外からのボランティア

第5節 防災活動拠点の確保等

1 市及び県における措置

- (1) 市、県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 防災活動拠点の確保等

市及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。

なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。

物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

表1 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体	市町村	県 及び 政令市	県 及び 政令市	県			
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の 規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			
役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所
要件	面積	1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上
	施設設備	できれば倉庫等	倉庫等 できれば宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万トン以上の船舶の係留施設	倉庫等

表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動すると際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

表3 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画

分類	機能
前進拠点	東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点
進出拠点	地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内等の拠点に一時集結する拠点
活動拠点	部隊が被災地において活動するに当たり、宿営等を行う拠点
広域物資拠点	非被災地域から物資を輸送する拠点

表4 本市における地区防災活動拠点

名称	蒲郡市公園グラウンド
所在地	蒲郡市形原町桶沢 27
施設管理者	蒲郡市教育委員会
有効面積	2.86ha

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

市、県及び防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

■基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 市は、県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 県警察における措置

- (1) 県警察は、市と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

3 県における措置

- (1) 県は、自ら救出の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 県は、市の実施する救出につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (3) 県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

4 県公安委員会における措置

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

- (1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管

領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

(2) 高速道路のサービスエリア等の使用

高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

6 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

7 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

8 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 海上における避難救出活動

1 第四管区海上保安本部における措置

(1) 第四管区海上保安本部は、災害を局限化し、二次災害の発生を防止するため、防災活動を迅速かつ的確に行う。

(2) 第四管区海上保安本部は、関係機関と緊密な連絡を保ち、各種情報の収集、伝達に万全を期するとともに、通信施設、船艇及び航空機の効率的かつ有機的な運用を図り、次の措置を講ずる。

ア 資材、人員等の輸送の場としての海上における船舶交通の安全を確保する。

イ 海上における被災者及び被災船舶の救助を行うとともに、必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、救助体制を強化する。

ウ 災害発生時の混乱、人心の動揺等による不測事態の発生に備え、海上における各種犯罪の予防、警戒等治安の維持を図る。

(3) 排出油等対策

ア 排出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。

イ 排出油等の拡散防止及び除去を行う。

ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒並びに船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講じ、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知する。

エ 災害発生船舶又は施設に対し災害局限措置の指示を行う。

(4) 船舶交通の安全確保対策

- ア 津波情報を迅速に収集し、かつ、その周知を図る。
- イ 津波により在港船が遭難するおそれがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告（港則法）、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。
- ウ 航路標識の流出、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。
- エ 水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路の調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措置を講ずる。
- オ 海上に流出した木材等の航路障害物について、当該所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

(5) 救難対策

- ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が排出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。
- イ 避難情報が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。
- ウ 第四管区海上保安本部は、市及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。また、傷病者、医師、その他援助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
- エ 自ら救出の実施が困難な場合、県、市、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(6) 治安対策

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種事犯の実態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。

2 関係機関における措置

関係機関は、第四管区海上保安本部と連携を図り、避難救出活動に協力する。

第3節 航空機の活用

1 航空機の運用調整

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。

(2) 参画機関

航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。

(3) 調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する「航空情報（ノータム）の発行」依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申

請に係る調整を行うものとする。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

2 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 市における措置

市長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

(2) 県及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

ア 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

- (ア) 被害状況調査等の情報収集活動
- (イ) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (ウ) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (エ) 火災防御活動
- (オ) 救急救助活動
- (カ) 臓器等搬送活動
- (キ) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

イ 災害発生等による出動

県域内において地震災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

ウ 市等の要請による出動

市長等から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

- (ア) 災害が隣接する市町等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。
- (イ) 要請のあった市の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- (ウ) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

エ 事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

オ 他の防災航空隊との連携

県は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

- (ア) 本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。
- (イ) 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

第6章 消防活動・危険性物質対策

■基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あげて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

第1節 消防活動

1 市における措置

- (1) 市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
- (2) 市は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生の規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (ア) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災防御計画の推進

(ア) 防御方針

- a 火災の発生が少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
- d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
- e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- f 高層建築物等大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。
- g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- h 火災、水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防御を優先する。

(イ) 重要対象物の指定

消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急対策及び応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、大規模地震時における重要対象物として指定する。

(ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。

(エ) 避難地・避難路

避難地は市決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(オ) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

(カ) 部隊運用要領

a 消防の組織

(a) 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。

(b) 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

b 消防隊の部隊運用要領

(a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御に当たる部隊運用を図る。

(キ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

2 消防団における措置活動

- (1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

ア 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ 消火活動

消防隊出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 消防隊の応援

消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

エ 救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

- (2) 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

第2節 危険物施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

3 県における措置

- (1) 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

- (2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、市、関係機関等へ連絡する。
また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施するものとする。

- (2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。
- (3) 地震防災体制の確立
- ア 防災組織の確立
- 地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。
- イ 情報の収集伝達
- 地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。
- また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。
- (4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止
- 大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。
- (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検
- 高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。
- (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策
- ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。
- イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。
- (7) 広報
- 地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

3 県における措置

- (1) 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、市、関係機関等へ連絡する。
- また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)の措置を実施するものとする。

- (2) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- (3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- (4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

3 県における措置

- (1) 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、市、関係機関等へ連絡する。
- また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
- (3) 市から事故処理剤の確保について要請を受けたときは、隣県及び国へ協力要請を行うなど積極的に支援する。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。
- 津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、市医療救護活動対策本部を設置し、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等の協力のもと、医療救護所を開設し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。
- (3) 初期においては、市医師会及び市民病院が連携を保ちながら臨機応急な医療活動に努める。
- (4) 必要に応じ、医療救護について自衛隊の派遣を知事に要請するものとする。
- (5) 市または市民病院は、医療救護班の派遣を受け入れる場合は、医療関係機関、消防署、警察等と連絡を密にし、災害現場等の割当て等の計画を速やかに樹立するものとする。
- (6) 大規模災害により多数の避難者が出た場合は、避難所等に救護所を設置し、医療救護班を派遣するとともに、巡回診療を実施し、避難民及び被災地域の住民の医療の確保を図る。

2 県における措置

- (1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整

ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関と共に医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。

イ 保健医療調整本部における医療情報収集

県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害、救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。

ウ 市、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報に収集に努め、これらの情報を市、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

エ 他市町村への応援指示

県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

オ 被災地における医療提供体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。

この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(2) DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等

ア DMATの派遣要請

県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 県域を越えた協力体制の確立

県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県県の県域を越えた協力体制を確立する。

なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）

(3) 救護班の派遣要請等

ア 救護班の派遣要請

県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。

イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請

(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等

ア 愛知DPATの派遣

（ア）県は、必要があると認めるときは、DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。

（イ）県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。

イ DPATの派遣要請

（ア）県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。

（イ）県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

(5) JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等

県は、必要があると認めるときは、国等に対しJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。

(6) SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置

ア 広域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治

療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。

イ 地域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、市や関係機関と協力して、SCUを設置する。

3 市医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 市医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては市医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、市医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

4 DMA T指定医療機関における措置

DMA T指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMA T）は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

5 日本赤十字社愛知県支部における措置

- (1) 日本赤十字社愛知県支部は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県及び救助実施市からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

6 県医師会における措置

- (1) 県医師会は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 県医師会は、県又は市の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム（JMA T）の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。
- (3) 県医師会は、保健医療調整会議への地区医師会の参画を調整する。
- (4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と保健医療調整本部への情報提供に努める。

7 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

8 医療救護班及びDPATの編成・派遣等

(1) 医療救護班

ア 医療救護班は、おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2名とする。

イ 県医師会、県病院協会、日本赤十字社、災害拠点病院、国、国立病院機構、県立病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。

ウ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づ

き最適な医療機関へ搬送する。

エ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえ検討し、整備しておくことを原則とする。

オ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。

カ 県独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、隣接県等へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。

(2) DPAT

ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。

イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。

9 救急搬送の実施

(1) 患者の搬送は、原則として市及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。

(2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。

(3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びSCUへ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。

(4) 本市の場合は、特に海上保安署、漁業協同組合等の協力を得て海上搬送の手段も有効に活用するものとする。

(5) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

(6) 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。

10 医薬品その他衛生材料の確保

(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

(2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。

圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。

(3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売卸業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。

(4) 県薬剤師会は、県又は市の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

(5) 県は、県内において医薬品等を調達できない場合は、隣接県及び国の協力を得て、調達する。

(6) 県は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。

(7) 県は災害の規模に応じ、医薬品等集積所を設置し、調達した医薬品等の保管・管理を行う。

(8) 県薬剤師会は、県の要請に基づき医薬品等集積所における医薬品等の保管・管理に協力する。

1.1 救護所の設置等

大規模災害により多数の避難者が出た場合は、避難所等に救護所を設置し、医療救護班を派遣するとともに、巡回診療を実施し、避難民及び被災地域の住民の医療の確保を図る。

1.2 血液製剤の確保

- (1) 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握する。
- (2) 県は、血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。
 - ア 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。
 - イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。
 - ウ 血液製剤の県内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、県外からの血液製剤の導入を図る。
- (3) 県は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。

県は県外から血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。

1.3 医薬品等の適正使用に関する活動

県薬剤師会は、県、市、県医師会及び県歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

1.4 医療機関等における活動の支援

県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関や医療救護班において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や医療救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。

1.5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

- (1) 防疫組織

市は、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。
- (2) 防疫活動
 - ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実

施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

2 県における措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

ア 県に保健医療調整本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。

イ 被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒

(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除

(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

(ア) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(3) 器具器材の整備

ア 市及び県の防疫用器具器材の保有状況を把握し、市からの借上要請に対応する。

イ 市からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。

ウ 必要に応じて、県内非災市町村や近隣県市を始めとする他の都道府県等から、器具器材及び薬剤を調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

県は、市、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(5) 臨時予防接種

県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市に行うよう指示する。

(6) 応援体制

ア 市を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、保健医療調整本部に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。

イ 県は、必要に応じて、近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

(7) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ 市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

3 栄養指導等

- (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

4 健康管理

- (1) 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

5 健康支援と心のケア

- (1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動
 - ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。
 - イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。
- (2) 長期避難者等への健康支援
 - ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。
 - イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。
- (3) 子供たちへの健康支援活動
 - ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
 - イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。
- (4) 職員等支援活動従事者の健康管理
 - 支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

6 避難所の生活衛生管理

市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

7 動物の保護

- (1) 県は、被災動物の保護及びを行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。
- (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

8 災害時健康危機管理の全体調整

- (1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。
- (2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

9 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣縣市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。
- (6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。
- (7) 県は、市からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、DPATを派遣する。
- (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。
- (9) 県は必要に応じて、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請するものとする。
- (10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

■基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート^{（注）}の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確保する。
- 市、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレート ^{（注）} を有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様		
初動対応	<table><tr><td>交通情報の収集</td><td>・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安</td></tr></table>	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安
交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安		

		全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・ 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（大震災発生直後）	・ 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・ 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 中部地方整備局における措置

- (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。
 - イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。
 - ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。
 - エ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保
 - ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
 - イ 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - ウ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
 - エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
 - オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
 - カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
 - キ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。
- (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。
- (4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。
- (5) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路（道路啓開ルート）の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。
- (6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整
 - ア 検討会の設置

中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。

- ※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。
- ※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

イ 検討会の開催

名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。

2 県における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市等から情報の収集に努める。
- イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。
- ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

- ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの齒ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
- イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- ウ ア～イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。
- エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
- オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
- キ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。
- ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

(4) 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

3 愛知県道路公社における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 道路施設の被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、管理隊及び緊急時協定業者により巡視点検を速やかに実施する。また、橋梁等の構造物については、必要に応じ緊急点検業者により詳細な点検を実施する。

イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。

ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 一般通行者に対する情報提供

一般通行者への情報提供は、道路情報板、道路パトロールカーの放送設備等で行う。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。

なお、津波被害発生時には、くしの齒ルートの道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(5) 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

4 市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、津波被害発生時には、くしの齒ルート of 道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時には、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

- ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいけない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 港湾・漁港施設対策

1 港湾・漁港管理者（市及び県）における措置

(1) 応急復旧活動

防潮壁・防潮水門に、き裂倒壊等が生じた場合、民間事業者団体等との協力体制に努め、当該施設の機能の保持、回復を図る。特に、局所的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重大な機能障害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。

(2) 輸送機能の確保

ア 耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図る。耐震強化岸壁に接続する緊急輸送道路に指定された臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。

また、輸送経路との連携を考慮したヘリポートとして利用可能な土地を確保する。

イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、臨港道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいけない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

市は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）

港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

(5) 航路啓開の実施

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

2 第四管区海上保安本部における措置

(1) 船舶交通の整理・指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

(3) 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、港湾・漁港管理者（県・市町・名古屋港管理組合）と連携しつつ、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(4) 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(5) 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3 木材等の航路障害物の除去

第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、緊密に連携し、海上に流出した木材等の航路障害物について、その所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

第4節 鉄道施設対策

1 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社における措置

大規模地震等が発生した場合、必要に応じて以下の措置を行うこととする。

- (1) 対策本部・復旧本部の設置及び非常参集要員の参集
- (2) 被災状況、運転状況等に関する情報の収集・伝達及び手段の確保
 - ア 関係行政機関等への発災後の状況報告
 - イ 報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供
 - ウ 旅客等への列車運行情報の提供
 - エ 地方防災会議、関係地方自治体への情報提供
- (3) 応急復旧活動の実施及び応急資機材の手配
- (4) 旅客の避難誘導
- (5) 自衛隊への救援要請

2 名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

(2) 緊急対応措置の実施

ア 乗務員関係

- (ア) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- (イ) 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
- (ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。

(エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

(ア) 地震等による異状を認めたときは列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

(イ) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

(ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。

(エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。

(オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。

ウ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

(3) 応急復旧活動の実施

ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

第5節 緊急輸送手段の確保

1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 市における措置

(1) 市は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

3 県における措置

(1) 県の各局は、あらかじめ定める大地震時における配車計画により配備態勢をしき、その結果を速やかに災害対策本部長に報告する。

(2) 各局は、それぞれの配車計画及び運用計画により所管の車両等を運用するものとするが、必要に応じて災害対策本部長が集中管理して運用する。

(3) 市から輸送手段の確保について、県に要請があった場合又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。

(4) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送及び一時保管等を要請する。

- (5) 知事は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

4 中部運輸局の措置

- (1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう協力要請を行うとともに、県の要請により車両等の調達調整を行う。
- (2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶等の調達のあっせんを行う。

5 港湾・漁港管理者の措置

緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、耐震強化岸壁などの係留施設及びその背後の荷さばき地、野積場の利用調整を図る。

6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

7 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申請を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合、緊急通行車両であることの確認については、第1節1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。
- (3) 緊急通行車両等の事前届出
市及び防災関係機関は、可能な限り、緊急通行車両等の事前届出を行い、災害時に速やかに確認事務が行われるようにする。

ア 事前届出の対象となる車両

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象となる車両は、同令第32条の2第2項において「災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の事項について行うものとされている。

- ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
- ・消防、水防その他の応急措置に関する事項

- ・被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - ・施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - ・清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - ・犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - ・緊急輸送の確保に関する事項
 - ・その他災害の発生の防衛または拡大の防止のための措置に関する事項
- (イ) 愛知県地域防災計画に基づく指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- イ 事前届出の申請
- (ア) 申請者
- 事前届出の申請者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
- (イ) 申請先
- 当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に申請する。
- (ウ) 申請書類
- 輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通とする。
- ウ 届出済証の交付等
- (ア) 届出済証の交付
- 愛知県公安委員会は、審査の結果、申請者に様式第1の緊急通行車両等事前届出済証を交付する。
- (イ) 届出済証の再交付
- 届出済証の交付を受けている者は、事前届出の内容に変更が生じ、または届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、若しく破損した場合は、速やかに再交付の申請をするものとする。
- (ウ) 届出済証の返還
- 届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、届出済証を返還しなければならない。
- (4) 緊急通行車両等の確認
- ア 届出済証の交付を受けている車両の確認
- 愛知県警察本部、蒲郡警察署または交通検問所に出頭し、届出済証を提示して確認を受けるものとする。
- 確認が下りると災害対策基本法施行規則別記様式第2の標章及び同規則別記様式第3の緊急通行車両確認証明書を交付される。
- イ 届出済証の交付を受けていない車両の確認
- 届出済証の交付を受けていない車両の確認申請は、別記様式第4の緊急通行車両等確認届出書に当該車両を使用して行う事務または業務の内容を疎明する書類を添えて、当該車両の輸送経路に関し、災対法第76条第1項に基づく通行の禁止または制限をしている場所を管轄する県の各緊急運行車両等確認事務担当部局または県公安委員会（警察本部、警察署または交通検問所）に提出して行う。

緊急通行車両等事前届出書
様式第1
緊急通行車両等事前届出済証

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 愛知県公安委員会 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。		地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 愛知県公安委員会	
番号標に標示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害 対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護の ための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた時に は、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問 所等に提出して所要の手続を受けてください。	
車両の用途（緊急車両を行う 車両にあつては、輸送人員ま たは品名）		2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅 失し、汚損し、若しくは破損した場合は、公安委員会（警 察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。	
住 所		3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。	
氏 名		(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。	
出 発 地		(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。	
(注) この事前届出書は1部作成して、該当車両を使用して行う業務の 内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄 する警察本部に提出してください。		(3) その他、緊急運行車両等としての必要性がなくなったとき。	

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式2

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年 月 日

15

21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、〔登録(車両)番号〕、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 愛知県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)			
使用者	住 所 (電話)	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別記様式第4 緊急通行車両等確認届出書

年 月 日	
緊急通行車両等確認届出書	
愛知県知事 殿 愛知県公安委員会 届出者住所 (電話) 氏 名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)	
使用者	住 所 (電話) 氏 名
	() 局 番
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	通 行 目 的 地
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第9章 浸水・津波対策

■基本方針

- 市、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊、ダムの緊急放流等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「市水防計画」に準拠した上で実施する。
- 津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波災害に対する応急対策を講ずる。
- 水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

第1節 浸水対策

市、県及び関係機関における措置

(1) 点検及び応急復旧

- ア 地震、津波が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川、海岸の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行うものとする。
- イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(2) 浸水対策資機材

- ア 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。
- イ 県は、市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため水防資機材を確保するものとし、市長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。

(3) 漏、溢水防止応急復旧活動

- ア 各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。
- イ 県は、市等から要請があった場合、可搬式ポンプの貸付けを行う。

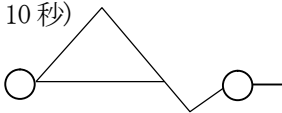
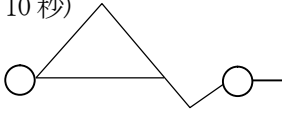
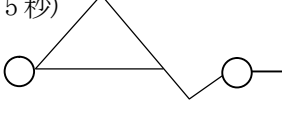
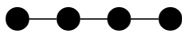
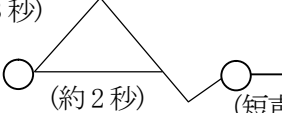
第2節 津波対策

1 市における措置

(1) 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等の市への伝達は、第3章「情報の収集・伝達・広報」に定めるところにより行われるが、市はこれらに基づき、市防災行政無線(同報系無線)、サイレン、半鐘等様々な手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

<参考：津波警報標識・大津波警報標識>

標識の種別	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報、津波警報 及び大津波警報解除 標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)  (約1分) (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 1 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

全国瞬時警報システム (J-ALERT) 放送

場 面	警 報 音	音 声 放 送
津波注意報	サイレン10秒吹鳴、 2秒休止	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。
津波警報	サイレン5秒吹鳴、 6秒休止×3回	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。
大津波警報	サイレン3秒吹鳴、 2秒休止×3回	大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。

(2) 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等

ア 市は、本計画に定めるところにより、災害対策本部の設置等の措置を講ずる。

イ 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市防災行政無線(同報系無線)、広報車等により避難情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。

ウ 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難の指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。

(3) 津波の自衛措置

津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため津波による被害が想定される市においては、(1)の情報伝達等がなくても強い地震(震度5程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

- ア 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。
- イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

2 県における措置

(1) 連絡調整及び広報

県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行うとともに、津波からの避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行う。

(2) 県が管理又は運営する施設に関する対策

県が管理する庁舎、施設など、不特定かつ多数の者が出入りする施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、津波警報等の伝達に努めるとともに、安全確保のため、庁舎、施設等から退避するよう誘導する。

また、その他の措置として、次の対策を講じるものとする。

- ア 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- イ 出火防止措置
- ウ 受水槽等への緊急貯水
- エ 消防用設備の点検、整備
- オ 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

3 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖（工事中の場合は中断等）措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

4 その他の措置

その他の津波災害に対する対策は、市、県及びその他の防災関係機関が、第1節「浸水対策」のほか、第3章「情報の伝達・収集・広報」、第5章「救出・救助対策」、第8章「交通の確保・緊急輸送対策」などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や市が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の

運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 県における措置

県は、市の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 県における措置

(1) 情報収集・支援体制の整備

市、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する。

(2) 広域調整・市に対する支援

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市を支援する。

また、市からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DCA T）を編成し、派遣する。

(3) 多言語による情報発信等

県国際交流協会と共同で大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、被災市町村の外国人相談対応等における、通訳及び翻訳の支援等を行う。

(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、市その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCA T）の編成・派遣については県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路

の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品の供給

■基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 県における措置

- (1) 市から要請があった場合、又は必要と認める場合には、応急給水の応援を行う。
- (2) 企業庁においては、市等に対して、可能な限り所要の給水量を確保する。

3 応急給水

- (1) 実施主体は、市であり、県はこれを応援する。
- (2) 市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (4) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	概ね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	概ね100m以内	配水支線等からの仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量 (約250)	概ね10m以内	仮配管からの各給水供用栓

- (5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

4 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他都市水道事業者等と締結した協定等により、適切な応援を要請する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
- (3) 県は、被害状況により、必要があると認めたときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- (4) 県の応援体制については「愛知県災害対策実施要綱」に定める事務分担による。
- (5) 県は、応急給水の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。
- (6) 県は、市への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。特に近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食品の供給

1 市における措置

- (1) 炊き出しその他による食品の供給
市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。
 - ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
 - イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
 - 第1段階 乾パン、ビスケットなど
 - 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
 - ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
 - エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
 - オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。
- (2) 他市町村又は県へ応援要求
備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

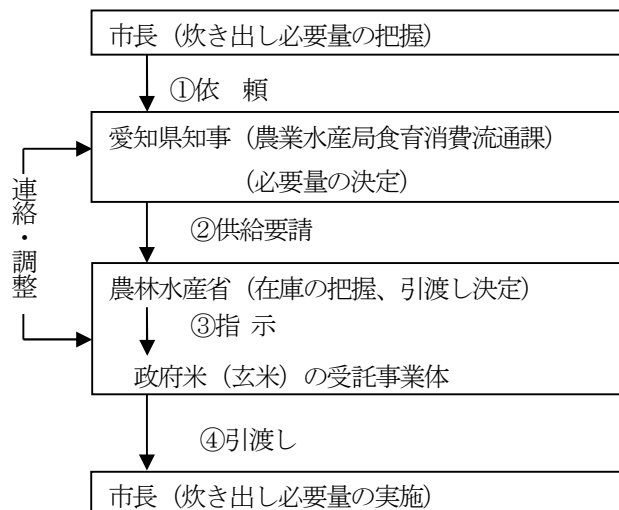
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。
- (3) 米穀の原料調達
 - ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



2 食品の応急供給

(1) 実施者

市（災害対策本部）は、災害が発生し、またはそのおそれがある場合において市長（災害対策本部長）が必要と認めるとき、被災者及び災害応急活動従事者等に対し食品の供給を実施する。

大規模災害により市が自ら実施できない場合は、愛知県、自衛隊等の協力により実施するものとする。

(2) 対象者

ア 避難場所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水等のため炊事ができない者

※ 床下浸水等であっても炊事道具等が流出し、あるいは土砂で埋まり炊事のできなくなった者は対象とする。

ウ 旅行者または一時的滞在者で、食料品の持ち合わせがなく調達できない者

エ 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品をそう失し持ち合わせのない者

オ 災害応急活動従事者（災害救助法の対象者とはならない。）

カ その他市長（災害対策本部長）が必要と認める者

(3) 供給品目

食料の供給品目は、原則として米穀とするが、状況により乾パンまたは麦製品とする。

(4) 供給基準量

ア 被災者に対し炊き出しによる給食を行う場合、1人当たりの供給量は、1食当たり精米200グラムとする。

イ 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う場合、1人当たりの供給量は、1日当たり精米400グラムとする。

ウ 上記(2)のオに対しては、1食当たり精米300グラムとする。

(5) 供給期間

災害救助法の適用を受ける場合の食料の供給期間は、災害の発生した日から7日以内とする。

期間を延長する必要がある場合は、知事に申し出て、内閣総理大臣の承認を得る必要がある。

その他の場合は、災害の状況等を考慮して市長（災害対策本部長）が必要と認める期間に限り供給する。

(6) 供給の方法

ア 備蓄食料による供給

食料の供給は、応急的措置として、乾パン、アルファ米、老人や乳幼児用として白かゆ、粉ミルクの備蓄食料をもって実施する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

イ 炊き出しによる給食

(ア) 炊き出しは、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。

(イ) 炊き出しは、市役所、給食センター、避難場所等において実施するが、その場では困難なときまたは適当な場所がないときは、米販登録業者、蒲郡精米事業協同組合等に依頼して実施する。

(ウ) 市役所及び給食センター以外における炊き出しは、地域住民、ボランティア等の協力を得て実施する。

ウ その他の方法

激甚な災害の場合は、県、他市町村等の協力を得て、仕出し弁当の製造業者等に依頼し、可能な限り食料の供給に支障のない体制を整備しておくものとする。

3 食料の調達方法

(1) 主要食料

ア 米穀の調達

小規模の災害については、あらかじめ協定を締結した愛知県米穀小売振興協議会蒲郡支部等から調達するものとする。大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。なお緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省に要請を行うことができる。

ただし、いずれの場合も、事後速やかに知事に調達量等の報告を行うものとする。

イ その他の主食の調達

生パンその他麦製品等の調達は、小規模の災害については、あらかじめ協定を締結した市内の販売業者等から調達するものとする。

大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、農協、生協等の全国組織が整備されている組合、販売業者等に依頼し、可能な限り調達するものとする。

ウ ミルクの調達

乳幼児等のミルクは、あらかじめ協定を締結した市内の小売業者等から調達するものとする。

大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、生協等の全国組織が整備されている組合、販売業者等に依頼し、可能な限り調達するものとする。

(2) 副食、調味料等

小規模の災害については、あらかじめ協定を締結した市内の販売業者等から調達するものとする。

大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、農協、生協等の全国組織が整備されている組

合、販売業者等に依頼し、可能な限り調達するものとする。

4 県における措置

- (1) 県は、被害状況の把握とともに、必要な食品の確保に努め、市等の要請に応じて迅速に食品（米穀等の主食、飲料水（ペットボトル）、副食品、調味料等）を輸送する。

なお、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する食品を確保し輸送する。

- (2) 輸送する食品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん

イ 他の地方公共団体、国等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

1 市における措置

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

- (2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 生活必需物資の応急供給

- (1) 実施者

市（災害対策本部）は、災害により日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需物資の供給を実施するものとする。

- (2) 対象者

ア 災害により全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水の住家被害を受けた者

イ 災害により被服、寝具その他生活必需品をそう失した者

ウ その他市長（災害対策本部長）が必要と認める者

- (3) 供給品目

衣料、寝具、ナプキン等生活するうえにおいて必要最小限のもの及び市長が必要と認めたものとする。

- (4) 給与または貸与の方法

生活必需物資の給与または貸与は、季節その他の状況に応じ、世帯構成員数、被害の程度等により、配給計画を立て世帯単位で行う。

救援物資の配布もまた同様とする。

(5) 給与または貸与の期間

災害救助法の適用を受ける場合の物資の給与または貸与の期間は、災害の発生した日から10日以内とする。

期間を延長する必要がある場合は、知事に申し出て、内閣総理大臣の承認を得る必要がある。

その他の場合は、災害の状況等を考慮して市長（災害対策本部長）が必要と認める期間に限り給与または貸与する。

(6) 生活必需物資の調達方法

ア 寝具

寝具は、原則毛布とし、可能な限り備蓄しておくものとするが、あらかじめ協定を締結した市内の販売業者等から調達するものとする。

大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、県または他市町村の協力により調達するものとする。

イ その他の生活必需物資

小規模の災害については、あらかじめ協定を締結した市内の販売業者等から調達するものとする。

大規模災害の場合で市内において調達が困難なときは、農協、生協等の全国組織が整備されている組合、販売業者等に依頼し、可能な限り調達するものとする。

3 県における措置

(1) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する生活必需品を確保し輸送する。

(2) 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん

イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

■基本方針

- 県は、被災後、市等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策

県における措置

(1) 環境汚染事故の把握

災害対策本部、市等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、県(環境局)が保有する各事業所の有害物質等の情報について市等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

(4) 人員、機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

第2節 地域安全対策

1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第13章 遺体の取扱い

■基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の搜索

1 市における措置

(1) 遺体の搜索

県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 県における措置

市の実施する遺体の搜索につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（最寄りの公共施設等最も適当な施設の利用、又は、公共施設等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師に依頼して遺体（医師の診療中に

死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 県における措置

(1) 必要物資等の確保

ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市等の要請に応じて迅速に調達あつせんの措置を講じる。

(2) 応援指示

市の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 検案の依頼

県警察と連携し、県医師会に検案の依頼を行う。

3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により、遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺等埋葬用品の設置

棺等埋葬用品を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。
さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 県における措置

(1) 必要機材等の確保

棺、骨つぼ等埋火葬に必要な資機材や要員、遺体搬送のための車両等の確保に努め、市からの要請に応じて調達あっせん等の措置を講じる。

(2) 応援指示

「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により、県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第14章 ライフライン施設等の応急対策

■基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

1 中部電力株式会社、株式会社JERAにおける措置

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

- a 火力設備
- b 超高压系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

- a 人命にかかわる病院
- b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

2 県における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社、サーラエナジー株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)

(2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 津波からの避難対策

ア 津波警報等が発表された場合、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。

また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市が指定する避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には、帰宅等を要請する。

イ 津波警報等が発表された場合は、着栈中のLNG船等に対し港外避難を要請する。

(4) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(5) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(6) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(7) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県L Pガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国L Pガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

地震後のL Pガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

水道事業者（市及び県）における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網及び支援連絡管からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ウ) 県の施設に大きな被害が発生し、市等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

ア 市は、施設の復旧が困難な場合は、蒲郡市上下水道工事協同組合及び水道協会へ応援を要請する。

イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指

示する。

ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

第4節 工業用水道施設対策

工業用水道事業者（県）における措置

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、二次災害の発生箇所もしくは発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

(2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業者の間で締結されている「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の事業体に応援の要請にあたる。また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続きの特例措置等を要請する。

(3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5節 下水道施設対策

下水道管理者（市及び県）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(2) 応援の要請

愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第6節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 西日本電信電話株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

(イ) 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

(ウ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

3 市、県及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。

特に、市、県、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害モードへの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等

に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

- (1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。
- (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。
- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第7節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じ、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

市、県及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第15章 住宅対策

■基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次被害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定

1 市における措置

- (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

- (2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 県における措置

- (1) 被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市の判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、1 (1) の実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

- (2) 判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮

設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 県における措置

県は地震災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、市が行う調査を支援する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市の要望事項
- (3) 住宅に関する市の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

市、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

- (1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

- (2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

- (3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

- (4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

- (5) 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市及び県における措置

県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方

法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、

①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた場合、市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に充分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するも

のとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 旅館等における一時使用

市は、大規模災害時において、生活の本拠を失い、居住の確保のできない被災者が応急仮設住宅への入居または自宅、その他の居住施設の確保ができるまでの一時使用として、「大規模災害時の復旧過程における宿泊施設の一時使用に関する協定書」に基づき、愛知県ホテル・旅館環境衛生同業組合蒲郡支部に対し、宿泊施設を提供するよう要請することができる。

3 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

2 県における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住処の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の期間

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

- a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすること

ができない者

- ｂ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 県における措置

県は、市から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第16章 学校における対策

■基本方針

- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

市、県及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあつては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

津波警報等は、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 私立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市、県及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエまでの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 県（教育委員会）における措置

(1) 他県に対する応援要求

県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は市教育委員会及び私立学校設置者（管理者）からの応援要求事項を実施することが困難な場合、他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設、教職員等につき応援を要求する。

(2) 他市町村教育委員会に対する応援指示

県教育委員会は、市教育委員会の実施する教育につき、特に必要があると認められるときは、他市町村教育委員会に応援するよう指示する。

3 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

4 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

市、県及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 県における措置

(1) 文部科学省等に対する応援要請

県は、県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

(2) 他市町村に対する応援の指示

県は、市の実施する教科書・学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 県における措置

(1) 県復興方針の策定

県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。

なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号。以下「復興法」という。)」第2条第1号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第9条に基づく県復興方針を定めることとなる。

(2) 県復興計画の策定

県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。

第2節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請(復興法第53条)

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請(地方自治法第252条の17)

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求(復興法第54条)

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

2 県における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

知事は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

知事は、内閣総理大臣に対し復興法第53条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 港湾災害復旧事業
 - ケ 漁港災害復旧事業
 - コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、市からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 県における措置

(1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施するものとする。

関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。

(2) 国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

(3) 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。

3 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 県警察における措置

- (1) 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想さ

れるため、暴力団等の動向把握を徹底する。

(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。

(3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。

2 市及び県における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

■基本方針

- 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

災害廃棄物処理対策

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

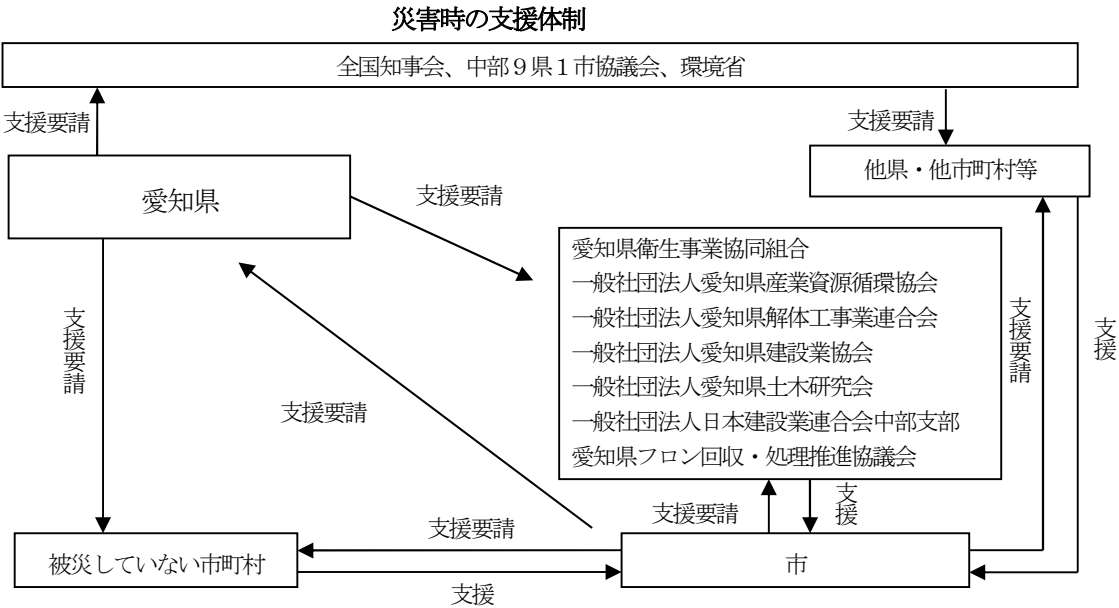
(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

市及び県等は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。



2 県における措置

(1) 連絡調整及び支援・協力の実施

県は、市から次の事項等について要請があった場合は、事業者団体との協定に基づき応援を要請するとともに、災害応援が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行う。

- ア し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬
- イ 災害廃棄物の撤去
- ウ 災害廃棄物の収集及び運搬
- エ 災害廃棄物の処分
- オ 被災地域で廃棄される冷凍空調機器等からのフロン類の回収

また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を確保するため、国、他県、市、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力を行う。

(2) 事業者に対する指導

県は、産業廃棄物の処理について、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。また、アスベスト含有廃棄物の処理について、飛散防止措置を講ずるよう指導する。

第4章 震災復興都市計画の決定手続き

■基本方針

- 市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

第1節 第一次建築制限

1 市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

2 県における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を組織し、市から申出のあった案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後14日を目標に建築基準法第84条に基づく建築制限区域として指定し、市に通知する。
- (3) 県は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

3 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又禁止することができる。更に一月を越えない範囲において期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市及び県は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

市及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

■基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付

1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 県における措置

(1) 市の支援

県は、災害による住家等の被害の程度を調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行う。

なお、市から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度を調査への応援協力を要請し、市の調査体制の強化を図る。

(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等

を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

2 県における措置

(1) 市への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

ア 地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は 500 万円以内、その他は 250 万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国 2/4、県 1/4、市 1/4)

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250 万円以内、その他は 125 万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国 2/4、県 1/4、市 1/4)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国 2/3、県 1/3)

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

2 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市に寄託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

地震災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の 1/2 は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は

必要により県、市に寄託する。

第4節 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

(2) 金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。
- b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 証券会社等への措置

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

- (イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。
 - (ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。
 - (エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。
 - (オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。
- エ 電子債権記録機関への措置
- (ア) 取引停止処分、休日営業等に関する措置
災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。
 - (イ) 営業停止等における対応に関する措置
営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (3) 損傷銀行券等の引換
損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。
 - (4) 相談窓口の設置
国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。また、広く被災者等からの金融相談を受け付ける。
 - (5) 国庫事務の運営
国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 県における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

3 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

第5節 住宅等対策

1 市における措置

- (1) 災害公営住宅の建設
自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。
- (2) 相談窓口の設置
相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 県における措置

- (1) 災害公営住宅の建設
被害が甚大で市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設するものとする。
なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するな

ど必要な措置を講ずる。

(2) 相談業務の支援

市が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について市へ情報提供を行うものとする。

また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行うものとする。

3 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第6節 労働者対策

1 愛知労働局における措置

(1) 相談窓口の設置

通院していた病院が倒壊等の被害に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

(2) 事業主への監督指導等

ア 危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

イ 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。

(3) 労災病院等への要請

被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。

(4) 労災補償の給付

被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

(5) 職業のあっせん

ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。

イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。

(6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給

激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業す

るに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

(7) 暴力団等における不正受給の防止

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

2 県における措置

(1) 相談窓口の設置

事業所の被災状況を把握するとともに、被災離職者からの相談に対して迅速に対応できる窓口を設置する。相談に当たっては、愛知労働局等が設置する相談窓口等との連携を図る。

(2) 就業促進

雇用を維持する事業主への支援策や、臨時的な雇用創出策等を検討し、必要に応じて実施する。
また、被災離職者に対する適切な職業訓練を実施して再就職に対する取組を支援する。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

■基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

2 県における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

(4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

2 県における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

■基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、市、県、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、市災害対策本部（本部事務局対応）を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等、地震情報等の伝達」を参照。）

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、市災害対策本部（本部事務局対応）を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等、地震情報等の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域につい

て、避難指示等により事前の避難を促す。

市及び県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）

5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、

県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定

め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 県は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 海上

ア 第四管区海上保安本部（事務所を含む。）及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

(3) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

9 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は、おおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

②入場者等の安全確保のための退避等の措置

③施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④出火防止措置

⑤水、食料等の備蓄

⑥消防用設備の点検、整備

- ⑦非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ⑧各施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

- ①病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置を定めることとする。

- ②市立学校にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。

- (7) 児童・生徒等に対する保護の方法

- (4) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

- ③社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。

- (7) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

- (4) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 公共土木施設等

- ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めるものとする。

- イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定めることとする。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

10 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

11 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCEは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、市災害対策本部（本部事務局対応）を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等、地震情報等の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

(参考 南海トラフ地震に関連する情報)

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

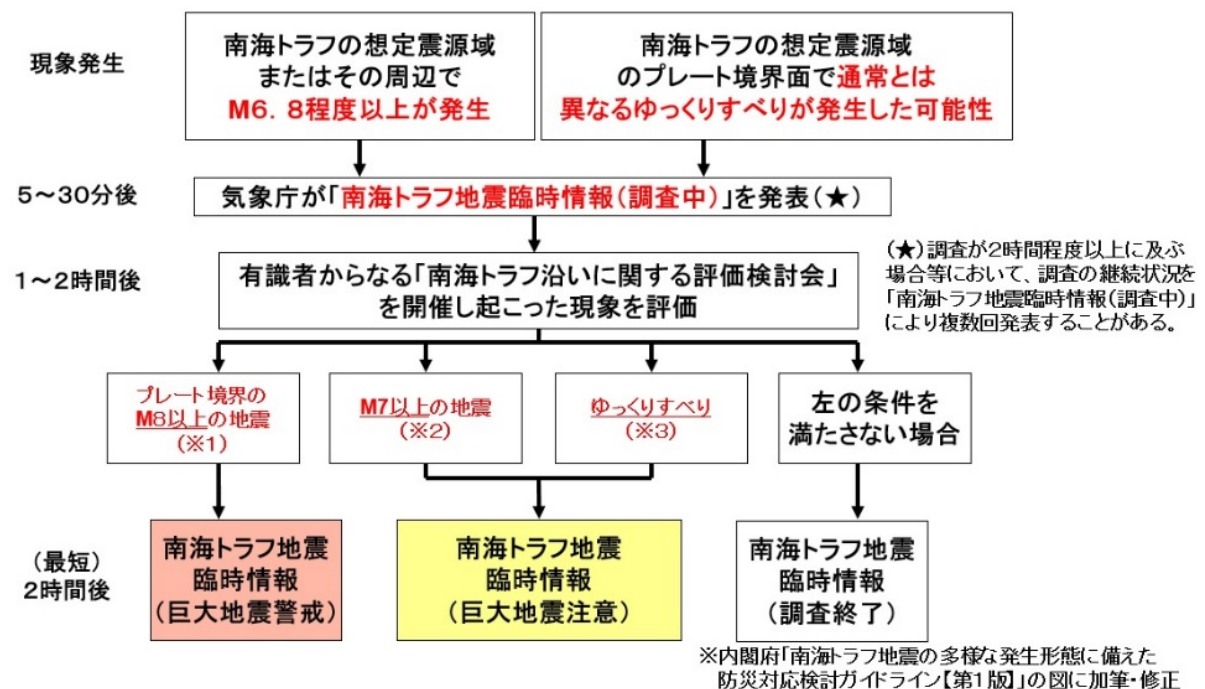
「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくり滑りが観測された場合（ゆっくりすべりケース）
- ※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

別紙 東海地震に関する事前対策

別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、第3編「災害応急対策」に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

〔教育に関する事項〕

県における措置

第2編第12章第3節2で定める事項に加え、次の事項を教育する。

- (1) 東海地震の予知に関する知識
- (2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこ

れに基づく措置の内容

- (3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

中部運輸局における措置

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう、次により事前に自動車運送事業に従事する者に対する教育を徹底するものとする。

- (1) 講習会を媒体とした教育
運行管理者講習
- (2) 広報誌を媒体とした教育
交通関係団体の広報誌

〔広報に関する事項〕

市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

- (1) 防災意識の啓発

県は、警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、第2編第12章第2節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する知識

イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、第2編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

- (3) 自動車運転者に対する広報

市、県及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

- (4) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第2編第12章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2節 東海地震に関連する情報

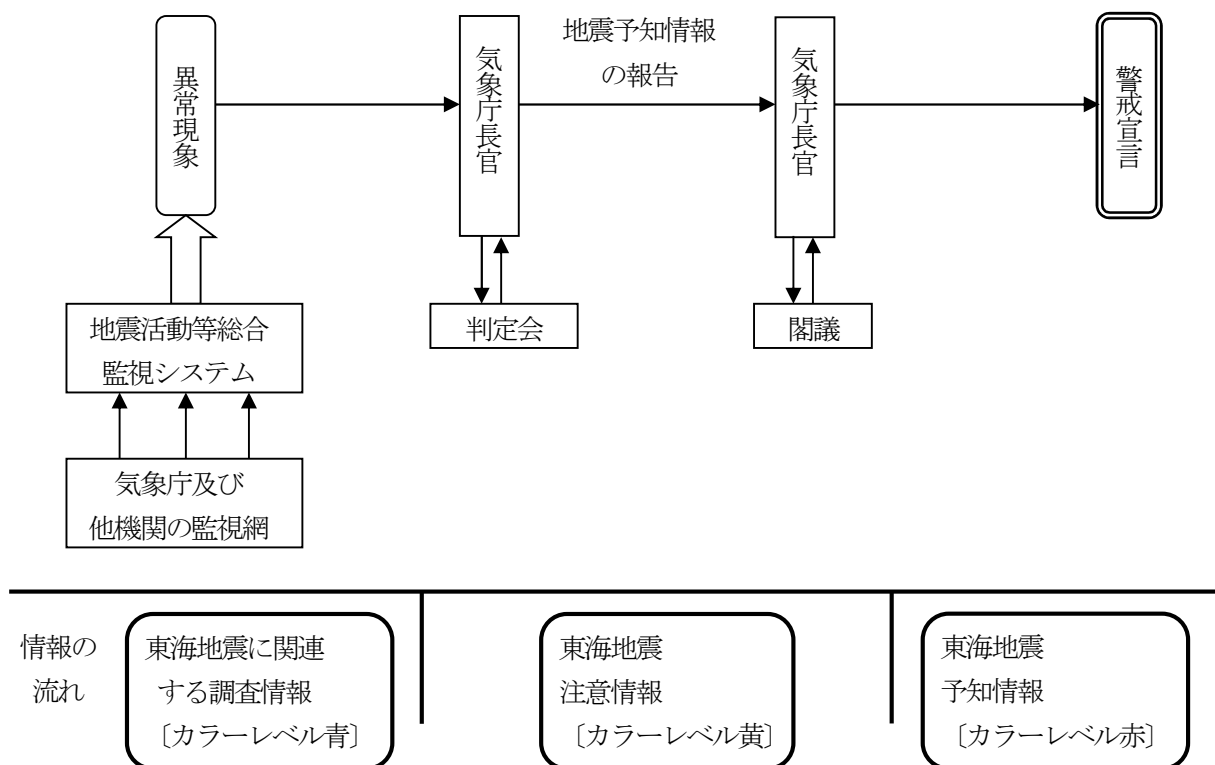
1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等	防災対応
東海地震 予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。	警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震 注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。	準備行動の実施 市民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 定例 毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	情報収集連絡体制

2 警戒宣言発令までの流れ



第2章 地震災害警戒本部の設置等

■基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、県及び強化地域である本市は地震災害警戒本部を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

第1節 地震災害警戒本部の設置等

1 市における措置

(1) 市地震災害警戒本部の設置等

ア 市長は、警戒宣言が発せられた場合は直ちに蒲郡市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置するものとし、災害対策基本法第23条第1項に基づく災害対策本部が設置された場合は、市警戒本部は自動的に廃止される。

イ また、大震法第9条第3項に基づく警戒宣言解除があったときは、市警戒本部を速やかに廃止するものとする。

(2) 市警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令、蒲郡市地震災害警戒本部条例及び蒲郡市地震災害警戒本部要綱の定めるところによる。

(3) 地震防災対策要員の参集等

市長は、次に定めるところにより、市職員に参集を命ずるものとする。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

蒲郡市地震災害警戒本部要綱に定める本部長（市長）始め部長職以上及び危機管理課職員（他の職員は全員待機）による。

イ 東海地震注意情報の発表に伴い地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知を受けたときまたは東海地震注意情報の報道に接した場合

蒲郡市地震災害警戒本部要綱に定める第2非常配備による。

ウ 警戒宣言発令に伴い地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知を受けた場合または警戒宣言発令の報道に接した場合

蒲郡市地震災害警戒本部要綱に定める第3非常配備による。

(4) 非常配備態勢については、蒲郡市地震災害警戒本部要綱による。

(5) 職員は、各部課が定める非常招集伝達網による。

ただし、通信の途絶等により連絡不可能の場合は自発的に登庁しなければならない。

また、職員は東海地震に関する情報が発表された場合は、常時連絡の取れる状態を保ち、いつでも参

集に応じられるよう努めることとする。

2 県における措置

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部を設置する。
- (2) 知事は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）を設置する。
- (3) 県の地震防災応急対策要員の参集

知事は、次のとおり県職員に参集を命ずるものとする。ただし、県警察については、警察本部長が別に定めるところによる。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された時

第2非常配備（警戒体制）

イ 東海地震注意情報が発表された時又は警戒宣言が発せられた時

第3非常配備

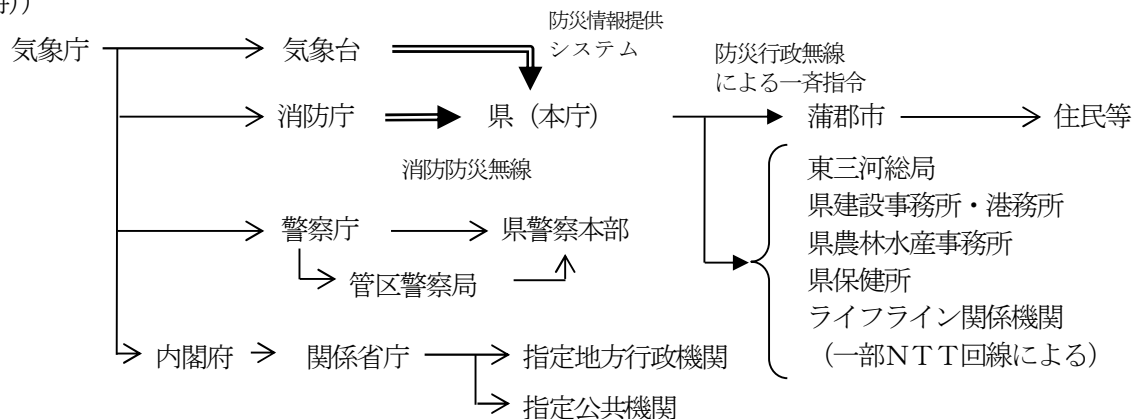
3 その他の防災関係機関における措置

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、県内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

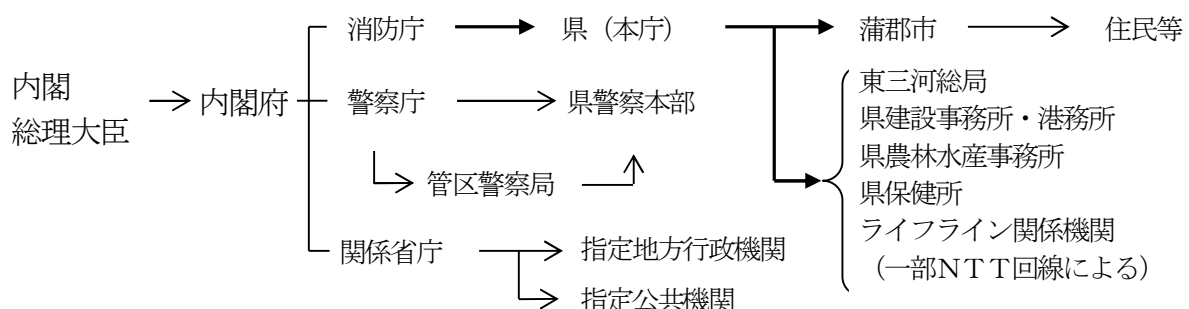
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

1 警戒宣言等の伝達系統

- (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



- (2) 警戒宣言



2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、第3編第3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

3 市及び県の内部伝達、住民等への伝達

- (1) 県の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、防災行政無線等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達・動員方法については、愛知県災害対策実施要綱に定めるところによる。
- (2) 市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。

ただし、通信の途絶等により連絡不可能の場合は自発的に登庁しなければならない。

〔東海地震注意情報が発表されたときの市民に対する呼びかけ例文〕

市民の皆さま、本日、〇時〇分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。

これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、市においては、職員の緊急参集と地震災害警戒本部開設準備室の設置を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。

市民の皆さまにあつては、今後の情報に十分注意しつつ、市や県からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動してください。

当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。

また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応していただきますようお願いいたします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力お願いいたします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。

警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めに帰宅に心がけていただきますようお願いいたします。

また、警戒宣言が発せられると、津波、がけ崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願ひします。

〔内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文〕

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。

また、太平洋沿岸の広い地域に津波の来襲が予想され、また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

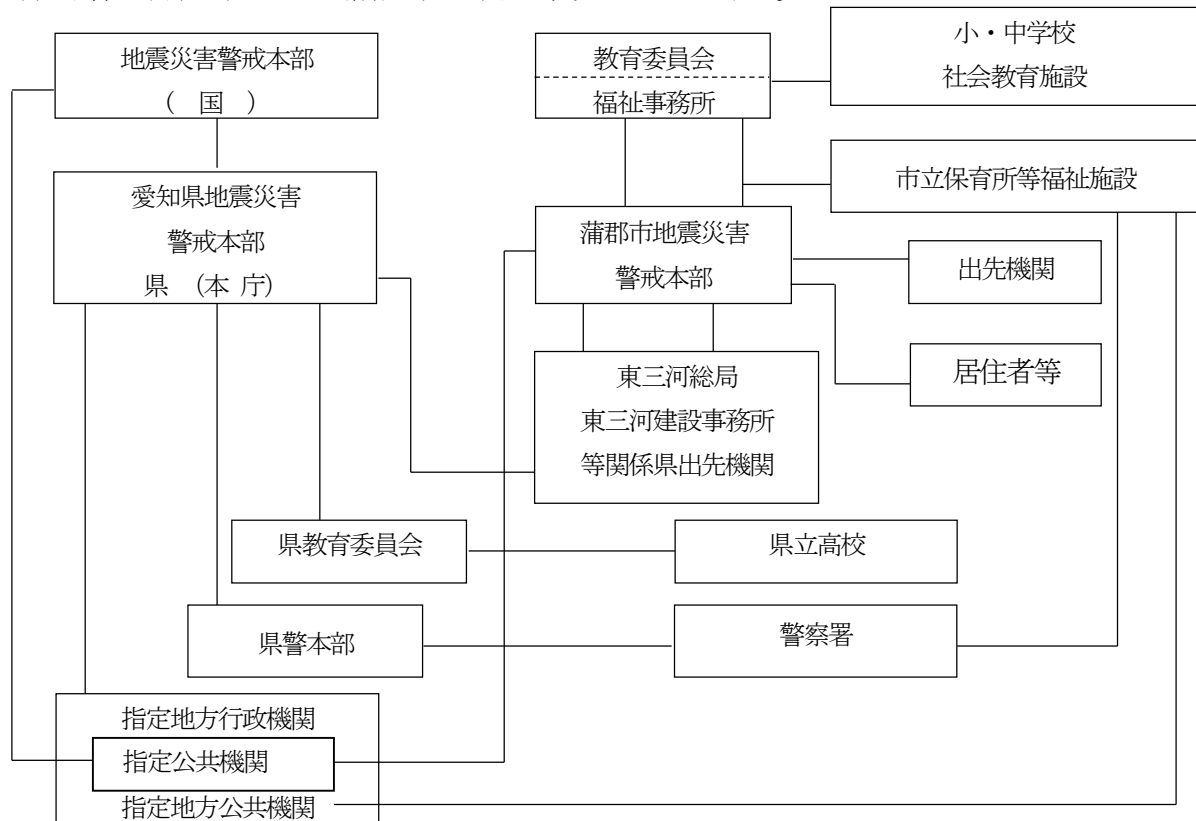
地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

地震、津波、崖崩れなど、避難が必要となる場合があるので自治体の指示に従って行動してください。
なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。
地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官及び防災担当大臣に説明させますので、テレビ、ラジオに注意してください。

年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

(3) 市警戒本部を中心とした情報の伝達系統は、次のとおりとする。



4 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

1 広報内容

広報を行う必要のある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に市内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長からの市民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報

- (7) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所または住民に周知すべき事項

[市長から市民への呼びかけ例文]

市民の皆さん、蒲郡市長の〇〇〇〇です。
内閣総理大臣は、東海地震の警戒宣言を発しました。
この地震が発生すると、市内では、かなり強い地震が予想されます。
十分警戒してください。
市では、警戒態勢に入り、防災対策に全力をあげています。
市民の皆さんも、地震に備えてください。
火の使用、自動車の使用、危険な作業は、自粛してください。
消火の準備、飲料水など、必要な水を確保してください。
皆さんの落ち着いた行動が大切です。
デマに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け必要な時は、市職員、警察官、消防職員の指示に従い、秩序正しく行動してください。
市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切ります。
防災関係機関の皆さんも、万全の対策をお願いします。

[市長から市民への呼びかけ例文 (英語)]

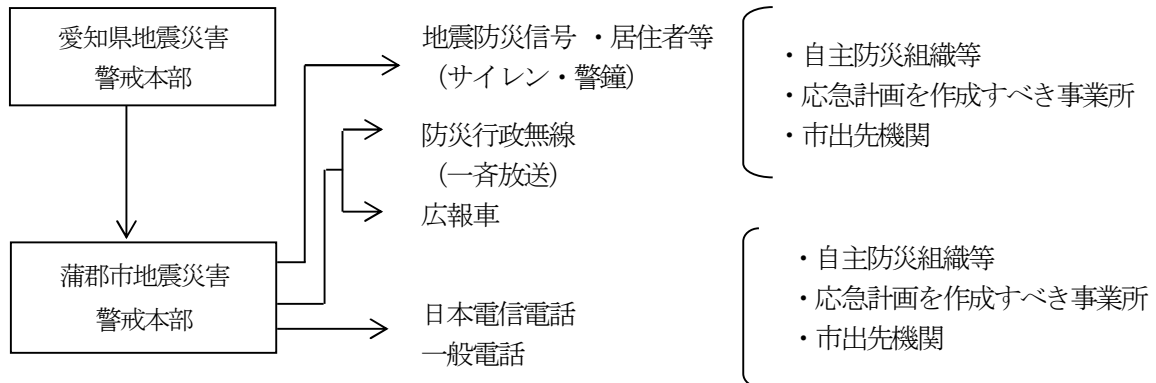
Ladies and Gentlemen: I am 〇〇〇〇, Mayor of Gamagori-City.
As you are already aware, the Prime Minister issued a warning at 〇〇:〇〇 this (morning/afternoon/evening) regarding the likely Occurrence of a major earthquake in this area. Should this earthquake occur, it is expected that Gamagori would be hit with vibrations of up to 〇 or 〇 degrees.
All the Gamagori-City employees have made enormous efforts towards disaster prevention and emergency relief schemes, and I now ask all of you for your attention as I explain the following procedures for when an earthquake occurs.
Firstly, please refrain from using an open flame, using private vehicles or engaging in dangerous works. Next, if at all possible, prepare a supply of water for drinking and fire-fighting purpose.
In addition, it is essential that everyone remains calm.
Listen for correct and up-to-date news broadcast, and do not be mislead by rumors and unofficial reports.
If you are assisting with emergency relief operations, please obey the city officers, the police and the fire brigade.
I am certain that, with individual strength and co-operation of citizens of Gamagori we can cope with this emergency situation should it arise.
Finally, I encourage all the people directly involved in the emergency relief operations to give your utmost effort and carry out your duties diligently.
Thank you for your co-operation.

2 広報手段等

広報は、防災行政無線、地震防災信号、広報車または自主防災組織等を通じて次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報

手段を活用して行う。



3 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

4 県における措置

(1) 問い合わせ窓口等の体制整備

住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

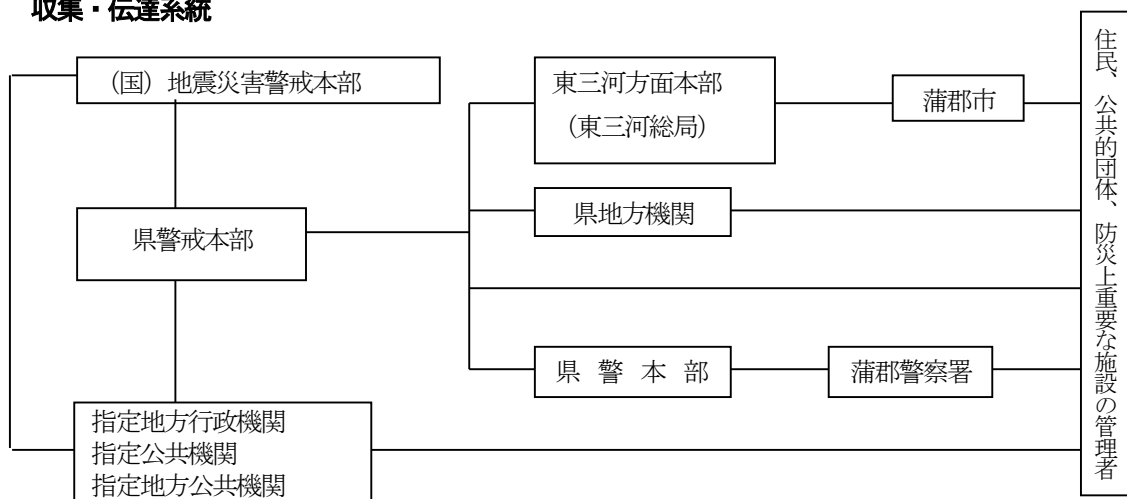
(2) 報道機関への放送依頼

知事は、警戒宣言が発せられた場合、日本放送協会名古屋放送局については「災害時における放送要請に関する協定」により、また民間放送各社については「災害時の放送に関する協定」により、県庁と放送局を結ぶ無線ホットライン等を通じて警戒宣言の内容、市民がとるべき措置等の放送を依頼するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合においても、必要に応じて報道機関に対して広報に関する協力を求めるものとする。

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統



2 報告事項・時期

(1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式1）」

により県に報告する。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- ① 東海地震予知情報の伝達（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
- ② 地域住民の避難状況（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ③ 消防・浸水対策活動（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ④ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑤ 施設・設備の整備及び点検（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑥ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑦ 食糧、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑧ 緊急輸送の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑨ 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：1 設置、2 準備中、3 未設置）
- ⑩ 対策要員の確保（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）

（様式1）

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送 信 者		受 信 者		送 受 信 時 間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊 急 応 急 対 策 等	実 施 状 況 等 (該当する番号に○をつけること)		
① 地震予知情報の伝達	1 完 了	2 半数以上	3 半数未満
② 地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
③ 消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
④ 応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑤ 施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑥ 犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑦ 食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑧ 緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑨ 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩ 対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備 考			

(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- ① 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- ② 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- ③ 東海地震予知情報の伝達、避難指示
- ④ 消防、水防その他応急措置
- ⑤ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- ⑥ 施設・設備の整備及び点検
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
- ⑧ 緊急輸送の確保
- ⑨ 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- ⑩ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

- ①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。
 - ②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
 - ③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。
- (3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

(様式2)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送 信 者		受 信 者		送 受 信 時 間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難状況	① 避難の経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	② 避難の完了	避 難 場 所 名	避難人数・ 要 救 護 人 数	救護、保護等に必要な措置等
地震防災応急対策	③	地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備 考		

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配等

■基本方針

- 市及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報に基づいて政府が準備行動等を行う旨の意志決定を行った場合は、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保

1 市における措置

市は、東海地震注意情報が発せられた場合には、地震発生後の被災者救護のために、必要な食糧、生活必需品及び医薬品等の備蓄を図るものとする。

これに要する人員体制は、蒲郡市地震災害警戒本部要綱の定めるところによるものとする。

(1) 食糧の確保

食糧の確保を図るため、市が保有する災害用備蓄物資の放出措置を執るとともに、あらかじめ協定を締結した市内の販売業者等から食糧と合わせて調味料、副食物、食器類及び調理器具等の在庫物資の供給確保に努めるものとする。

なお、市内において調達が困難なときは、農協・生協等の全国組織が整備されている組合、販売業者に依頼するとともに、県・日本赤十字社愛知県支部・近隣市町村等に対して協力を要請し、物資の供給確保に努めるものとする。

(注) 食糧：米、乾パン、かん詰類、乳児用ミルク、クラッカー等

副食物：漬物、かん詰類等

調味料：塩、醤油、味噌等

食器類：ガス調理器、鍋釜、はし、食器、コップ、哺乳瓶等

災害備蓄場所

保管場所	小学校(13校)、中学校(7校)、蒲郡東高等学校、蒲郡高等学校、愛知工科大学、形原防災倉庫、三谷防災倉庫、市役所北棟倉庫、西部防災センター、生きがいセンター、勤労福祉会館、蒲郡眺海園、形原眺海園、五井眺海園、三谷デイサービスセンター、大塚デイサービスセンター、つつじ寮、わくわくワーク大塚、アットホーム、アットホーム三谷、みらいあ、五井の里

(2) 生活必需品の確保

市は、地震が発生した場合に備え、日常生活に欠くことのできない寝具、その他の生活必需品の備蓄を図るものとする。

また、あらかじめ協定を締結した市内の販売業者及び農協・生協等の全国組織が整備されている組合、販売業者に依頼し、在庫物資の供給確保に努めるとともに生活必需品を扱うスーパーマーケット・小売店舗等については、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう要請し、更に県・日本赤十字社愛知県支部・近隣市町村等に備蓄品の供与または貸与を要請するものとする。

(注) 生活必需品：毛布、衣類、洗面具、タオル、チリ紙、洗剤、懐中電灯、燃料等

(3) 医薬品等の確保

市は、発災に備え医薬品等を平常医療用とあわせ発災後の医療活動用として備蓄に努めるものとする。

なお、市内で医薬品等の供給確保が困難な場合は、県・日本赤十字社愛知県支部等に備蓄品の放出を

要請するものとする。

(注) 応急医薬品：包帯、ガーゼ、救急用絆創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、鎮静剤、三角布等

2 県における措置

(1) 主要食糧の確保

ア 米穀

警戒宣言が発せられた場合、県は東海農政局（生産部）と密接な連絡をとり、県内各地に対する米穀の確保を行うものとする。

通常、各地における米穀の在庫状況からみて、当面の必要量は各地域内で確保が可能であるが、状況によって周辺市町村及び県内各地域の備蓄をもとに、確保体制をとるものとする。

イ パン、副食品等の確保

県は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても、関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。

ウ 応急的な食料品の確保

県は、災害救助法に基づく応急的な食料品を確保するための体制をとるものとする。

(2) 医薬品等の確保

県は、市等から血液、医薬品、医療機器及び衛生材料の要請があった場合に備え、関係団体に協力要請するとともに、県下の在庫状況の把握に努め、供給体制の確保を図る。

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、応急仮設住宅の建設のため一般社団法人プレハブ建築協会始め3団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め13団体及び住宅相談のため独立行政法人住宅金融支援機構に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。

3 愛知県赤十字血液センターにおける措置

日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 市における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

市は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の

収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所には仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

(5) 医療救護用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

2 県における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 給水確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、水道事業者からの応援要請に備え、県有資機材の整備点検を行うとともに、警戒宣言が発せられた場合には、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」により広域応援体制を整える。

(3) 通信確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ県庁及び地方機関に配備している防災行政無線の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図るものとする。

(4) 浸水対策用の資機材・人員の配備

県は、市が備蓄する浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し応援するため、これらの資機材を整備するものとする。

また、県は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

(5) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

県は、地震発生後に健康状況調査が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制を整えるものとする。

(6) 医療救護用の資機材・人員の配備

県は、市からの応援要請に対応するため、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の編成・派遣の準備を行う。

3 水道事業者等における措置

(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者

水道事業者及び水道用水供給事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

(2) 県工業用水道事業者

県工業用水道事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、各施設について必要な点検・巡視を実施し、応急対策への準備、情報収集・伝達方法の確認、所要人員の確保に努める。

(3) 下水道管理者

下水道管理者（市及び県）は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

4 鉄道事業者における措置

東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社東海支社並びにその他の鉄道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。
- (2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

5 中部電力株式会社、株式会社JERAにおける措置

中部電力株式会社、株式会社JERAは、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

6 ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社及びその他のガス事業会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

7 通信事業者及び移動通信事業者における措置

- (1) 西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。
- (2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

8 日本赤十字社愛知県支部における措置

日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。

9 独立行政法人国立病院機構の病院における措置

独立行政法人国立病院機構の病院は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、医療救護班等の準備体制をとる。

第4章 発災に備えた直前対策

■基本方針

- 警戒宣言が発令された場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。
- なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難対策

1 市における措置

(1) 避難対象地区の周知

市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報等の対象となるべき津波危険地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難情報の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。

なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。

(2) 避難の指示等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

市は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知するものとする。

(4) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

(5) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地及び津波の被害が想定される半島部で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用 の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(6) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。

なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

(7) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

2 県における措置

(1) 市が行う避難対策への協力

県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市に協力するものとする。

ア 県の管理する施設を避難所、避難場所として開設・開放する際の協力

イ 避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のため必要な措置

(2) 市からの応援要請に対する措置

県は、避難した者に対する教護に必要な物資、資機材を調達・確保するため、市から応援の要請があったときは、おおむね次の措置をとるものとする。

ア 県が把握している物資等の供給のあっせん

イ 県が備蓄している物資等の貸与

ウ 県が保有する防災用資機材の配備

3 県警察における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

4 第四管区海上保安本部における措置

(1) 船舶、臨海施設等に対する警戒宣言等の伝達・周知

第四管区海上保安本部は、東海地震注意情報が発せられた段階から、船舶、臨海施設等に対して、あらかじめ定める伝達系統により、警戒宣言その他地震に関する情報の伝達・周知を行う。

(2) 遊泳者等に対する警戒宣言等の周知

第四管区海上保安本部は、東海地震注意情報が発せられた段階から、遊泳者等に対して、船舶、航空機により、警戒宣言その他地震に関する情報の周知を図る。

(3) 津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告（港則法）

第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告（港則法）を行う。

(4) 海上保安官による立退き指示

警戒宣言が発せられた場合において、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、海上保安官は立退きを指示する。海上保安官が立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(5) 海上保安官による警戒区域の設定及び区域外への退去等指示

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるとき、海上保安官は、警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

海上保安官が警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。

5 学校における措置

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、強化地域内外においては、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定

各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

(3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第2節 消防、浸水等対策

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、本計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 火災、水災等の防除のための警戒

(3) がけ地崩壊危険地域、津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保

(4) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

(5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導

(6) 地震防災応急計画の実施の指導

(7) 迅速な救急救助のための体制確保

(8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

(9) 水防資機材の点検、整備、配備

2 県における措置

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の消防、浸水等対策を行う。

- (1) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報警戒宣言が発せられた場合は、報道機関の協力を得て、住民に対し、火気使用の自粛、消火の準備等、火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。
- (2) 市等の消防・浸水対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況の確認
消火薬剤、浸水対策用資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、初動準備を行うとともに、市、各防災関係機関の消防・浸水対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況を確認する。
- (3) 応急排水機及び発電機の貸し出し体制の確立
被災時に備え、県内3か所の応急ポンプ管理センターで保有する応急排水機及び発電機の整備点検、貸し出し体制(要員配置、連絡体制構築)の確立等の準備をする。
- (4) その他必要な措置
その他浸水対策については、愛知県水防計画に準拠して必要な措置をとる。

第3節 社会秩序の維持対策

1 県警察における措置

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

- (1) 混乱防止の措置
ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。
イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。
- (2) 不法事案に対する措置
ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。
イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。
- (3) 避難に伴う措置
避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。
- (4) 自主防災活動に対する支援
自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

2 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

第4節 道路交通対策

1 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

- (1) 交通規制の基本方針

- ア 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混雑が生じない限り原則として制限しない。
- イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。
- ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大規模地震対策特別措置法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

(ア) 第1次

a 強化地域規制

次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

路線名	流入を制限する I C
東名高速道路	県内全 IC(春日井 IC 下り線を除く)
新東名高速道路	県内全 IC
伊勢湾岸自動車道	県内全 IC
東海環状自動車道	せと品野 IC 及びせと赤津 IC 内周り線(北進)を除く県内全 IC
名古屋瀬戸道路	全 IC
東名阪自動車道	県内全 IC
名古屋第二環状自動車道	全 IC
名古屋高速道路	全 IC
知多半島道路	全 IC
南知多道路	全 IC
知多横断道路	全 IC
中部国際空港連絡道路	全 IC

b 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の主要箇所において必要な規制等を行う。

交差点名	路線名	住 所	規制方向
一色下方	国道 155 号	稲沢市一色下方町	南進
梅須賀	県道一宮蟹江線	稲沢市梅須賀町	南進・東進
中之郷南	国道 22 号	北名古屋市中之郷南	南進
豊場	国道 41 号	西春日井郡豊山町	南進
瑞穂通 5 丁目	国道 19 号	春日井市瑞穂通 5 丁目	南進
高蔵寺北	国道 155 号	春日井市高蔵寺町	南進
新共栄橋南	国道 363 号	瀬戸市共栄通 3 丁目	南進・西進
東本町	国道 155 号	瀬戸市西本町 1 丁目	南進
小原トンネル北	国道 419 号	豊田市大ヶ蔵連町	南進
上郷大橋北	国道 153 号	豊田市大野瀬町	南進

(イ) 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

広域交通規制道路

国道	1 号、19 号、22 号、23 号、41 号、42 号
高速道路	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）
	中央自動車道西宮線（名神高速道路）
	第一東海自動車道（東名高速道路）
	東海北陸自動車道
	名古屋高速道路
	東海環状自動車道
	第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）
	伊勢湾岸道路
	近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）
	近畿自動車道（東名阪自動車道）
	名古屋第二環状自動車道
	知多半島道路
	南知多道路
	知多横断道路
	中部国際空港連絡道路

広域交通検問所

名 称	住 所	道 路 名
西八町交差点	豊橋市八町通	国道 1 号
坂下交番前	春日井市坂下町	国道 19 号
名四町交差点	名古屋市港区	国道 23 号
五郎丸交番前	犬山市橋爪東	国道 41 号
豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路
小牧東インター	小牧市大字野口	中央自動車道（西宮線）
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道
黒川インター	名古屋市北区田幡	名古屋高速道路
一宮木曽川インター	一宮市大字大毛	東海北陸自動車道
せと赤津インター	瀬戸市巡間町	東海環状自動車道
湾岸弥富インター	弥富市駒野町	伊勢湾岸自動車道

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。

エ 津波被害発生予測地域の周辺道路

発生予測地域内道路及び同地域に通ずる道路について、通行禁止規制等の交通規制を行う。

オ 石油コンビナート等特別防災区域の周辺道路

愛知県石油コンビナート等防災計画に基づく必要な交通規制を行う。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大規模地震対策特別措置法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申出者に交付する。

(7) 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

2 県、県公安委員会及び道路管理者における措置

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

(1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

(2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度 6 弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

1 中部運輸局における措置

中部運輸局は、鉄道について、次の措置をとるものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。
- (2) 警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し待機させる。ただし震度 6 弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。

2 東海旅客鉄道株式会社における措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運転取扱

- (ア) 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
- (イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客への対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。

- (2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運転取扱

警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。

(ア) 新幹線

- a 想定震度が 6 弱以上の地域への進入を禁止する。
- b 想定震度が 6 弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
- c 想定震度が 6 弱未満の地域においては、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

(イ) 在来線

- a 強化地域への進入を禁止する。
- b 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

- ｃ 域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客への対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等の必要な措置をとる。

3 日本貨物鉄道株式会社における措置

東海地震注意情報が発表された段階から、強化地域内を運転中、又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車については、原則として最寄りの貨物駅に抑止の手配を行う。

4 名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
- (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
- (イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
- (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

第6節 バス

1 中部運輸局における措置

中部運輸局は、路線バス事業者に対し、東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者に呼びかけるよう要請する。

2 路線バス事業者における措置

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7節 海上交通

1 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。

- (1) 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告（港則法）を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。
- (2) 港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (3) 臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の排出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。
- (4) 貯木場からの木材の流出による海上交通の阻害を防止するため、必要な指導を行う。

2 中部運輸局における措置

中部運輸局は、第四管区海上保安本部と協力して、関係事業者等へ応急措置の実施指導を行う。

第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 市及び水道事業者における措置

市及び水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

- (1) 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 県営水道入水団体は需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。
- (3) 県営水道受水団体は、自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県（企業庁）に緊急増量の要請を行うものとする。

2 県における措置

- (1) 県は、警戒宣言が発せられた場合、県営水道受水団体に対して、浄水場の浄水池や広域調整池等を利用し、可能な限り所要の給水量を確保するものとする。
- (2) 県は、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援を命ずるものとする。

3 中部電力株式会社、株式会社JERAにおける措置

中部電力株式会社、株式会社JERAは、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

4 都市ガス事業会社における措置

都市ガス事業会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

5 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

6 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法（第2編第2章第2節「10 通信施設」参照）

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

7 日本放送協会名古屋放送局における措置

(1) 防災組織の整備及び市・県への協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市および県と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

(3) 外国人、視覚障害者等への配慮

放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第9節 生活必需品の確保

1 市、県及び国における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

市、県及び国は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

市及び県は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

2 市及び県における措置

市及び県は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、ローリングストック等により3日以上（可能な限り1週間分程度）の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

第10節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる民間金融機関等における措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

(ア) 窓口営業の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

(イ) 取引者に対する営業停止等の周知徹底

営業停止等並びに継続して現金自動預け払い機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。

(ウ) 休日等の警戒宣言発令時における窓口営業の再開停止

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

(エ) 警戒宣言解除時における平常営業の再開

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

(オ) 発災後の応急措置

発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)アに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

イ 強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

(ア) 強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向け手形交換業務の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求めるものとする。

(イ) 平常営業

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止すること。

(イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

(ウ) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び少額短期保険業者の円滑な遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。

(エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

(オ) 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

イ 強化地域外に営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

(3) 証券会社等への措置

ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所の窓口における業務を停止すること。
- (イ) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。
- (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期するため、窓口業務の開始又は再開は行わない。
- (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。
- (オ) 発災後の証券会社等の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。
- イ 強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応
強化地域内の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の営業所又は事務所は、平常どおり業務を行う。
- (4) 電子債権記録機関への措置
 - ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応
 - (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。
 - (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。
 - (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期するため、営業所での営業の開始又は再開は行わない。
 - (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。
 - (オ) 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。
 - イ 強化地域外に営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応
強化地域内の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行う。

2 県における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

第11節 郵政事業対策

日本郵便株式会社の措置

- (1) 強化地域内の郵便局の措置
 - ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
 - イ アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。
 - ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。
 - エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

- (2) 強化地域外の郵便局の措置
原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第12節 病院、診療所

病院、診療所における措置

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。
- (3) 災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第13節 百貨店等

百貨店等における措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第14節 緊急輸送

1 市、県及び関係機関における措置

- (1) 市、県及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

2 県における措置

県は、市から輸送手段の確保について要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、関係機関又は関係者に対し協力を要請するものとする。

3 中部運輸局における措置

- (1) 中部運輸局は、陸上緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。
- (2) 中部運輸局は、海上緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる船舶の出動可能隻数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。

4 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、人員、物資の海上緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

5 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

6 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、市、県及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市及び県の警戒本部において調整を行うものとする。

7 広域物資拠点

警戒宣言発令時は、次のとおり緊急輸送基地（集積地点）並びに集積地点を設定する。

種類	設定場所	区間	延長(km)	摘要
中心基地	蒲郡市モーターボート競走場	旭町 ～竹谷町太田新田	1.8	
予備中心基地	蒲郡市体育センター	旭町 ～緑町	0.2	

発災の程度により予備中心基地を設定すること。

8 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の市域における緊急輸送道路は、次のとおりとする。

1・2次別	路線名	起点	終点	延長(km)
第1次	国道23号バイパス	蒲郡IC（清田町）	幸田町境（柏原町）	4.6
	国道23号	豊川市境（大塚町）	国道247号交点（大塚町）	2.6
	国道23号	幸田町境（竹谷町）	国道247号交点（拾石町）	0.6
	国道247号	国道23号交点（大塚町）	国道23号分岐点（拾石町）	7.4
	県道蒲郡港拾石線	国道23号交差（拾石町）	蒲郡港（浜町）	1.1
	臨港道路12号線 （蒲郡ふ頭内道路）	県道蒲郡港拾石線交点 （浜町）	蒲郡ふ頭9号岸壁（浜町）	0.7
	臨港道路19号線 （蒲郡ふ頭内道路）	臨港道路12号線交点 （浜町）	蒲郡ふ頭8号岸壁（浜町）	0.1
	小計			17.1

第 2 次	国道 247 号	西尾市境（形原町）	国道 23 号交点（拾石町）	3.5
	国道 23 号	国道 247 号交点（大塚町）	国道 247 号交点（竹谷町）	6.7
	国道 473 号	国道 23 号交点（松原町）	蒲郡中学校北東（新井町）	1.2
	主要地方道長沢蒲郡線	豊川市境（清田町）	市道前道下上大内 1 号線 交点（水竹町）	2.0
	市道前道下上大内 1 号線	蒲郡中学校北東（新井町）	主要地方道長沢蒲郡線交 差（清田町）	2.2
	小 計			15.6
	合 計			32.7

9 緊急輸送車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の確認届出を行うこととする。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、第 4 節 1 (6) に定めるところによる。

10 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第 15 節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

■基本方針

- 市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川・海岸、港湾・漁港、農業用施設、不特定かつ多数が出入りする施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な施設等に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。
- なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第1節 道路

地震が発生した場合予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土か所の崩落、路面の亀裂、沈下、橋梁の損壊等が想定される。

このため市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- (1) 道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、道路表示板により、その内容を伝達するものとする。

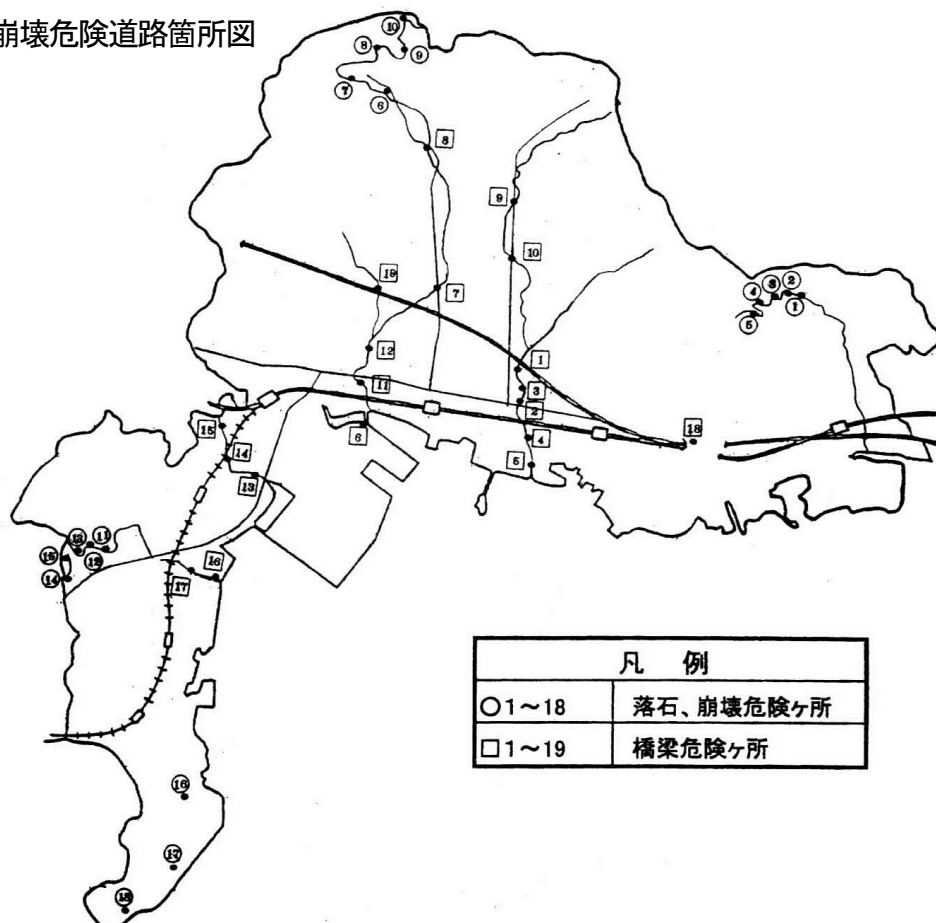
- (2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (6) 県警察、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

ア 道路防災総点検を実施し、道路交通に障害を及ぼすおそれのある危険か所は、下記表及び図面のとおりとする。

図面番号	路線名	状況
①	上ミ荒井1号線	落石・崩壊危険L= 4 3 m
②	上ミ荒井1号線	落石・崩壊危険L= 4 6 m
③	上ミ荒井1号線	落石・崩壊危険L= 3 4 m
④	上ミ荒井1号線	落石・崩壊危険L= 3 8 m
⑤	上ミ荒井1号線	落石・崩壊危険L= 4 8 m
⑥	坂本前田大沢1号線	落石・崩壊危険L= 6 8 m
⑦	坂本前田大沢1号線	落石・崩壊危険L= 9 0 m
⑧	坂本前田大沢1号線	落石・崩壊危険L= 2 5 m
⑨	坂本前田大沢1号線	落石・崩壊危険L= 2 0 0 m
⑩	坂本前田大沢1号線	落石・崩壊危険L= 5 5 m
⑪	開戸牛転1号線	落石・崩壊危険L= 3 5 m
⑫	開戸牛転1号線	落石・崩壊危険L= 4 0 m
⑬	開戸牛転1号線	落石・崩壊危険L= 8 5 m
⑭	開戸牛転1号線	落石・崩壊危険L= 4 6 m
⑮	開戸牛転1号線	落石・崩壊危険L= 5 0 m
⑯	大知柄南圃1号線	落石・崩壊危険L= 6 5 m

⑰	港町大山 1 号線	落石・崩壊危険 L= 1 1 1 m
⑱	港町大山 1 号線	落石・崩壊危険 L= 3 0 m
①	西田川 16 号線	橋梁危険 小崎橋
②	西田川 21 号線	橋梁危険 五反田橋
③	西田川 31 号線	橋梁危険 西田川橋
④	西畑丸山町 1 号線	橋梁危険 昭和橋
⑤	七舗港町 1 号線	橋梁危険 西田橋
⑥	港町栄町 1 号線	橋梁危険 潮止橋
⑦	宮成町坂本前田 1 号線	橋梁危険 平和橋
⑧	宮成町坂本前田 1 号線	橋梁危険 大口橋
⑨	掘込上大内 1 号線	橋梁危険 中郷橋
⑩	掘込上大内 1 号線	橋梁危険 大塔橋
⑪	地藏ヶ崎江尻 1 号線	橋梁危険 旭橋
⑫	緑町和合 1 号線	橋梁危険 緑橋
⑬	小深田向イ 1 号線	橋梁危険 昭和橋
⑭	野田岡 1 号線	橋梁危険 野田橋
⑮	倉田堀ノ内 1 号線	橋梁危険 蔵子田橋
⑯	春日浦 1 号線	橋梁危険 北浜橋
⑰	春日浦 2 号線	橋梁危険 春日浦橋
⑱	仲野狐狭間 1 号線	橋梁危険 西大塚跨線橋
⑲	宮成町小敷塚 1 号線	橋梁危険 第二鉄砲跨線橋

落石、崩壊危険道路箇所図



第2節 河川等

1 河川

市における管理河川は、次のとおりであり、東海地震注意情報が発表された段階から、必要に応じて所管する河川施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、状況に応じ防災応急措置を講ずるとともに、工事中の場合は中断等の措置を執るものとする。

番号	河川名	管理	番号	河川名	管理
1	紫 川 (二級・準用)	愛知県・蒲郡市	22	尺 地 川 (二級・準用)	愛知県・蒲郡市
2	相 楽 川 (準用・普通)	蒲郡市	23	石 神 川 (普 通)	蒲郡市
3	丹 下 川 (準 用)	蒲郡市	24	大 迫 川	蒲郡市
4	丸 差 川 (準用・普通)	蒲郡市	25	都 川	蒲郡市
5	勝 川	蒲郡市	26	西 迫 川	蒲郡市
6	宮 川	蒲郡市	27	拾 石 川 (二 級)	愛知県
7	肥 川 (普 通)	蒲郡市	28	鹿 島 川 (普 通)	蒲郡市
8	硯 川	蒲郡市	29	中 野 川 (準用・普通)	蒲郡市
9	神 田 川 (準用・普通)	蒲郡市	30	寺 中 川	蒲郡市
10	西 田 川 (二級・普通)	愛知県・蒲郡市	31	天 神 川	蒲郡市
11	力 川 (二級・準用)	愛知県・蒲郡市	32	小 山 川	蒲郡市
12	山 林 川 (準用・普通)	蒲郡市	33	秋 葉 川 (準 用)	蒲郡市
13	平 田 川 (普 通)	蒲郡市	34	袋 川 (準用・普通)	蒲郡市
14	五 井 川	蒲郡市	35	地 蔵 川 (普 通)	蒲郡市
15	膳 棚 川	蒲郡市	36	挾 間 川	蒲郡市
16	落 合 川 (二級・普通)	愛知県・蒲郡市	37	港 川	蒲郡市
17	名 取 川 (普 通)	蒲郡市	38	境 川 (準用・普通)	蒲郡市
18	兼 京 川 (準 用)	蒲郡市	39	勘 七 川 (普 通)	蒲郡市
19	東坂本川 (普 通)	蒲郡市	40	竜 田 川	蒲郡市
20	西坂本川	蒲郡市	41	田次兵衛川	蒲郡市
21	大 沢 川	蒲郡市	42	下 地 川	蒲郡市

2 豊川用水

水資源機構は、地震が発生（警戒宣言が発せられた場合を含む）した場合、発災による豊川用水施設及び地域住民への被害の軽減及び防止を図るため、次のとおり防災体制を確立する。

(1) 地震災害警戒組織

東海地震注意情報が発表された段階から防災に関する業務の適切な遂行を図るため、防災本部を豊川用水総合事業部内に設置する。

(2) 情報連絡

豊川用水総合事業部内における、警戒態勢及び情報の伝達は防災体制に基づき、無線及び一般加入電話により周知徹底する。

(3) 警戒宣言が発せられたときの措置

地震発生によって想定される二次災害を最小限にとどめるため、水路施設の安全度及び地震時の施設操作を考慮して水路通水量を抑制し、水路施設全般の保全を図るものとする。

なお、放流工等から緊急操作を実施しなければならない場合は、河川管理者及び関係行政機関に事前

連絡するとともに、下流の安全を確認した後、実施するものとする。

ア 幹線水路関係

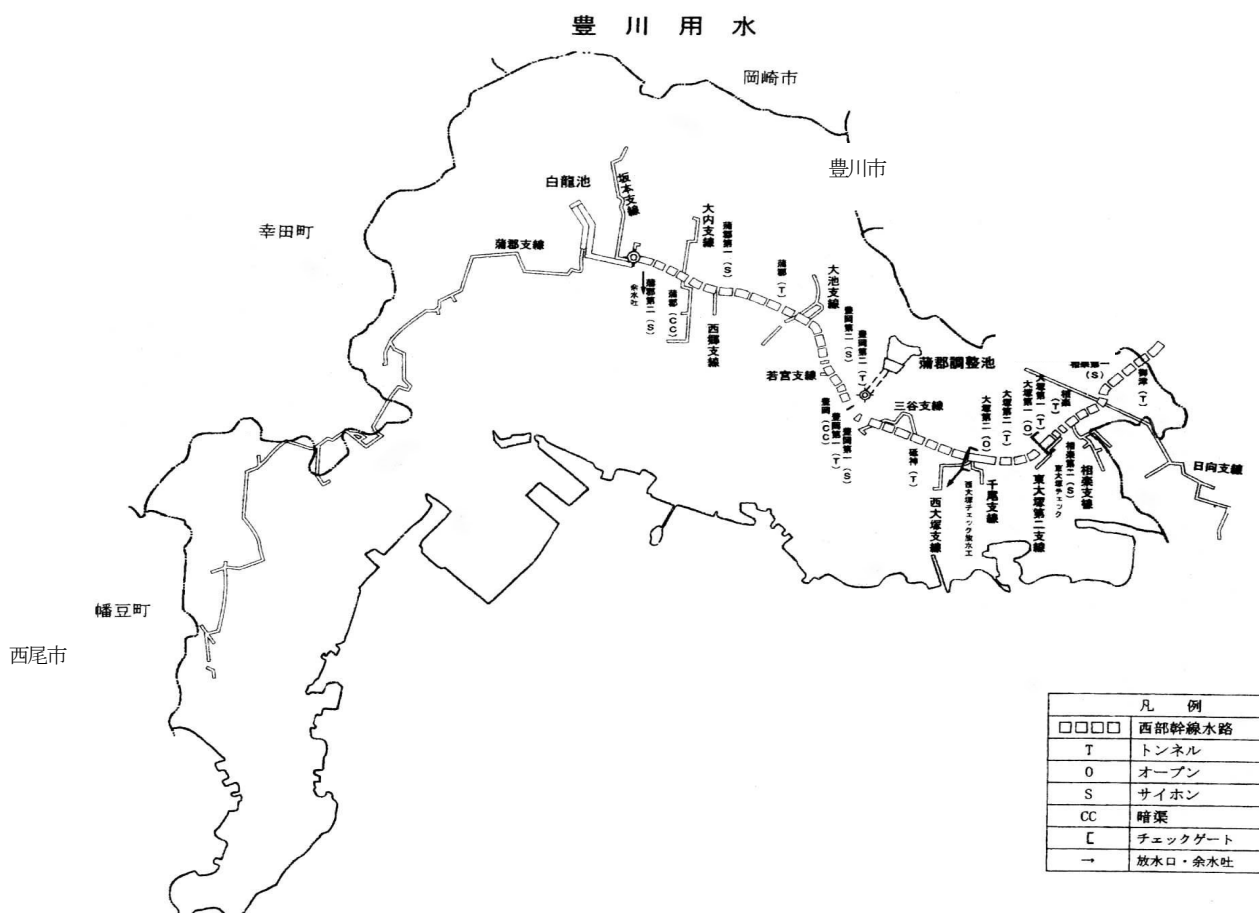
頭首工の取水量変更に伴い、幹線水路における各調整堰及び分水工ゲートを適切に操作を行うものとする。

イ 蒲郡調整池（とよおか湖）

放流バルブからの緊急放流等が予想される場合は、蒲郡市の協力のもと、下流住民への周知のうえ行うものとする。

なお、放余水工使用に伴う関連事項は、次のとおりである。

施設名称	関係河川	河川管理者	放余水最大量
西大塚チェック放流工	普通河川 勝川	蒲安市	0.6 m ³ /s
蒲田調整池放流工	普通河川 山林川	蒲安市	洪水吐 54 m ³ /s 放流バルブ 1.25 m ³ /s
蒲田余水工	砂防河川 落合川	愛知県	1.1 m ³ /s



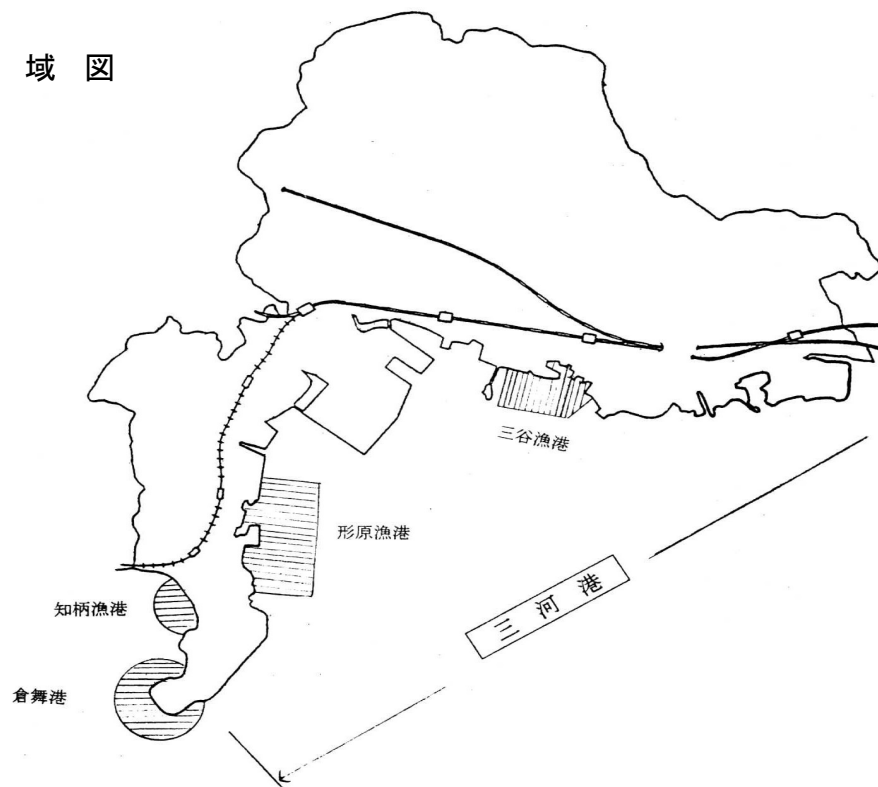
第3節 港湾・漁港

市における管理港湾は、次のとおりであり、東海地震注意情報が発表された段階から次の措置を執るものとする。

- (1) 必要に応じて所管する施設の巡視・点検を行い、状況に応じて応急の措置をとる。
また、工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事の中断等の措置をとる。
- (2) 特定の施設または特定の者のみが利用している施設について、必要に応じて利用者に防災上必要な措置を要請する。
- (3) 津波の危険のある地区について、水門・閘門等の操作または操作の準備のための配備を行う。
- (4) 応急復旧に必要となる、資機材の保有状況、事前配備についての確認・連絡を行う。
- (5) 関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

番号	港名・その他		
1	三谷漁港	第三種漁港	愛知県管理
2	形原漁港	第三種漁港	愛知県管理
3	知柄漁港	第二種漁港	愛知県管理
4	倉舞港	地方港湾	蒲郡市管理
5	三河港	重要港湾	愛知県管理
	内 訳 (西浦地区 (鵜港) 蒲郡地区 (蒲郡港・東港) 三谷地区 (蒲郡ヨットハーバー) 大塚地区 (海陽ヨットハーバー・ラグーナ)		

港 湾 区 域 図



第4節 農業用施設

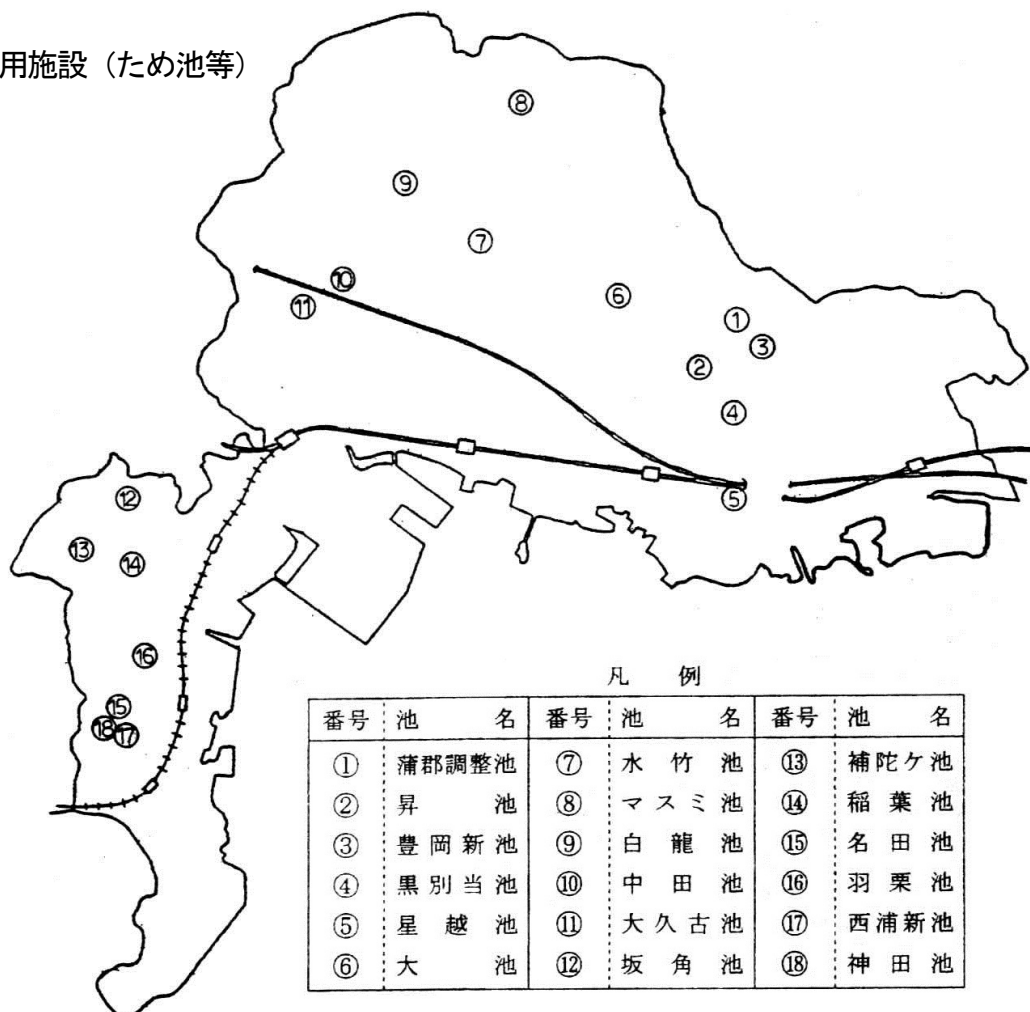
地震の発生により堰堤の決壊等が生じた場合大規模な浸水被害の発生が想定される農業用施設（ため池等）は、次のとおりとする。

図面 番号	名称	貯水量	その他	図面 番号	名称	貯水量	その他
		m ³				m ³	
1	蒲郡調整池	500,000		10	中 田 池	10,013	
2	昇 池	6,600		11	大 久 古 池	27,600	
3	豊 岡 新 池	6,400		12	坂 角 池	7,700	
4	黒 別 当 池	5,700		13	補 陀 ケ 池	39,100	
5	星 越 池	7,100		14	稲 葉 池	2,100	
6	大 池	9,200		15	名 田 池	9,500	
7	水 竹 池	12,900		16	羽 栗 池	20,300	
8	マ ス ミ 池	50,200		17	西 浦 新 池	6,800	
9	白 龍 池	38,500		18	神 田 池	10,300	

警戒宣言が発せられた場合は、これらの施設管理者は、直ちに緊急点検及び巡視を実施し、状況に応じて管理上の措置を講ずるとともに工事中の場合は中断等の措置を執るものとする。

河川等の緊急点検及び巡視の実施体制は、蒲郡市地震災害警戒本部要綱の定めるところによる。

農業用施設（ため池等）



第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、診療所、社会福祉施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

1 一般的事項

(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

(ア) 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設から退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

(ア) 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として施設を閉館する。

(2) その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発された場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータ・システムなど重要資機材の点検等の体制

2 学校等

学校においては、第4章第1節5「学校における措置」に定めるところによる。

なお、当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。また、幼稚園においても学校に準じて行うものとする。

3 病院・診療所

病院・診療所においては、東海地震注意情報が発表された場合、診療等に関して次の措置をとるものとする。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

- ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。
- イ 救急の場合を除き、外来診療は中止する。
- ウ 帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。

(2) 警戒宣言が発せられた場合

- ア 救急の場合を除き外来診療は中止する。
- イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

4 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所または利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や生活及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のため具体的な措置を定めるものとする。

なお、保育園については学校に準じて行うものとする。

第6節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

(1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎の管理者は第5節1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保

(2) 本計画に定める緊急避難場所、避難所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、(1)に掲げる措置をとるとともに、市が行う緊急避難場所、避難所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第7節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物または施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事中止をするものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

■基本方針

- 防災関係機関は、地域防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。
- なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

1 市における措置

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大規模地震対策特別措置法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

2 県における措置

(1) 知事の応援に関する指示

知事は、市において実施する地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認められるときは、他の市町村に応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- ア 応援すべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

(2) 連絡・受入れ体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

3 費用の負担方法

- (1) 他県又は他市町村から、県又は市に応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大規模地震対策特別措置法第31条の規定による。
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 市における措置

市地震災害警戒本部長は、市域の地震防災応急対策実施のための自衛隊派遣を必要とするときは、県地震災害警戒本部長に対し次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

- ア 派遣を必要とする理由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他参考となるべき事項

2 部隊の受入れ及び経費の負担区分

地震防災派遣が実施された場合の、部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第3編第4章第3節5「災害派遣部隊の受入れ」及び7「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

第3節 消防機関相互の応援体制の整備

現在消防機関相互の応援体制は、愛知県下及び東三河地区等隣接市町村間の消防相互応援協定があるが、近隣地区が被災地となることも考えられるので、これらの整備充実とともにさらに広域的な応援体制の確立を図る必要がある。

また、激甚災害の場合は、全国の消防機関相互による応援体制として発足した緊急消防援助隊による広域応援活動を活用するための受入れ体制を整えるものとする。

第7章 市民のとりべき措置

■基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、個人または共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第1節 家庭においてとりべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛するものとする（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとるものとする。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。
- (10) 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第2節 職場においてとりべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛するものとする。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。

- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。
- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うものとする。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。

蒲郡市地域防災計画

蒲郡市水防計画

編集発行 蒲郡市防災会議

蒲郡市

〒443-8601 蒲郡市旭町 17 番 1 号

蒲郡市危機管理課

TEL 0533-66-1208

FAX 0533-66-1190